

# 地方分権に関する基本問題についての 調査研究会報告書

(座長：神野 直彦)

平成31年3月

一般財団法人 自治総合センター

## はしがき

第1次・第2次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、地域が自らの創意と工夫により課題を解決するための制度的基盤の構築が図られてきた。

平成25年6月に「第3次一括法」、平成26年5月に「第4次一括法」が成立し、地方公共団体に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきた。

さらに、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年から導入された。

「提案募集方式」による地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を一層推進するため、平成27年6月に「第5次一括法」、平成28年5月「第6次一括法」、平成29年4月「第7次一括法」が成立し、平成30年6月には「第8次一括法」が成立した。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。平成30年度においては3回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたものである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

平成31年3月

一般財団法人 全国市町村振興協会  
理事長 坂本森男  
一般財団法人 自治総合センター  
理事長 梶田信一郎



# 地方分権に関する基本問題についての調査研究会

## 委員名簿

座長	神野 直彦	日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授
	青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
	荒井 崇	東北大学大学院法学研究科教授(※第1回研究会まで)
	池上 岳彦	立教大学経済学部教授
	伊集 守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
	川島 司	日本大学経済学部教授
	木村 宗敬	東北大学大学院法学研究科教授(※第3回研究会から)
	佐藤 滋	東北学院大学経済学部准教授
	関口 智	立教大学経済学部教授
	高端 正幸	埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授
	沼尾 波子	東洋大学国際学部教授
	半谷 俊彦	和光大学経済経営学部教授
	古市 将人	帝京大学経済学部准教授
	星野 泉	明治大学政治経済学部教授
	諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授



## 目 次

### 第1章 平成30年度調査報告

- イギリスにおける地方税財政改革の現状と課題 ······ 3
- 社会保障給付と財源負担の国際比較サーベイ  
—福祉国家の支持調達問題を念頭に— ······ 18
- 地域づくりのプラットホーム構築と財政 ······ 27

### 第2章 参考資料

- 経済財政運営と改革の基本方針2018 ······ 49
- 平成31年度地方税制改正の課題 ······ 67
- 自治体戦略2040構想研究会第一次・第二次報告について  
～人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する  
社会をどう構築するか～ ······ 85



# **第1章**

## **平成30年度調査報告**



# イギリスにおける地方税財政改革 の現状と課題

佐藤 滋（東北学院大学経済学部）

---

2018年7月30日

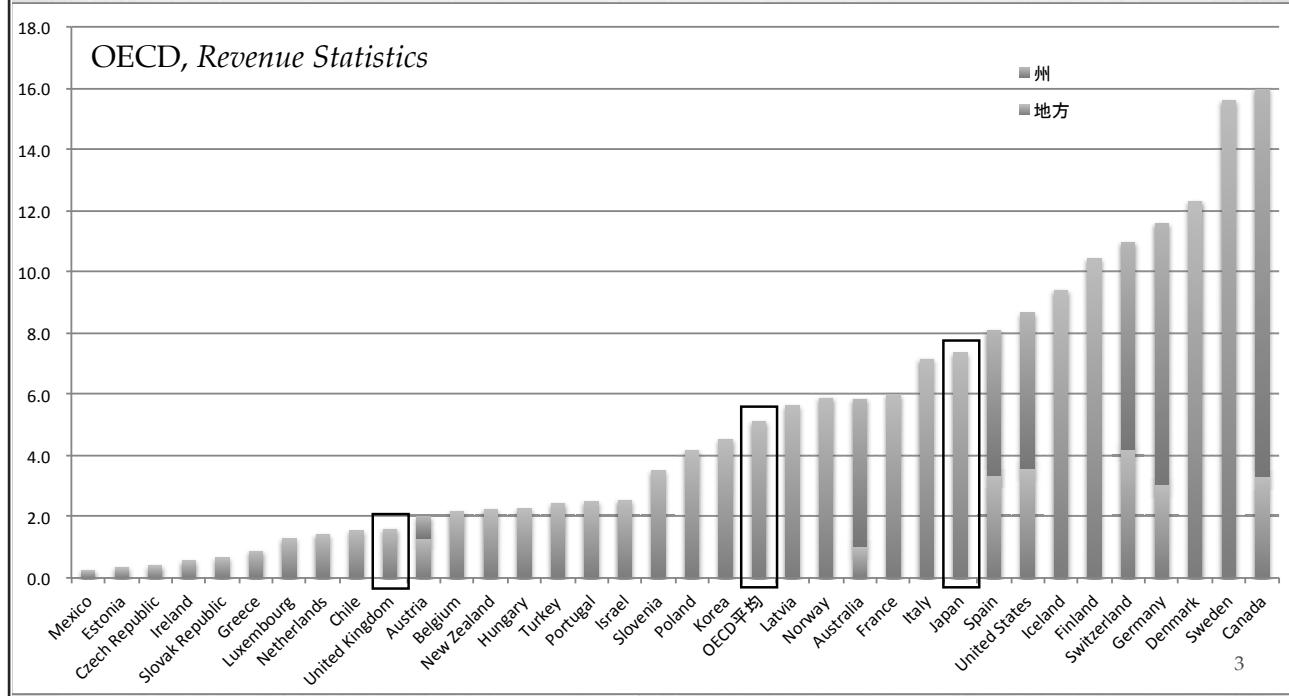
1

## 1. イギリス地方税制の概観

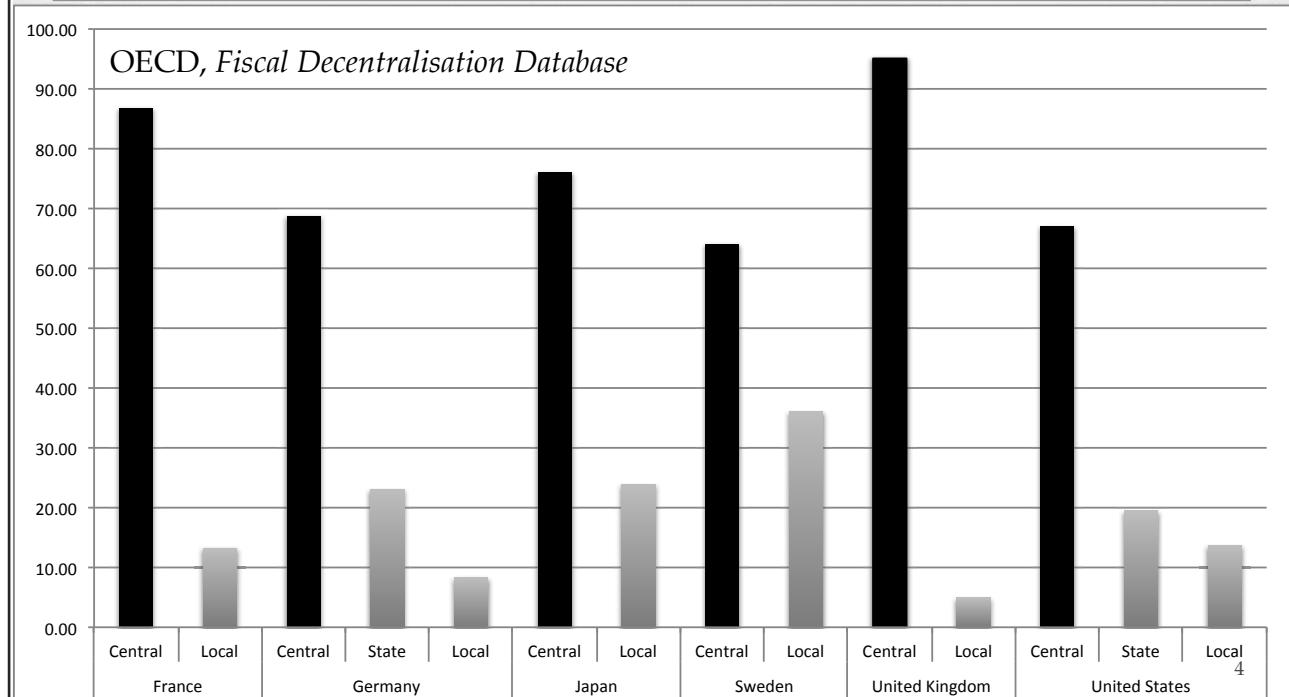
---

2

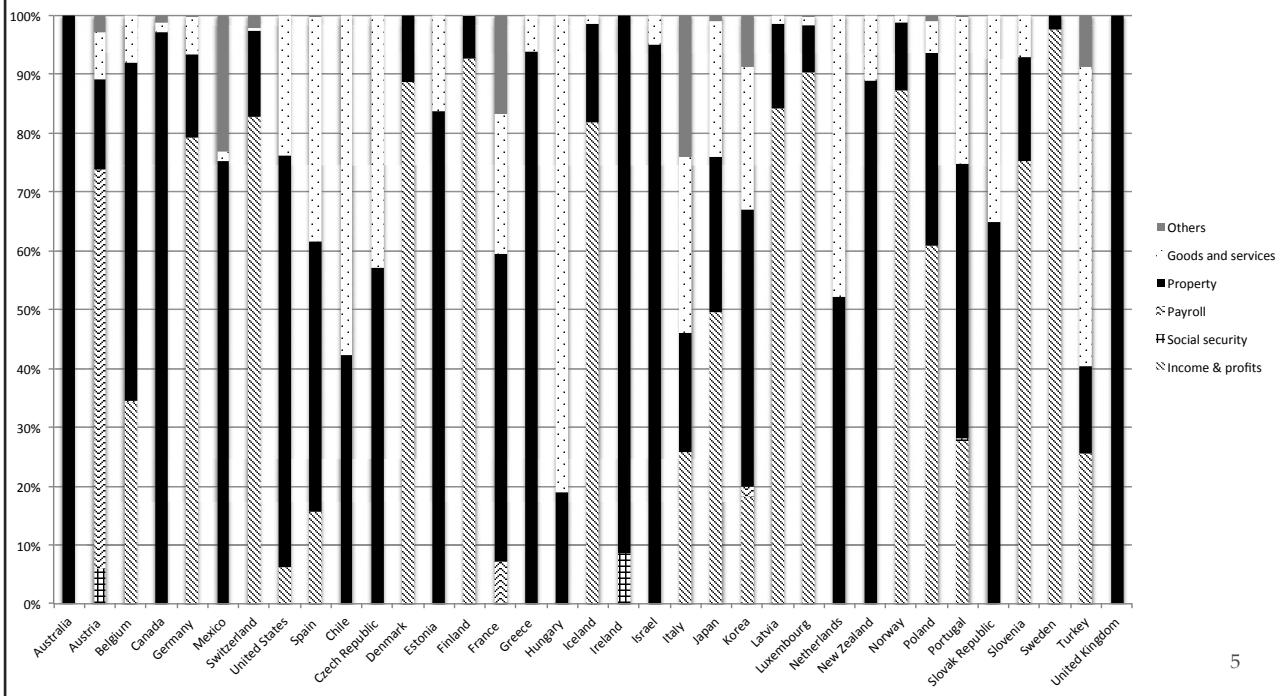
# 小さな地方税負担（1）：地方税収の国際比較（対GDP比、2015年）



# 小さな地方税負担（2）：中央・州・地方政府の税収配分（対GDP比、2015年）

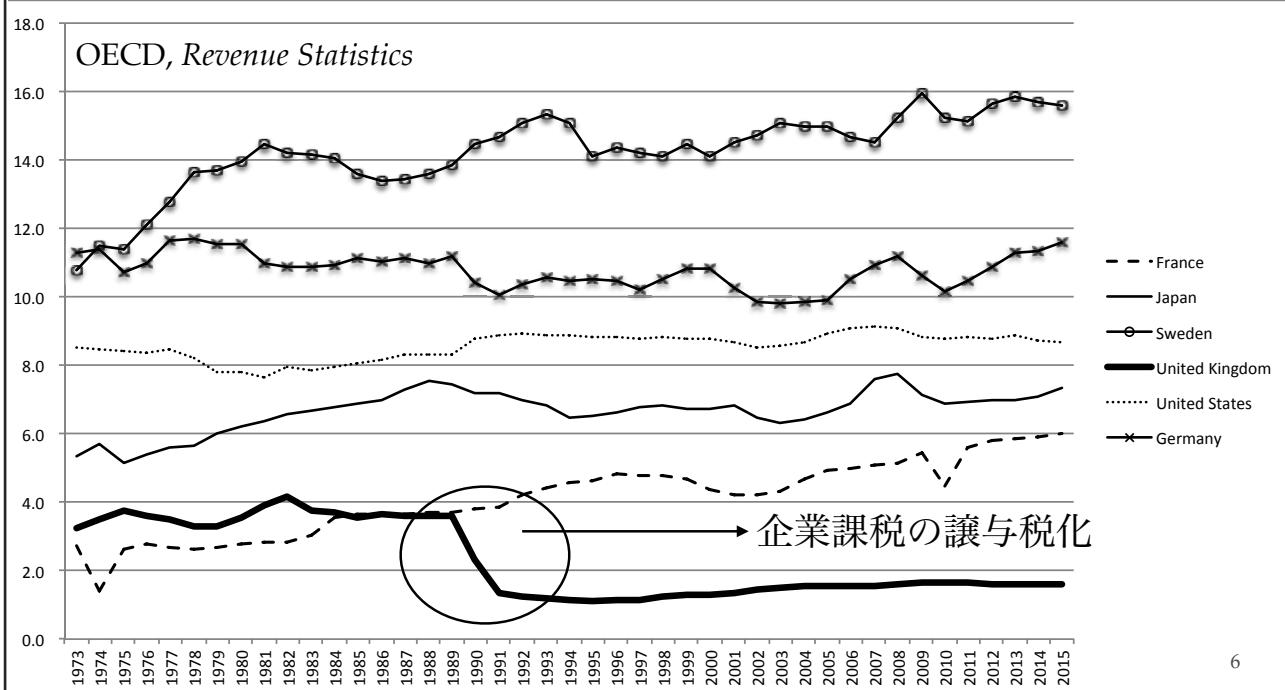


# 財産課税（カウンシル・タックス）のみの 単税制度：アングロ・サクソン型の典型



5

## 中央集権化の進展：地方税収の推移（対 GDP比、1973-2015年）



6

# 小さな地方税収と強い税率決定権の カップリング

OECD, *Fiscal Decentralisation Database*

	Sub-central tax revenue		As share of sub-central tax revenues													
	As % of GDP	As % of total tax revenue	Discretion on rates and reliefs		Discretion on rates		Discretion on reliefs		Tax sharing arrangements				Rates and reliefs set by CC			
			Full	Restricted	Full	Restricted	(r)	(rl1)	(rl2)	(rl3)	(rl4)	(e)				
			(a1)	(a2)	(h1)	(h2)	(r)	(rl1)	(rl2)	(rl3)	(rl4)	(e)				
Canada	15.4	49.5														
Provinces	12.2	39.1	96.7	-	-	-	-	-	3.3	-	-	-	-	-	100.0	
Local	3.2	10.4	1.6	-	95.6	-	-	-	-	-	-	-	1.1	1.7	100.0	
France	5.9	13.0														
Local	5.9	13.0	45.6	-	15.9	3.2	0.2	0.0	-	-	14.2	19.2	1.7	100.0		
Germany	11.3	30.8														
Lander	8.3	22.6	-	-	3.9	-	-	-	92.1	-	-	-	-	3.4	100.0	
Local	3.0	8.2	-	-	14.4	41.0	-	-	42.5	-	-	-	-	1.4	100.0	
Japan	7.1	23.4														
Local	7.1	23.4	-	0.1	58.4	26.2	-	-	-	-	-	-	15.2	-	100.0	
Sweden	15.7	36.0														
Local	15.7	36.9	-	-	97.5	-	-	-	-	-	-	-	2.5	-	100.0	
United Kingdom	1.6	4.9														
Local	1.6	4.9	-	-	96.3	1.1	-	-	-	-	2.6	-	-	-	100.0	
United States	8.7	33.7														
States	5.1	19.7	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
Local	3.6	14.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	

## 2. 近年の地方税財政改革の概観

## 自治体の歳入構成の変容

DCGL, Local government financial statistics England, 各年版より作成

労働党 保守・自民党

↔ (£ million)

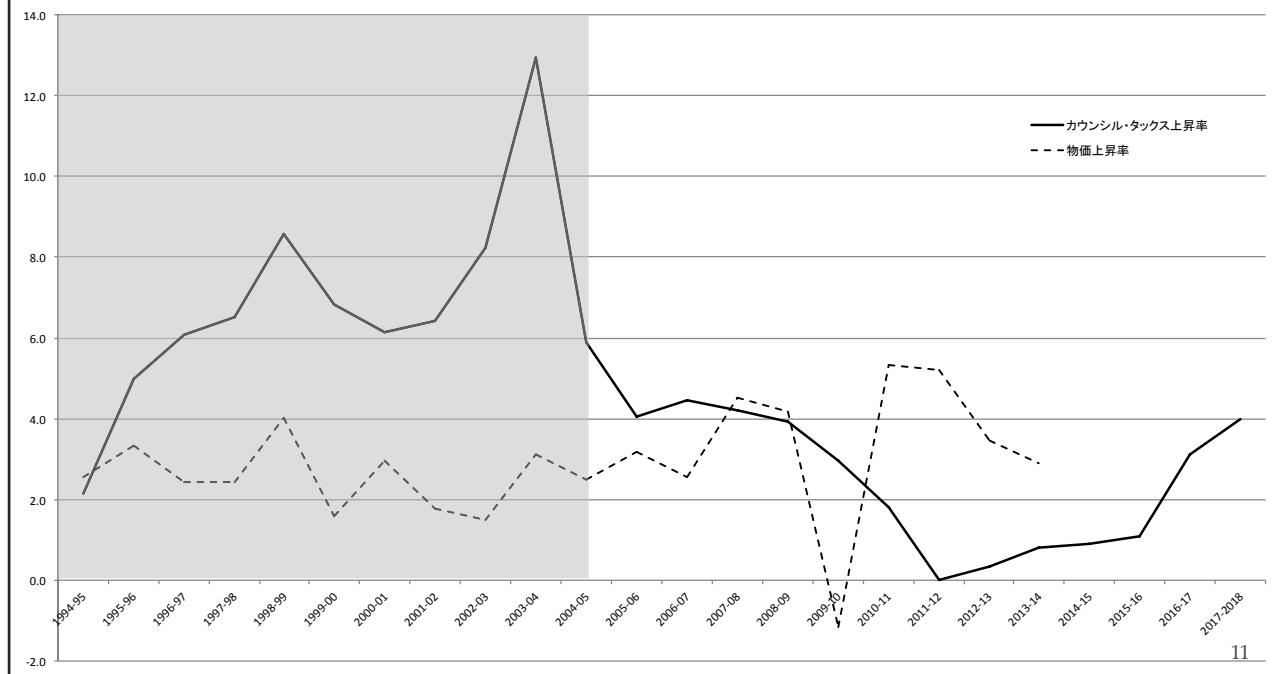
	2005-06	2009-10	2013-14	2015-16
<b>Grant income:</b>				
Revenue Support Grant	26,663	4,501	15,175	9,520
Redistributed non-domestic rates	18,004	19,515	-	-
Police Grant	4,353	4,253	7,565	7,423
Specific and special grants inside Aggregate External Finance (AEF)	14,785	45,737	41,760	40,119
Local Services Support Grant (LSSG)	-	-	77	29
General GLA Grant	-	-	-	-
Area Based Grant	-	3,314	-	-
Other grants inside AEF	37	48	-	-
Grants outside AEF	11,804	17,374	18,417	18,296
Housing subsidy	217	-134	-795	-734
Grants towards capital expenditure	5,298	8,761	8,782	10,863
<b>Total grant income</b>	<b>81,161</b>	<b>103,369</b>	<b>90,982</b>	<b>85,516</b>
<b>Locally-funded income:</b>				
Council tax	21,315	25,633	23,371	24,734
Retained Income from Rate Retention Scheme			▼ 10,719	11,855
External interest receipts	1,215	778	839	1,047
Capital receipts	3,777	1,427	2,481	2,196
Sales, fees and charges	11,420	12,852	12,695	11,666
Council rents	6,208	6,326	7,215	7,468
<b>Total locally-funded income</b>	<b>43,935</b>	<b>47,017</b>	<b>57,319</b>	<b>58,966</b>
Other income and adjustments	9,384	12,272	9,253	19,390
<b>Total income</b>	<b>134,481</b>	<b>162,658</b>	<b>157,554</b>	<b>163,871</b>
Grants as a percentage of total income	60%	64%	58%	52%

概ね変化なし

### 3. 労働党政権下の地方税財政改革 (1997～2010)

# 急増する地方税負担：カウンシル・タックスの上昇率（単位：%）

DCGL, Local government financial statistics England, 各年版より作成



11

## ギア効果 (Gearing Effect) (1)

「最後」の調整手段としてのカウンシル・タックス



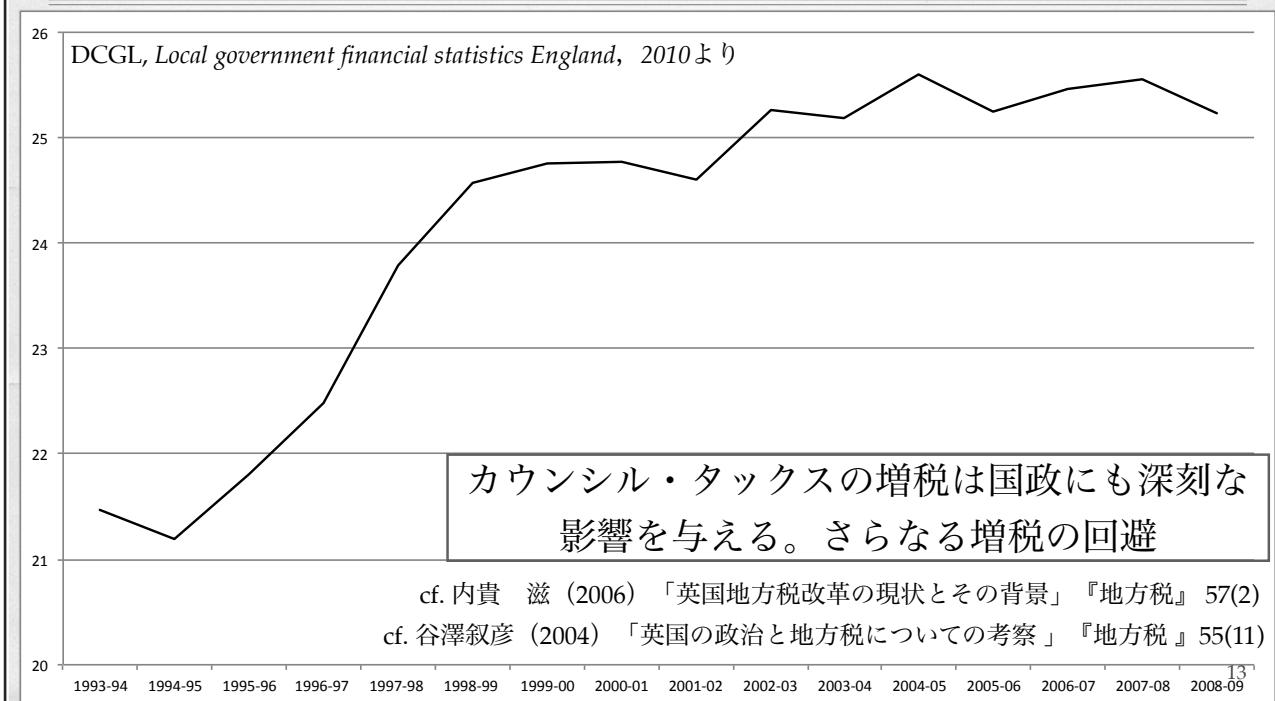
仮に、カウンシル・タックスで歳出の50%を賄っているとする。そのとき、歳出の1%の増大を地方税の増加によって賄うとすると、カウンシル・タックスの2%の引き上げが必要。20%の場合、5%の引き上げが必要。

Cf. 河合宏一 (2008) 「英国唯一の地方税・カウンシル・タックス」 『地方財政』 47(1)

Cf. 星野 泉 (2004) 「イギリスの分権化と地方税制改革」 『都市問題』 95(3)

12

## ギア効果（2）：カウンシル・タックスが 経常歳出に占める割合（単位：%）



## 逆進的な地方税：物税→人税→物税 +人税（＝カウンシル・タックス）

税額は、絶対額にして3倍の差にすぎない

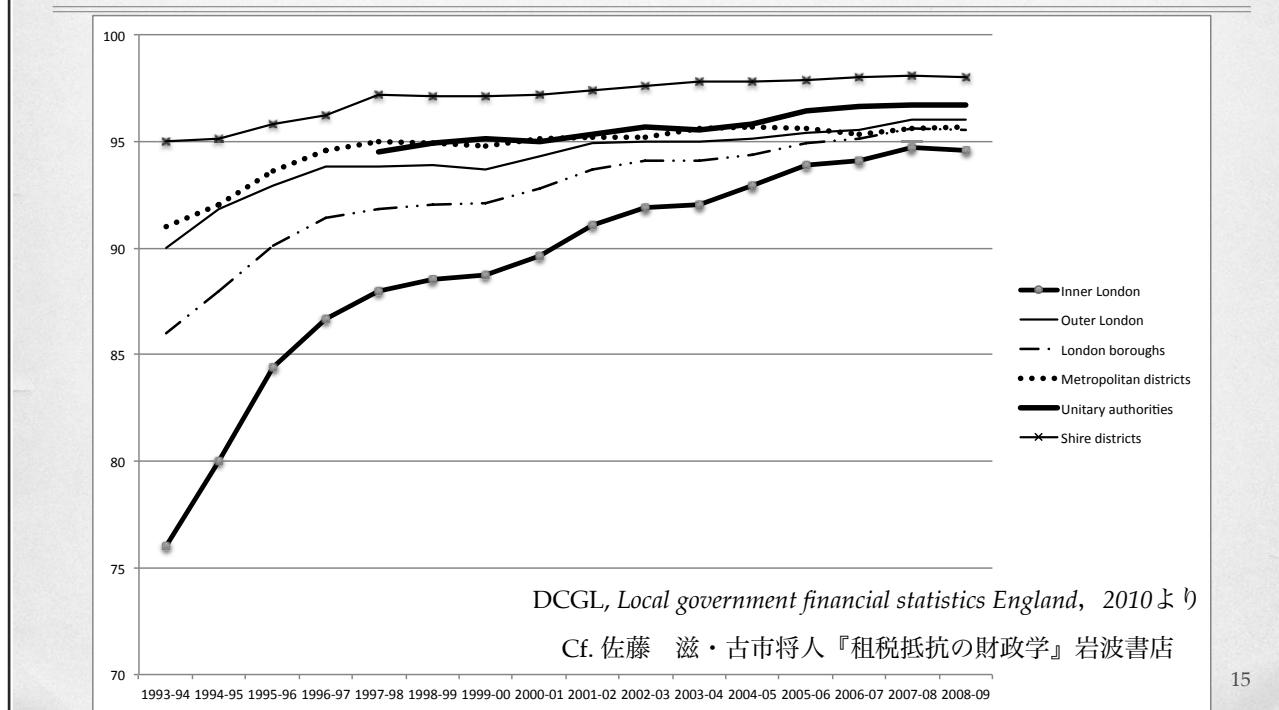
	Band A	Band B	Band C	Band D	Band E	Band F	Band G	Band H	Total
Valuation band ranges		£40,001 Under £40,000	£52,001 to £52,000	£68,001 to £68,000	£86,001 to £88,000	£120,001 to £120,000	£160,001 to £160,000		Over £320,000
Ratio to Band D	6/9	7/9	8/9	1	11/9	13/9	15/9	2	
Total England (Thousands)	5,701	4,481	4,979	3,503	2,161	1,141	804	130	22,899
% in band	24.9	19.6	21.7	15.3	9.4	5.0	3.5	0.6	100.0

標準税率以下で81.5%の人口をカバー

DCGL, Local government financial statistics England, 2011より

補足) 低所得層は、全額国庫負担のカウンシル税給付が支給される。また、ライオネズ・レポートのような主流の改革案は、現行制度を維持したうえ、バンドを上下に追加するなど、物税の「人税化」という方向性を模索。<sup>14</sup>

# 人頭税への強烈な租税抵抗からの正常化過程：カウンシル・タックスの徴収率（%）



## カウンシル・タックスの負担急増にどう対処するか？

- ✿ 労働党政権（1997-2010）：国策として教育を重視。教育費は、単独では自治体歳出の最大費目。
  - ✿ 地方税財政の体系的な改革を長期的な課題として棚上げ。増税を懸念し、資産再評価も凍結。譲与税となり国税となっていた企業課税ビジネス・レイトの再地方税化も実行せず。
  - ✿ 教育費の全額国庫負担化と、カウンシル・タックスの上昇率にキャッピング
- ✿ なし崩し的に中央集権化が進展。

# 交付金算定への影響：簡素→複雑

## ◆ 教育費の国庫補助金化以前

- ◆ 歳入援助交付金 = 公共支出配分額 - (ビジネス・レイト + 想定力  
ウンシル・タックス)

ビジネス・レイトの増減と、歳入援助交付金の  
増減が相殺される仕組み。自治体の開発努力は？

## ◆ 教育費の国庫補助金化以後

- ◆ 歳入援助交付金 + ビジネス・レイト = 需要基準額 - 財源基準額  
+ 中央配分額 ± フロア保障
- ◆ 地方税以外の、ほかの財源にしわ寄せが生じる結果に。

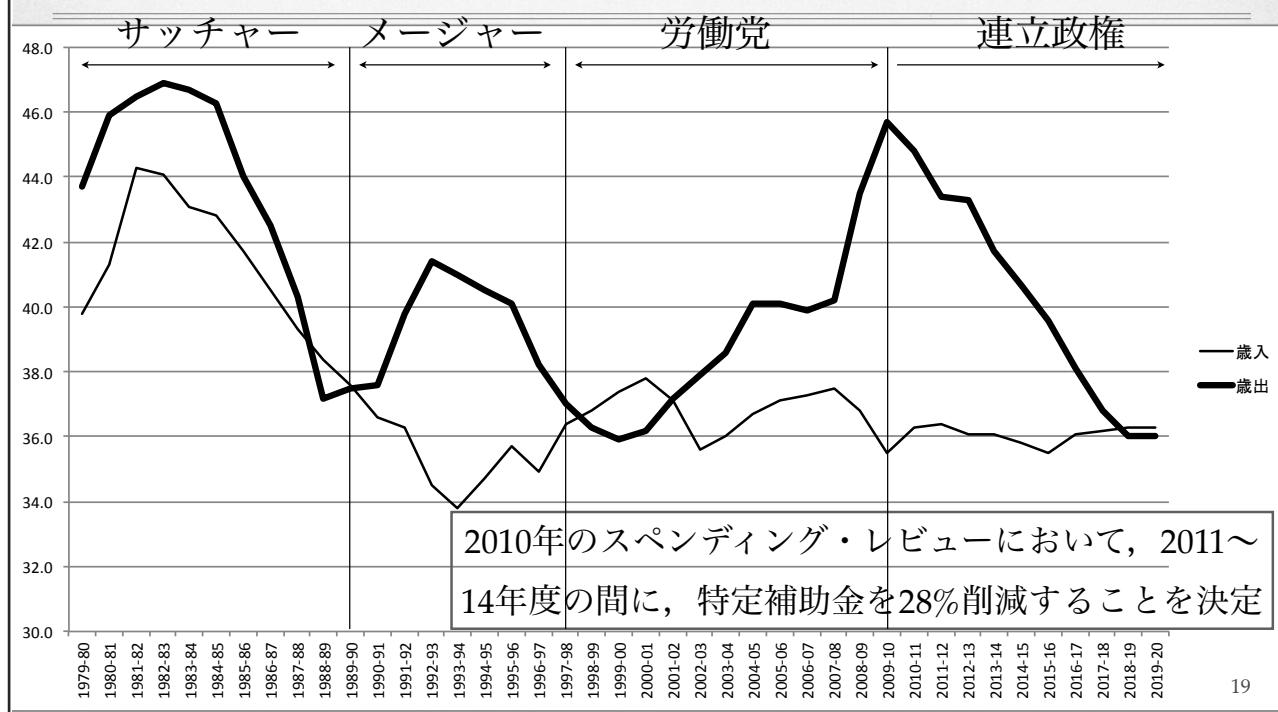
17

## 4. 連立政権下の地方税財政改革

(2010～)

18

## 戦後最大規模の財政再建のなかで、地方税財政改革のあり方は？：歳出・歳入の推移（対GDP比）



19

## 自治体の悲願の達成？（1）

cf. 林 健久（2002）「州・地方の企業課税--90年代の

ヨーロッパの若干の事例」『地方財政』41(12)

- ◆ サッチャー政権下でビジネス・レイトが譲与税化。1990年～
- ◆ 労働党支配自治体への対抗、企業の競争力の向上が目的（企業から個人への負担転嫁）。フランスやドイツの企業課税改革との同時代性。
- ◆ 税率決定権を、自治体から国へ
- ◆ ロンドンから他地域への地域間再分配
- ◆ 徴収された税は、成人人口をもとに再分配

20

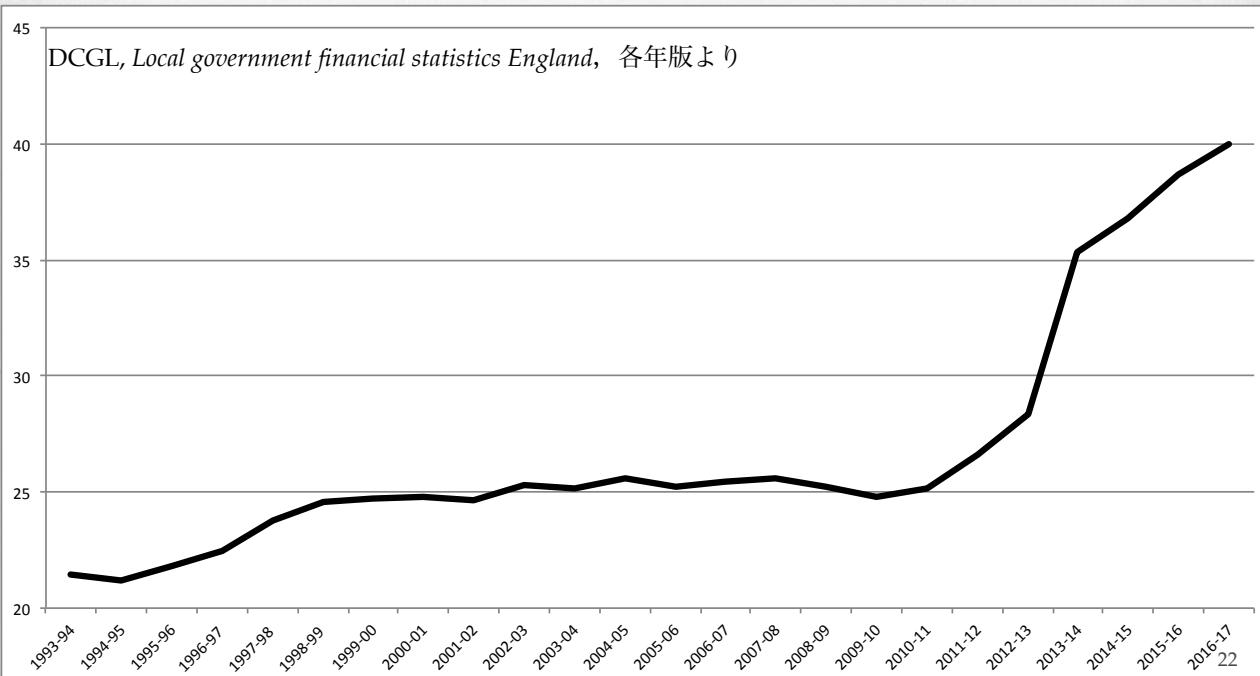
# 自治体の悲願の達成？（2）

cf. 鎌田 司（2013）「英國連立政権下の地方税財政改革：  
自治体がビジネス・レイトの50%保持」『地方税』64(12)

- ❖ 2013年に、連立政権は特定補助金の削減の見返りとして、これまで自治体の悲願であったビジネス・レイトの「再地方税化」を行った。ただし、
  - ❖ 改革後、ビジネス・レイトの収入が減らない仕組み。
  - ❖ ビジネス・レイトの税収の50%のみで、税率決定権は国が持つ。
  - ❖ シティー・ディールに取り組んでいる自治体を対象に、増収分を保持できる「取り戻し」earn backを導入。
  - ❖ 開発により見込まれる増収分を事前に地方債として借り入れることが可能なTIF（Tax Increment Finance）を導入。

21

カウンシル・タックス+ビジネス・レイトのち  
方取得分が経常歳出に占める割合（単位：%）



# 交付金算定への影響：中央集権の強化、失われた算定の「合理性」

- 自治体のコントロール・トータル（国の予算編成で決定）

財政調整制度に不可欠な、財政需要と財政収入の2つの要素が欠落？

- 歳入援助交付金総額＝自治体のコントロール・トータル－ビジネス・レイトの自治体取得分（+国負担）

↓  
個別自治体への配分

個別自治体に対する歳入援助交付金とビジネス・レイトの配分額は、個別自治体の一般財源配分基準額に、歳入援助交付金総額とビジネス・レイトの自治体取得分の比率を乗じて計算

23

## 連立政権下で何が生じたのか？

- 地方税比率は増大し（25%→40%），自治体の裁量は「一見」増大。ビジネス・レイトの「再地方税化」を単体としてとりあげた場合、損失を被る自治体は現在のところ存在しない。
- しかしながら、特定補助金が削減されたことにより、自治体全体の歳出は減少傾向に。
- また、ビジネス・レイトの税率決定権は国が保持しており、先行研究のようにこれを文字通り再地方税化と呼ぶことは難しい。譲与税の配分方法に変更があったと捉える方が自然。
- 関連して、マクロの予算統制が強化されるなかで、歳入援助交付金の算定の合理性が失われていったことは問題。

24

## 5. 長期の課題として

---

25

### 地方税改革の論点

cf. 関口智 (2014) 「イギリス地方財政・公会計制度とマーリーズ・レビューの地方税改革案」『地方財政』53(10)

#### ※ マーリーズ・レビュー

※ カウンシル・タックスを、住宅サービスの消費時に課税する住宅サービス税へと改革。単税制度を維持しつつ、消費課税化。

#### ※ 自民党案など

※ 単税制度を維持しつつ、地方所得税に置き換える。

#### ※ スコットランド・地方税改革委員会

※ 複税制度の導入を提言。

cf. Commission on Local Tax Reform, 2015, *Just Change: A New Approach to Local Taxation*

As % of GDP tax revenue	Discretion on rates and fees		Discretion on rates		Discretion on rates		Tax sharing arrangements		Rates and fees set by CG		Other Total
	Full (a1)	Restricted (a2)	Full (b1)	Restricted (b2)	(c)	Revenue split set by CG, parliament (d1)	Revenue split set by CG, annual (d2)	Revenue split Revenue split set by CG, annual (d3)	(e)	(f)	
italia	5.6	20.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
States	4.6	16.6	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	1.0	3.5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
spain	2.0	4.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Lander	0.7	1.6	33.4	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	1.3	3.1	9.7	-	15.1	-	-	-	-	-	-
gium	4.5	8.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
States	2.4	5.3	95.4	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	2.1	4.6	8.2	-	91.5	-	-	-	-	-	-
india	15.4	49.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Provinces	12.2	39.1	96.7	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	3.2	10.4	1.6	-	95.6	-	-	-	-	-	-
ile	1.5	7.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	1.5	7.6	-	-	15.7	26.3	-	-	0.1	100	-
sch Republic	0.4	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	0.4	1.2	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-
nmark	12.2	28.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	12.2	25.1	-	-	88.7	11.3	-	-	-	-	-
tonia	0.4	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	0.4	1.1	8.0	-	85.1	-	-	-	-	-	-
land	10.3	22.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	10.3	23.5	-	-	86.1	7.1	-	-	-	-	-
ince	6.9	13.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	5.9	13.0	45.6	-	15.9	3.2	0.2	0.0	-	-	-
mmay	11.3	30.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Lander	8.3	22.6	-	-	-	3.9	-	-	-	-	-
Local	3.0	8.2	-	-	14.4	41.6	-	-	-	-	-
cece	0.9	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	0.9	2.5	-	-	92.8	-	-	-	-	-	-
ngry	2.2	6.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	2.2	5.6	-	-	95.7	-	-	-	-	-	-
and	9.5	24.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	9.5	24.5	-	-	99.2	-	-	-	-	-	-
ly	7.2	16.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Land	0.8	2.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	0.8	2.8	-	-	91.5	-	-	-	-	-	-
sel	2.5	8.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	2.5	8.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ay	7.2	16.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Rogers	4.6	10.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	2.6	5.9	28.1	-	-	71.0	-	-	-	-	-
an	7.1	23.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	7.1	23.4	-	0.1	58.4	26.2	-	-	-	-	-
rea	4.2	15.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	4.2	15.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ava	5.6	19.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	5.6	19.5	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-
embourg	1.2	3.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	1.2	3.3	6.3	-	-	-	-	-	-	-	-
edico	0.9	6.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
States	0.7	4.7	82.3	-	17.7	-	-	-	-	-	-
Local	0.2	1.7	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
therlands	1.4	3.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	1.4	3.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
zealand	2.2	6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	2.2	6.7	99.3	-	-	-	-	-	-	-	-
newy	5.4	13.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	5.4	13.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
and	4.4	12.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	4.1	12.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
xtugal	2.6	7.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	2.6	7.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ow Republic	0.8	2.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	0.8	2.7	4.0	-	95.7	0.2	-	-	-	-	-
venia	3.9	10.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	3.9	10.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ain	8.6	23.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Regions	4.6	13.6	92.1	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	3.4	10.0	30.0	-	-	-	-	-	-	-	-
eden	15.7	36.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	15.7	36.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
itzerland	10.8	39.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ates	6.7	24.7	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	4.1	15.3	2.5	-	97.5	-	-	-	-	-	-
key	2.3	9.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	2.3	9.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ited Kingdom	1.6	4.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	1.6	4.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ited States	8.7	33.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
States	5.1	19.7	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	3.6	14.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
weighted average											
Aboriginal govern	5.1	14.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
States *	5.0	15.8	70.0	-	2.2	5.5	-	-	-	-	-
Local	3.7	10.4	10.2	2.9	20.8	41.0	0.0	0.0	14.8	0.8	5.0
					1.7	8.5	3.0	3.0	7.8	4.1	4.1

2

As % of GDP tax revenue	Discretion on rates and fees		Discretion on rates		Discretion on rates		Tax sharing arrangements		Rates and fees set by CG		Other Total
	Full (a1)	Restricted (a2)	Full (b1)	Restricted (b2)	(c)	Revenue split set by CG, parliament (d1)	Revenue split set by CG, annual (d2)	Revenue split Revenue split set by CG, annual (d3)	(e)	(f)	
italia	5.6	20.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
States	4.6	16.6	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	1.0	3.5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
spain	2.0	4.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Lander	0.7	1.6	33.4	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	1.3	3.1	9.7	-	15.1	-	-	-	-	-	-
gium	4.5	8.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
States	2.4	5.3	95.4	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	2.1	4.6	8.2	-	91.5	-	-	-	-	-	-
india	15.4	49.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Provinces	12.2	39.1	96.7	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	3.2	10.4	1.6	-	95.6	-	-	-	-	-	-
ile	1.5	7.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	1.5	7.6	-	-	15.7	26.3	-	-	0.1	100	-
sch Republic	0.4	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	0.4	1.2	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-
nmark	12.2	28.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	12.2	25.1	-	-	88.7	11.3	-	-	-	-	-
tonia	0.4	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	0.4	1.1	8.0	-	85.1	-	-	-	-	-	-
land	10.3	22.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	10.3	23.5	-	-	86.1	7.1	-	-	-	-	-
ince	6.9	13.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	5.9	13.0	45.6	-	15.9	3.2	0.2	0.0	-	-	-
mmay	11.3	30.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Lander	8.3	22.6	-	-	-	3.9	-	-	-	-	-
Local	3.0	8.2	-	-	14.4	41.6	-	-	-	-	-
cece	0.9	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	0.9	2.5	-	-	92.8	-	-	-	-	-	-
ngry	2.2	6.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	2.2	5.6	-	-	95.7	-	-	-	-	-	-
and	9.5	24.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	9.5	24.5	-	-	99.2	-	-	-	-	-	-
ly	7.2	16.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Land	0.8	2.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	0.8	2.8	-	-	91.5	-	-	-	-	-	-
sel	2.5	8.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	2.5	8.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ay	7.2	16.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Local	4.6	10.6	-	-	50.2	-	-	-	-	-	-
Avia	5.6	19.5	28.1	-	-	71.0	-	-	-	-	-
Local	7.1</td										

地方税財政改革に関する年表（イギリス）	
1948年	全資産の課税評価権限を、自治体から内国歳入庁に移管。また、財政力が平均以下の自治体を対象に、国庫平衡交付金（Exchequer Equalisation Grant）を創設。
1958年	国庫平衡交付金をレイト補填交付金（Rate Deficiency）に改称し、これに加え、特定補助金をまとめた一般交付金（General Grant）を創設。
1966年	レイト補填交付金、一般交付金、特定補助金をまとめてレイト支援交付金（Rate Support Grant）を創設。
1972年	レイト支援交付金にさらに特定補助金を吸収され、補助金に占める特定補助金の割合は20%へ。
1974年	
1981年	レイト支援交付金が包括交付金（Block Grant）に改組され、歳出超過自治体に対してペナルティを与えられるようになる。
1984年	レイト・キャッピングを導入。
1986年	緑書『地方自治体への支払い』（Paying for Local Government）を出版。
1990年	ビジネス・レイト（Non-domestic rates）の再評価の施行。
1990年	レイト（Domestic rates）が撤廃され、人頭税であるコミュニティ・チャージを導入。レイトの人税化。また、ビジネス・レイトを議与税化。さらに、レイト支援交付金が歳入援助交付金（Revenue Support Grant）に改組。
1993年	コミュニティ・チャージを撤廃し、カウンシル・タックス（Council tax）を導入。資産評価額は1991年時点。
1998年	白書『現代的な地方政府』（Modern Local Government）を出版。
2000年	ビジネス・レイトの再評価。緑書『地方財政を現代化する』（Modernising Local Government Finance）を出版。
2001年	白書『力強い地方のリーダーシップ』（Strong Local Leadership）を出版。

2002年	歳入援助交付金の配分方法を変更。
2003年	2003年地方財政法を制定し、地方債発行の規制緩和やカウンシル・タックスの再評価を2007年までに行うことを決定。
2004年	地方税財政の全般的な問題を検討するよう、マイケル・ライオンズ（Sir Michael Lyons）を長とする委員会、ライオンズ調査委員会を立ち上げ。
2005年	ライオンズ調査委員会の報告書の公表を延期。これを受け、カウンシル・タックス（イングランドのための新規評価リスト）法を制定、カウンシル・タックスの再評価を延期。
2006年	ライオンズ調査委員会の報告書の公表を再度延期。他方で、学校特定補助金（Dedicated Schools Grant）が創設され、初頭・中等教育の形狀的経費を全額国庫負担化。
2007年	ライオンズ・レポート（Lyons Inquiry）を公表。カウンシル・タックスを地方税として維持、カウンシル・タックスの再評価を延期。地方所得税などの本格的な改革は長期的な課題と表明。

## 社会保障給付と財源負担の国際比較サーベイ —福祉国家の支持調達問題を念頭に—

高端正幸（埼玉大学）

※本報告は、2018年10月の日本財政学会での報告を準備中の、佐藤滋（東北学院大学）、古市将人（帝京大学）および高端の共著による草稿を紹介するものです。

### 1. 本報告の性格

- ・財政学と政治学の学際的協働により進めている国際比較研究（日・米・英・仏・仏・瑞の6カ国）の中間的成果
- ・統計データや先行研究を活用して社会保障給付と租税・社会保険料負担の動向を整理
- ・比較対象各国の個別具体的な分析を進める上でのバックグラウンドを提供
- ・未だ作業途中だが、本報告の示唆：

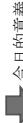
一本研究が対象とする6カ国について、直近の20年間ほどに限ってみても、所得階層別の現金給付および税・社会保険料負担の分布とその変化は実に多様。  
—それは当然に「普遍主義一選別主義」の軸のみでとらえられるものではなく、低所得層向けプログラムの中での再編、社会保険主義の修正、社会的投資アプローチ（Morel, Palier and Palme 2012, Hemerijck 2017）の採用等、多面的な動向を背景に持つ。

—現物給付の定量的把握はその困難さをえり立ちはれていますが、その試みは進んでいる。また、

—こうした動向の内に、各固有の從来の福祉国家的施策の相違や、その再編に伴う政治的合意調達の困難、さらにはそれを克服すべく用いられた正当化の論理を読み取ることが、今後の各国事例分析の課題。

## 2. 福利・負担と福祉国家（再分配）への支持：本研究（全体）と本報告の課題設定

- ・新しい社会的リスク ⇒ 中間層の困窮化、生活不安の高まりが、政府への不信や社会保険政策への異議申し立てを惹起（⇒ 社会民主主義勢力の退潮、左右両翼でのポピュリズムの台頭）



今日的意義

- ・「福祉国家的施策（社会保障政策およびそのための租税・社会保険料負担）が、政治的多数派であり主たる財源負担者でもある中間層の社会的連帯への「取り込み」を促した度合いが、福祉国家的施策への支持を左右し政治・政策動向に影響する」という見解（Esping-Andersen 1990, Korpi and Palme 1998 等）
- ・中間層による再分配政策への支持態度の規定要因として、中間層を含めて二ニーズに応じ幅広く社会保障給付を行ふ「普遍主義」と、自助・自立を重視し社会保険給付の受給対象を絞り込む「選別主義」とを両極とする軸に沿った、給付・マーケットの相違を強調する見解（代表として Korpi and Palme 前掲、Rothstein and Uslaner 2005）。
- ・日本のケースについても、生活保障の責任を市場と企業・家族に求めて社会保障を極小化しつつ、減税と地域開発を通じた所得再分配に重点をおく、歴後日本の財政政策レジームが、中間層の社会保障政策からの受益感の欠如や社会的連帯感の希薄化、ひいては現代日本の「小さな政府」志向や租税負担への抵抗を助長してきた可能性が指摘される（井手 2012, Park and Ide 2014, 佐藤・古市 2014 等）。
- ・コルビ＝パルメ（Korpi and Palme 前掲）：「社会保障の給付対象を低所得層に絞り込もうとするが大きい（すなわち、給付の選別性の強い）社会保障制度をとる国においては、そうでない国に比べ、再分配政策に対する中間層の支持が弱くなる」
- ↑選別的給付：主たる受益者（低所得層）⇒ 受益者は小さいが主たる財源負担者となる中間層以上 ← 再分配政策の是非をめぐる対立を惹起
- ・再分配政策への広範な政治的支持の形成を阻害
- ・「政治的信頼（political trust）」や「社会的信頼（social trust）」あるいは「対人的信頼（interpersonal trust）」と給付の選別性との関係を検証する研究も発展
- ⇒ 中間層（= 財源負担者）と低所得層（= 受益者）の分断のみならず、ミーンズ・テストが生むスティグマ（恥辱感）や不公平感が、低所得層内部での社会保障給付に対する不信感を醸成する点も（たとえば、Kumlin 2004, Rothstein and Uslaner 前掲）。
- ・（しかし）近年、コレビ＝パルメ等の見解に疑問を呈する実証研究も登場
- Brady and Bostic 2015：「給付の選別性（給付の低所得層への集中）は再分配政策への支持を弱めるが、給付の普遍性（所得階層間で給付の偏りが少ない）が再分配政策への支持を強めるわけではない」

1 JSPS科研費（基盤研究B）JP16H03576（「福祉国家の変容と中間層からの支持調達：政治学と財政学との協働による国際比較分析」）研究代表者：高端正幸）。

—概念規定・方法論に関する問題提起：普遍性一選別性という単一の軸の現金給付・現物給付さらには性格の異なる各種給付プログラムへの適用の妥当性(Jordan 2013)、「再分配」(redistribution)への支持と社会保障政策への支持の等価性への疑問(Jæger 2009)等



① 各国における社会保障の給付・負担両面における変容の実態の  
以上を念頭に置いた課題設定

—既存の諸研究：社会保障制度の給付面の変化に焦点が当てられる反面、より具体的な把握への着目や、給付と負担をあわせみる視点が弱い、  
⇒給付と負担の所得階層別の分布実態、選別的給付の選別基準などの具体的な把握

—現金給付と比べ、現物給付の給付実態についての定量的な把握の遅れ（現物給付の重要性の高まりを踏まえれば重要な課題）⇒どこまでできるか（後述）

② 社会保険制度や租税政策の変化（制度改革）に着目し、制度改革の意図や改革を正当化するロジック、さらには制度改革の結果として生じた世論の変化などを具体的に追跡すること

—給付の普遍性一選別性と再分配政策への支持との関係をめぐる先行研究のほとんどは、定量的な統計分析により、相関あるいは因果関係を特定しようとした試みるもの

⇒記述的な少數事例分析による補完、議論の材料の豊富化が課題となる

★本報告：主に上記①についての作業状況を報告。

### 3. 所得階層別にみた現金給付及び税・社会保険料負担の国際比較

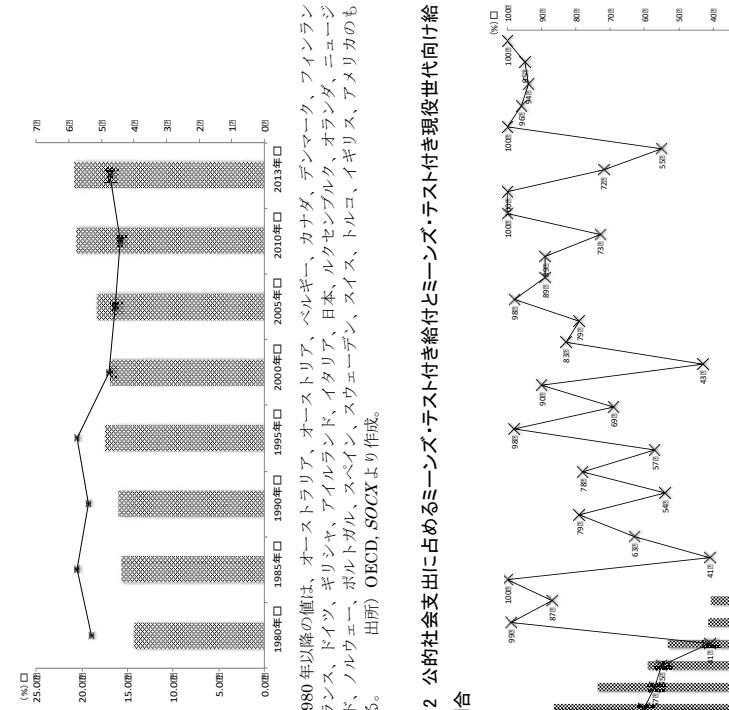
#### 3.1 福祉国家の収斂傾向？

•【図3-1】1980年以降：公的社会支出が総じて増大傾向にあるなかで、そのばらつきを表す過渡偏差はゆるやかな微減傾向  
⇒福祉国家の収斂傾向？

•【図3-2】現金給付の選別性に着目した公的社会支出の内容：極めて多様  
—オーストリア（ミーンズ・テスト付き給付80%）⇒スウェーデン（同じゼロ）  
—本研究の考察対象6カ国：日本・アメリカ・イギリス→選別的  
ドイツ、スウェーデン→普遍的  
フランス→？  
⇒各国の再分配戦略・支持調達戦略の差異

- ・【同じく図3-2】現役世代・老齢世代別ミーンズ・テスト付き給付をみると  
—日本とイギリス：ミーンズ・テスト付き給付の割合は似通っているが、日本はそのうち約4割が現役世代向け ⇔ イギリスは約8割
- ・（以上を総じて）マクロ的な公的支出の収斂傾向とはおよそ異なった内実

図3-1 OECD諸国公的支出のGDP比(左軸)と標準偏差の推移(右軸)



注1) 1980年以降の値は、オーストリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、日本、ノルウェー、オランダ、ニュージーランド、ノルトガル、スペイン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカのものである。  
出所) OECD, SOCXより作成。

図3-2 公的支出に占めるミーンズ・テスト付き給付と現役世代向け給付の割合



注) 国名に付された数字は、ミーンズ・テスト付き給付の対GDP比である。  
出所) OECD (2014) Social Expenditure Update (November 2014)より作成。

### 3.2 社会支出とミーンズ・テスト付き給付の関係

- 【図 3-3】「選別主義的な国では、公的社會支出が小さくなる」(Korpi and Palme) ⇒ ○
- 【図 3-4】「選別主義的な国では、私的社會支出が大きい」(同上)
- ⇒ ○ (たゞし豪が外れ値：公的社會支出小、しかし私的社會支出も小、選別性は高)

図3-3 公的社會支出とミーンズ・テスト付き給付の関係

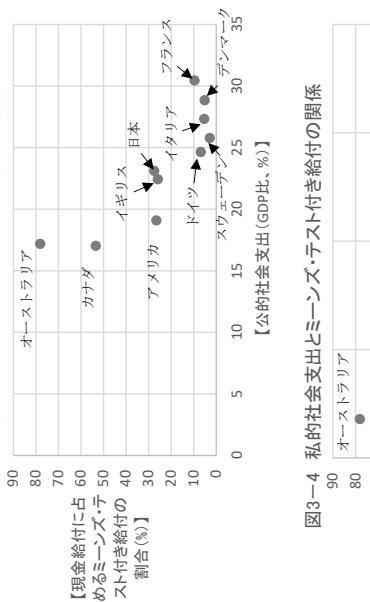


図3-4 私的社會支出とミーンズ・テスト付き給付の関係

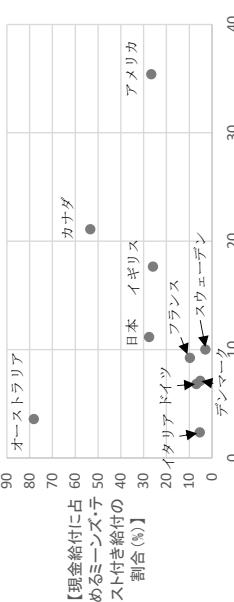


図 3-3, 3-4 の出所) OECD (2014) Social Expenditure Update (November 2014) より同、SOCX

### 3.3 所得階層別にみた現金給付の分布

※図 3-5、3-6：夫婦子 2 人、親 1 人稼得

各所得階級別に現金給付を合算→平均賃金で除している  
所得階級区分は平均賃金に対する所得割合として定義

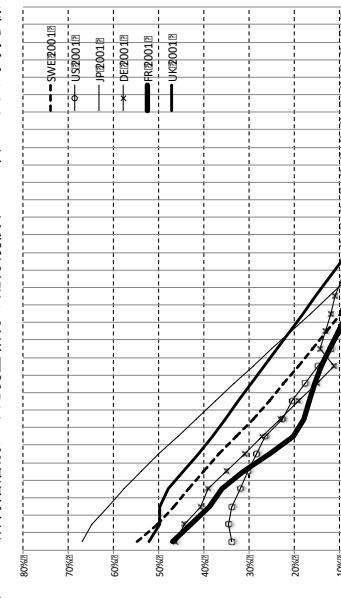
・【図 3-5】日本、アメリカ、イギリス→低所得層に給付が比較的集中  
ドイツ、スウェーデン→中・高所得層にも給付が比較的広範に分布  
⇒ ミーンズ・テスト付き給付の比重と同様の国別特徴  
フランスは曖昧

### 3.4 現金給付の配分規模

・【同じく図 3-5】低所得層集中国の中での多様性  
—日本は最大で平均賃金の 70%弱、イギリスは同 50%強 ⇔ アメリカは同 35%程度

—イギリスでは平均賃金以上の低中所得層以上にも低廉ながら配分  
⇒ アメリカでは平均賃金に達する前に給付の効果は消失

図 3-5 所得階層別にみた現金給付の配分規模 (2001 年) : 二人の子持ち標準世帯



注) 現金給付の配分規模は、現金給付の合計額を平均賃金で除することによって算出した。  
出所)

図 3-6 所得階層別にみた現金給付の配分規模 (2014 年) : 二人の子持ち標準世帯

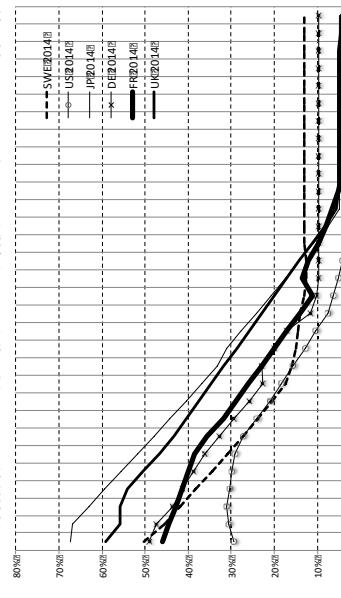


図 3-5, 3-6 の出所) OECD (2014) Social Expenditure Update (November 2014) より同、SOCX

・【図 3-5 と図 3-6】社会保障制度改革の意図やその再分配・支持調達戦略を推察

—低所得集中国（日・米・英）の再分配戦略の差異

イギリス： 低所得層向けの給付拡充 → 選別主義的性格の強化

日本： （低廉だが）給付の分布が低中所得層以上にも広大

アメリカ： 低所得層向けの給付切り下げのみ進行

—高普遍性国（瑞・独）では？どうかというと、

両国とも普遍的な給付分布を原則維持

スウェーデン： 低所得層向け給付の減 ⇔ 低中所得層以上向け給付の増

（アメリカと同様） （アメリカとの違い）

ドイツ： 低所得層向けの給付のみ大幅増 → 選別主義的な性格がやや強まる

低中所得層以上向けの給付増はみられず

フランス： 低所得層向けの給付大幅増（ドイツを大きく凌ぐ）

※ ドイツ、フランスにおける低所得層向け給付の強化： 社会保険主義国における  
社会保険料と税の入れ替えを伴う制度変化

#### 【参考】3-4 所得階層別にみた現金給付及び税・社会保険料負担のあり方

⇒未完により図を次ページ以降に例示

図 3-7 イギリス（2001 年）

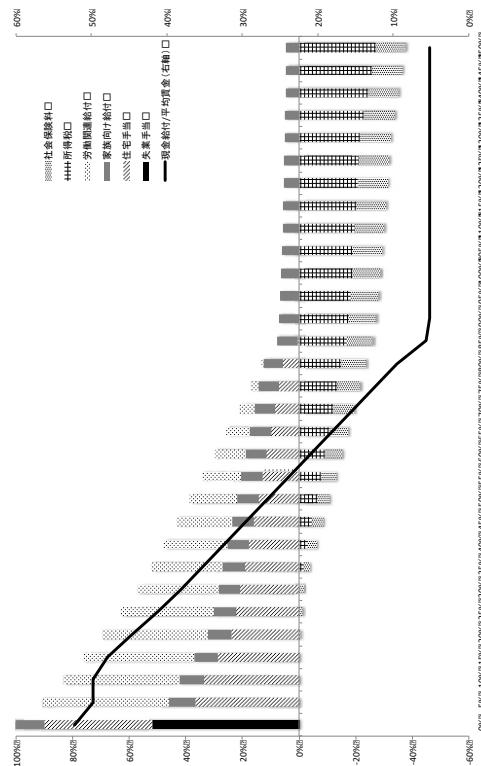


図 3-8 イギリス（2014 年）

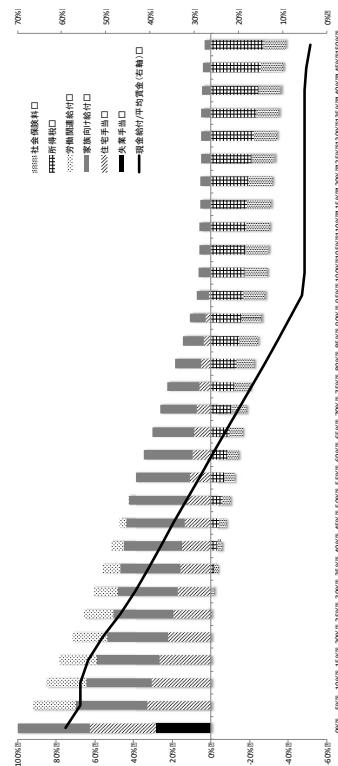


図 3-9 アメリカ(2001 年)

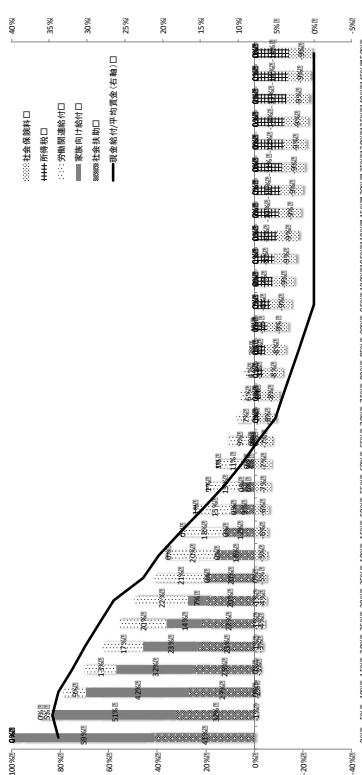


図 3-10 アメリカ(2014 年)

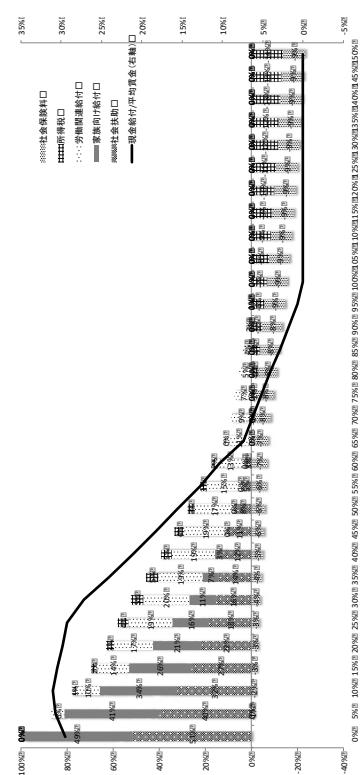


図 3-11 日本(2001 年)

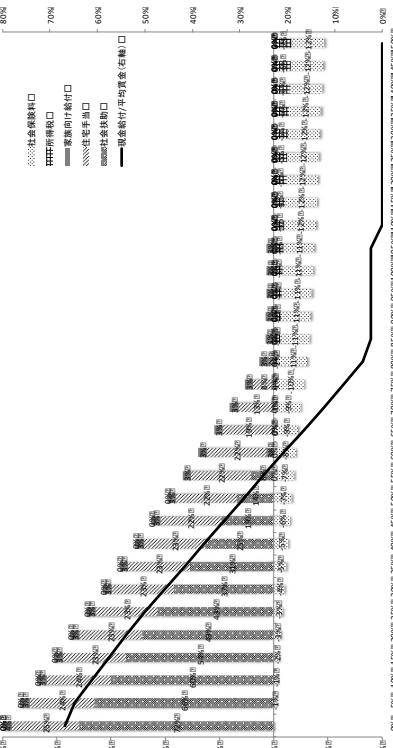


図 3-12 日本(2014 年)

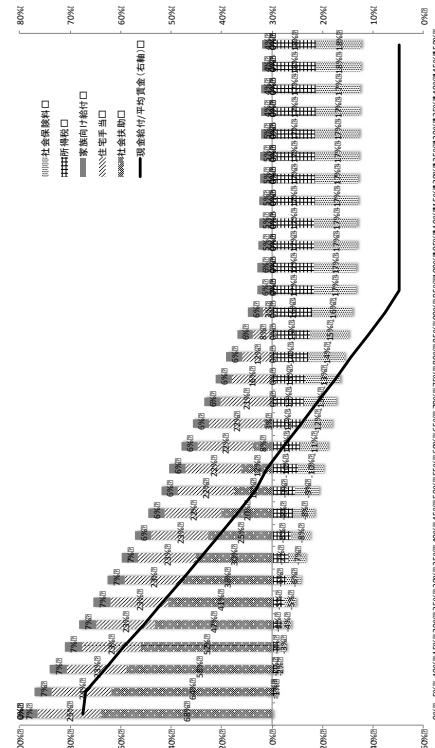


図 3-13 フランス(2001 年)

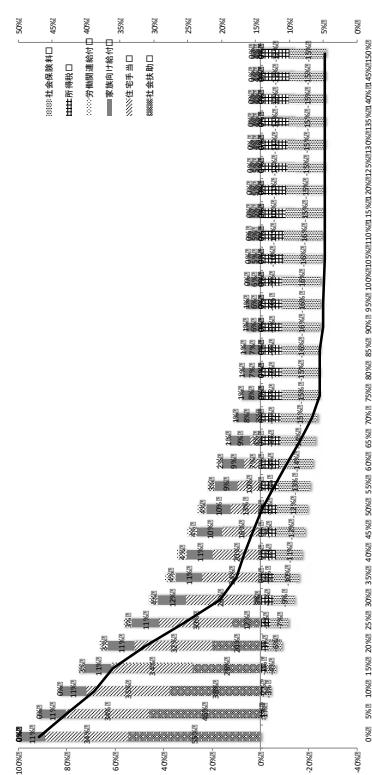


図 3-14 フランス(2014 年)

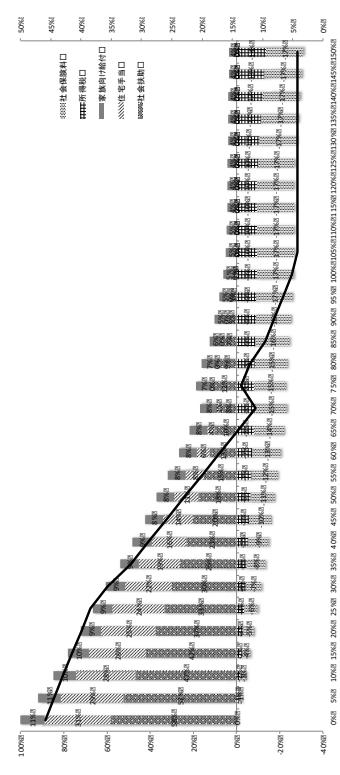


図 3-15 ドイツ(2001 年)

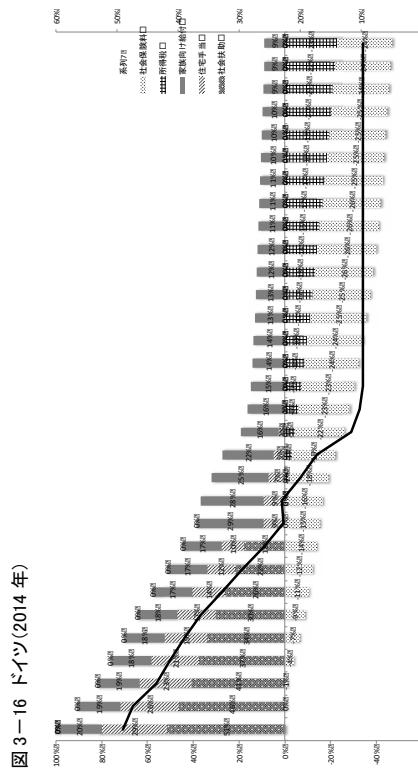
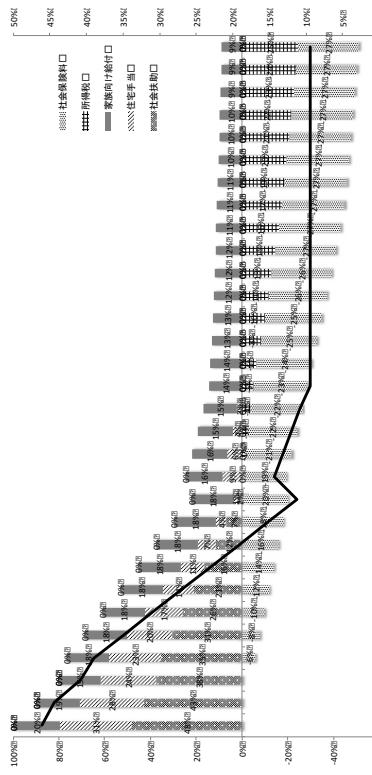


図 3-17 スウェーデン(2001 年)

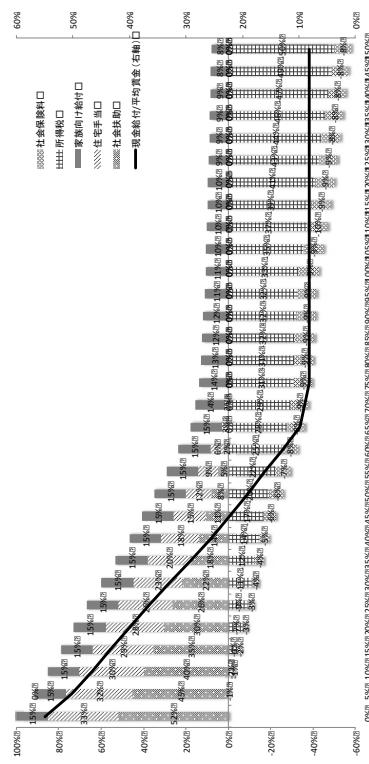
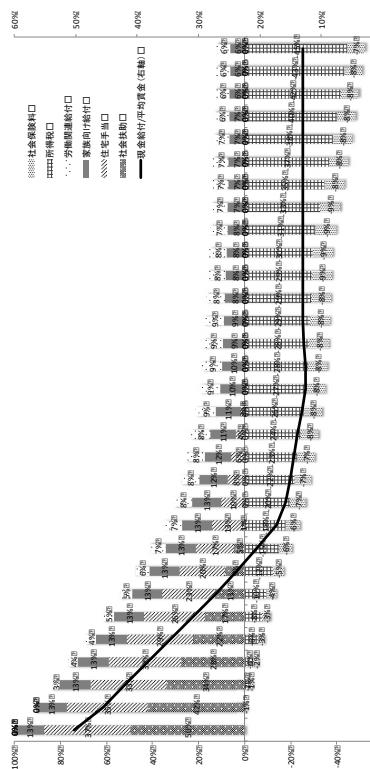


図 3-18 スウェーデン(2014 年)



## 4. 現物給付の定量的把握をめぐって

## 4-1 はじめに

- Esping-Andersen(1990)以来の福祉国家政治研究：ケアや教育といった現物給付が考慮外という指摘を当初から受ける（Jensen 2011）
- 現物給付特有の困難：各種の現物給付を統合し把握する方法の問題  
⇒現物給付の金銭価値を試算→その金額が受給者に帰着すると仮定することは可能この方法で現物給付の所得代替率を計算する試みは存在（Forster, M. and G. Verbiest 2012; OECD, 2011=2014）。
- 【表 4-1】による早期就学前教育 (Early childhood education and care ECEC) の金銭的価値が可処分所得に占める割合 (Forster, M. and G. Verbiest 2012)  
⇒ECEC の貧困改善効果が極めて大
- しかし現物給付の研究において所得代替率を計算する論文は主流とは言えない  
⇒以下では現在採用されている手法を整理

表 4-1 所得五分位別の ECEC の規模(給付が可処分所得に占める割合)

	第1五分位	第2五分位	第3五分位	第4五分位	第5五分位	全体	ECECによる貧困改善率
フランス	17.0%	11.30%	9.30%	8.10%	5.90%	9.40%	-47.20%
ドイツ	19.1%	10.10%	9.40%	6.30%	3.20%	8.10%	-36.80%
スウェーデン	45.30%	28.50%	26.00%	19.30%	14.70%	24.40%	-50.40%
イギリス	11.10%	6.80%	6.00%	4.90%	3.30%	5.40%	-12.50%
アメリカ	12.40%	5.30%	3.70%	2.70%	1.40%	3.70%	-12.30%
OECD-27	16.70%	10.60%	8.80%	6.90%	4.70%	8.30%	-25.80%

出典：Forster and Verbiest (2012), Table 5 と 6 のより作成。子どもは 6 歳未満。

## 4-2 現物給付の国際比較に関する先行研究 ⇒省略

## 4-3 先行研究を踏まえた各国の位置付け

- 脱家族化をキー概念とする国際比較研究群：公的支出による国際比較に一定の有用性
- 【図 4-1】Jensen(2008)に従った医療・現物給付、後者が高齢現物給付と家族現物給付の合計値である（全て対 GDP 比）  
—日本：社会ケアと医療がと共に平均値よりも大きいグループ  
—支出規模で見れば英・仏・日は同水準（医療の実質的手厚さが同水準とは限らない）

図 4-1 高齢・家族現物給付と医療ケアからみた各国の現物給付

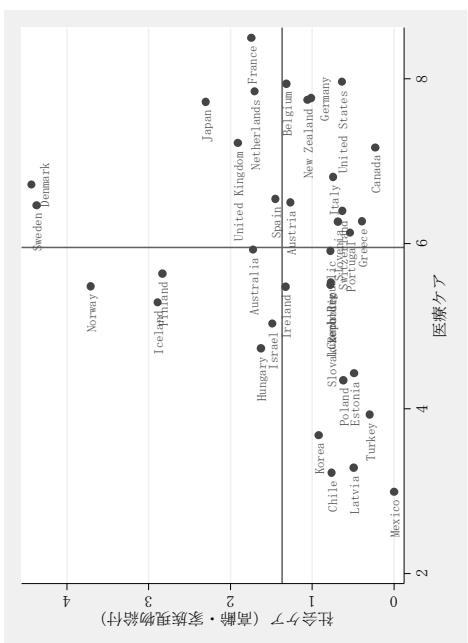
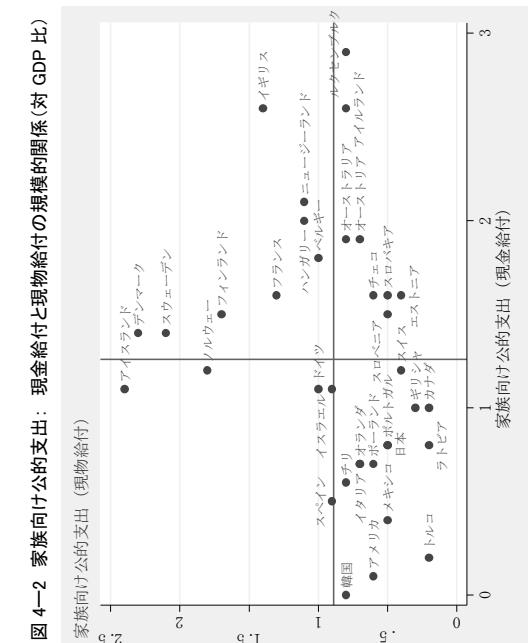


図 4-2 家族向け公的支出： 現金給付と現物給付の規模的関係(対 GDP 比)



・【図 4-2】 家族向け公的支出： 現金給付と現物給付の 2 軸での国際比較

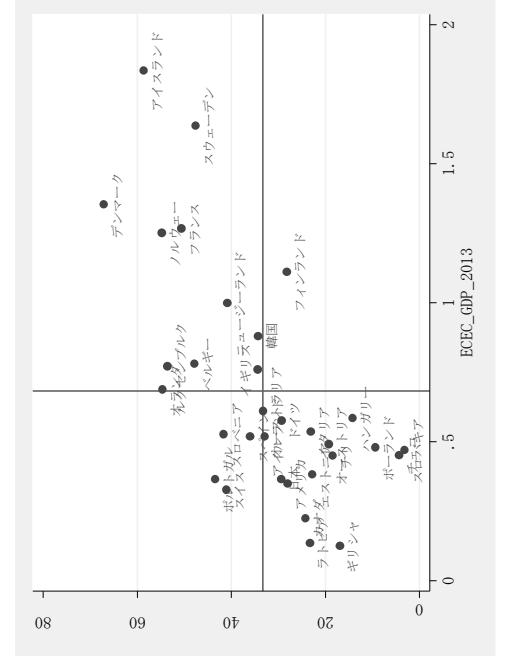
—日本とアメリカを含む低水準（現金・現物共に平均値以下）グループ

—ドイツ： 現金給付は平均値以下だが現物給付は平均値以上

—スウェーデン、イギリス、フランスを含む高水準（現金・現物共に平均値以上）

—現金給付小+現物給付大の組み合わせはほぼみられます

図 4-3 ECEC へのアクセスと支出規模



出所: OECD stat より作成  
注: 国内の直線はデータの平均値である。

・【図 4-3】 Van Lancker(2017)を念頭に作成 (就学前保育の支出規模と利用率)

※Van Lancker: 「支出規模の増大は利用率を高め、利用率の増加は保育利用の格差を低下させる」

—スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フランスがおおむね同一群

※ただし前出表 4-1 によれば、フランスはスウェーデンとデンマークよりも高所得者ほど保育を利用する傾向にある点で相違

—イギリスは平均値付近

—日本、アメリカ、ドイツは平均値以下のグループ

出所: 各軸の直線はデータの平均値である。Forstner and Verbiest (2012)の図表を最新データに改訂した。

注: 各軸の直線はデータの平均値である。Forstner and Verbiest (2012)の図表を最新データに改訂した。

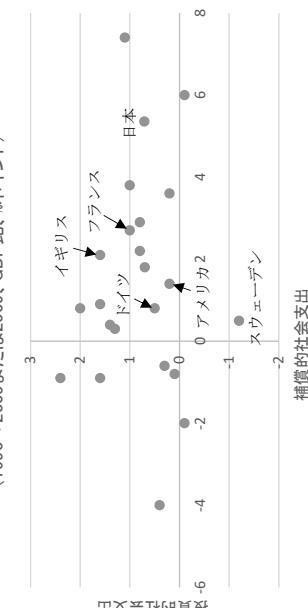
表 4-2 教育と積極的労働市場政策を加味した社会支出

	高齢・保健	家族関係	積極的労働市場政策	教育	公的社會支出額	社会支出+教育	社会支出+教育 +市場政策
デンマーク	16.8	3.7	1.8	6.1	29.0	35.2	37.0
フランス	21.2	2.9	0.9	4.7	31.5	36.2	37.1
ドイツ	16.2	2.2	0.7	3.7	24.8	26.5	29.2
イタリア	20.5	1.4	0.4	3.7	28.6	32.3	32.7
日本	18.5	1.3	0.2	3.2	23.1	26.3	26.5
スウェーデン	16.1	3.6	1.4	5.2	27.4	32.6	34.0
ギリズ	13.7	3.8	0.2	5.2	21.9	27.0	27.2
アメリカ	14.3	0.7	0.1	4.2	18.8	23.0	23.1
OECD平均	13.7	2.1	0.5	4.5	21.1	25.7	26.1

出所: OECD stat-LI作成  
注: データは2013年。

・【表 4-2】教育への公的支出と積極的労働市場政策への支出を公的社會支出の総額に加算したデータ

図4-4 準備的・投資的・社会支出の変化  
(1990⇒2005または2009、GDP比、%ポイント)



・【図4-4】Nikolai (2012)の「補償的社会政策」（老齢・遺族年金・失業給付）と「投資的社会政策」（家族・教育・積極的労働市場政策）分類にそくした公的支出の変化

<参考文献>

- Esping-Andersen, G. (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton University Press.  
Forster, M. and G. Verbiest (2012) 'Money or Kindergarten? Distributive Effects of Cash Versus In-Kind

- Family Transfers for Young Children,' *OECD Social, Employment and Migration Working Papers*, No. 135, OECD Publishing.
- Hemerijck, A. (ed.) (2017) *The Uses of Social Investment*, Oxford University Press.
- Jensen, C. (2011a) 'Determinants of welfare service provision after the Golden Age,' *International Journal of Social Welfare*, 20(2), 125-134.
- Jensen, C. (2011b) 'The forgotten half: analysing the politics of welfare services,' *International Journal of Social Welfare*, 20(4), 404-412.
- Korpi, W. and J. Palme (1998) 'The Paradox of Redistribution and Strategies of Equality: Welfare State Institutions, Inequality, and Poverty in the Western Countries,' *American Sociological Review*, 63(5), pp.661-687.
- Kumlin, S. (2004) *The Personal and the Political: How Personal Welfare State Experiences Affect Political Trust and Ideology*, Springer.
- Morel, N., Palier, B. and J. Palme (eds.) (2012) *Towards a Social Investment Welfare State? Ideas, Policies and Challenges*, The Policy Press.
- Nikolai, R. (2012) 'Towards Social Investment?' Patterns of Public Policy in the OECD World', in Morel, N., Palier, B. and Palme, J. (eds.), *Towards a Social Investment Welfare State? Ideas, Policies and Challenges*, The Policy Press.
- OECD. (2011) *Divided We Stand: Why Inequality Keeps Rising*, OECD Publishing. (小島克久・金子能生訳『格差拡大の真実 二極化の要因を解き明かす』明石書店、2014年)
- Park, G. and E. Ide (2014) "The Tax-Welfare Mix: Explaining Japan's Weak Extractive Capacity," *The Pacific Review*, 27(5), pp.675-702.
- Rotheisen, B. and E. M. Ushner (2005) "All for All: Equality, Corruption, and Social Trust," *World Politics*, 58, pp.41-72.
- 井手英策 (2012)『財政赤字の淵源—寛容な社会の条件を考える』有斐閣。
- 佐藤滋・古市将人 (2014)『租税抵抗の財政学—信頼と合意に基づく社会へ』岩波書店。

# 地域づくりのプラットホーム構築と財政

沼尾波子(東洋大学)

1

## 目次

1. プラットホームとは
2. プラットホーム構築
3. 地域包括ケアシステムのプラットホーム
4. 行政体制の構築と財源

2

# 1. プラットホームとは

## プラットホーム(小学館『大辞泉』)

- 1 電車・列車への乗客の乗り降り、貨物の積み下ろしのため、線路に沿って築いた駅の施設。ホーム。
- 2 大型の無人観測衛星。
- 3 車台(しゃだい)。シャーシー。また、自動車の異なるモデルで共通して使われる車台を中心とした基本的な構造のこと。プラットホームを共有することで、生産費用を圧縮できる。
- 4 オペレーティングシステムやハードウェアなど、コンピューターを動作させる際の基本的な環境や設定。
- 5 報道機関が配信したニュースをまとめて読むことができるウェブサイトやサービス。従来のポータルサイトのほか、ニュースを掲載する専用のニュースアプリやソーシャルメディアなどを指す。
- 6 卓状地

## 地域づくりプラットホーム

例:創業応援プラットホーム、観光地域づくりプラットホーム、ビジネス創造プラットホーム

3

# 1. プラットホームとは

「自治体戦略2040構想研究会第二次報告」

○公共私によるくらしの維持

<プラットフォーム・ビルダーへの転換>

- ・人口減少と高齢化により、公共私それぞれのくらしを支える機能が低下。自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換する必要。

・共・私が必要な人材・財源を確保できるように公による支援や環境整備が必要

<新しい公共私の協力関係の構築>

- ・全国一律の規制を見直し、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- ・ソーシャルワーカーなど技能を習得したスタッフが隨時対応する組織的な仲介機能が求められる。

<くらしを支える担い手の確保>

- ・定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求める人が、人々の暮らしを支えるために働く新たな仕組みが必要。地域を基盤とした新たな法人が必要。
- ・地方部の地縁組織は、法人化等による組織的基盤の強化が必要。

4

## 1. プラットホームとは

自治体戦略2040構想研究会(総務省)

日本の将来……

1. 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏
2. 標準的な人生設計の消滅による教育・雇用の機能不全
3. スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

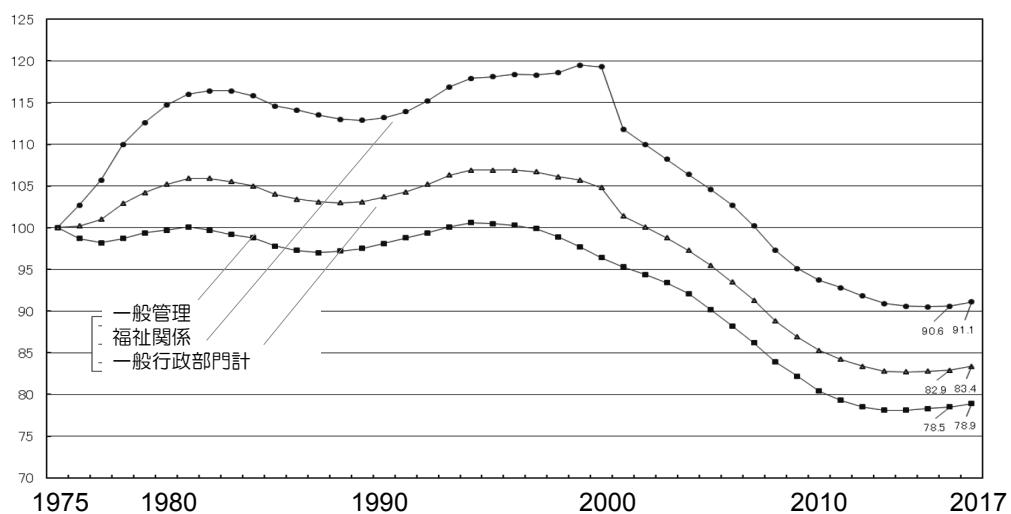
⇒

- 自治体が2040年の姿を自らの意思で戦略的につくっていく
- 住民にとって実感のできる選択肢を示す
- 制度や組織、地域の垣根を越えて、資源(施設や人材)を賢く戦略的に活用
- 個々の市町村が行政のフルセット主義を廃し、圏域単位で、あるいは圏域を越えた都市・地方の自治体間で、有機的に連携

5

## 1. プラットホームとは

地方公務員数（一般行政部門）の変化（1975=100）



- ・地方公務員数は2000年以降、大幅に削減が進む。
- ・限られた職員数で、実務を担当する必要が生じている。
- ・マンパワーの確保が必要な対人社会サービスのニーズは増大
- ・民営化推進の動きへ（連携・調整にも大きなコスト）

出典：総務省（2018）

「地方公共団体定員管理調査結果」

6

1. プラットホームとは

## 「連携」

### ①自治体間連携

近隣自治体間で地方自治法に基づく連携(※)のほか、広域行政圏の設定(定住自立圏、連携中枢都市圏)の設置、さらに遠隔自治体間で協約等を取り結ぶ。

※一部事務組合、広域連合、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、連携協約、事務の代替執行

### ②地域内連携

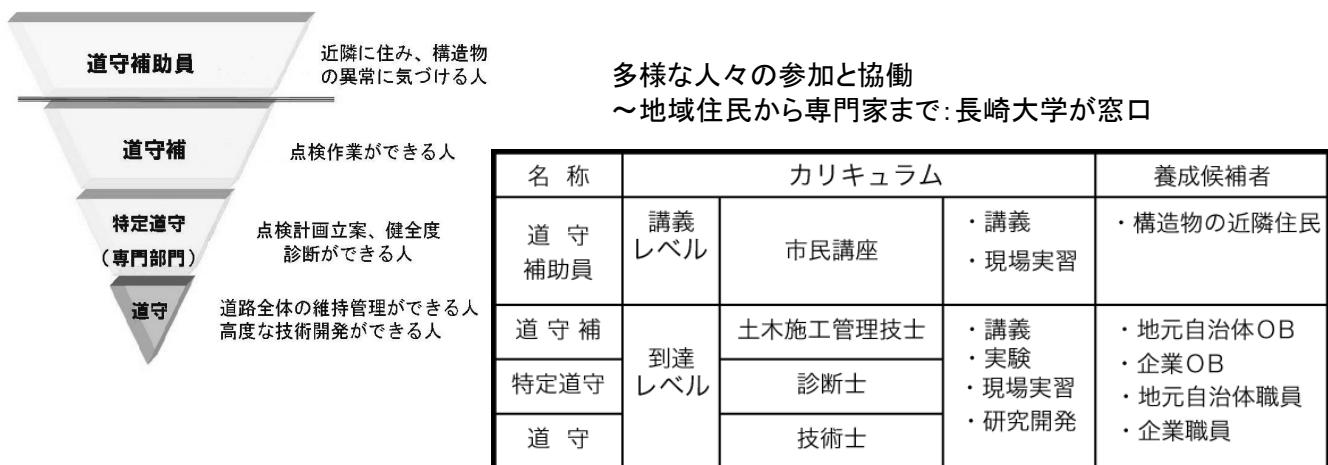
特定の課題に対し、(地域内の)関係機関がお互いに連携して、迅速・的確な対応を図るための仕組み(例えば福祉の場面では、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者、複雑な課題を抱える世帯等への支援の場面で期待される。)

7

1. プラットホームとは

## プラットホーム構築の事例 道守(みちもり)

長崎県と長崎大学で始まった取組



長崎大学道守創成ユニットウェブサイトより

8

1. プラットホームとは

## 行政が管理する道路の扱い手と地域連携の例

	計画	設計	建設	維持管理
○従前の公道	行政	行政	民間	行政
○「道守」システム	行政	行政	民間	行政／民間

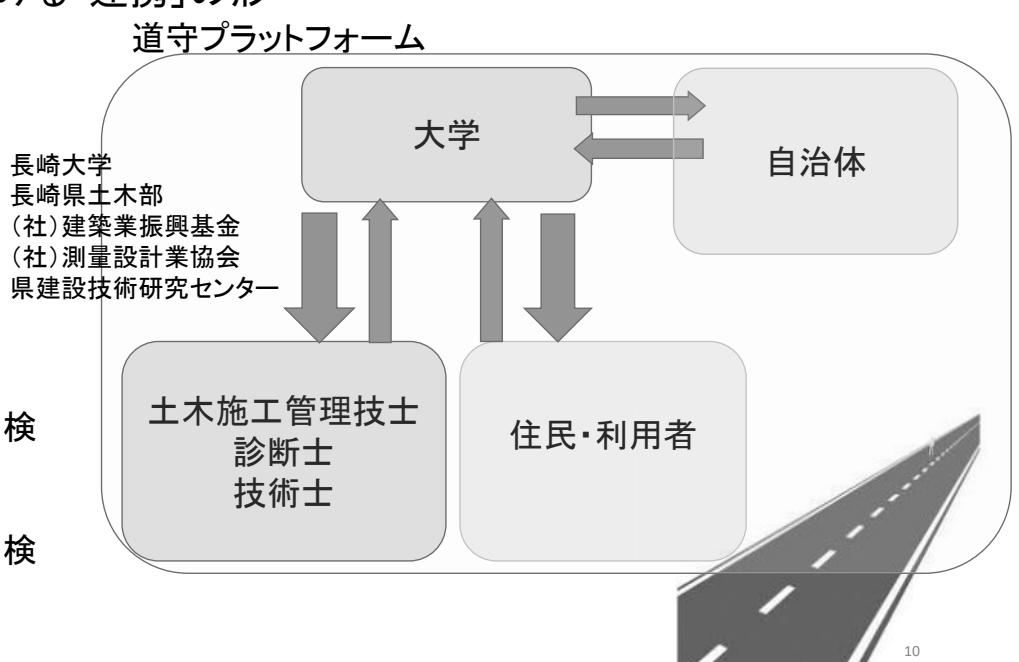
↑計画・設計段階にも民間の知恵や工夫が  
活かされる機会が増える。

9

1. プラットホームとは

### 道守の事例にみる「連携」の形

- 大学  
=プラットフォーム管理  
　　担い手育成  
　　情報管理・伝達
- 行政(自治体)  
=道路管理者
- 専門家(職)  
=施工・維持管理・点検
- 住民  
=道路利用・管理・点検



# 1. プラットホームとは

## ○プラットホームの要素

- 1 場 「場所」「組織」
- 2 要素 「人」「情報」「サービス」
- 3 ネットワーク つながり

## ○プラットホームに期待される役割

参加者のつながり  
情報集約・提供  
手続きの簡素化・効率化  
(プラットホームが一定の役割を果たすには、特定の技術・能力を持った人材が必要)

サービス供給する行政 ⇄ サービス利用する住民

- ・施設整備(行政)
- ・施設維持管理(行政→委託等)
- ・施設運営(行政→委託等)

供給主体としての行政・事業者・住民

⇨ サービスを利用しながら運営にかかわる住民

- ・場の整備(行政・民間)
- ・場の管理(行政・民間)
- ・場の運営(行政・民間)

⇒ 主体的な参加・責任と権限の明確化

11

## 1. プラットホームとは

オランダ・ボクステル市のケア・プラットホーム  
St.Ursula(旧ウルスラ修道院をコミュニティ・プラットホームへ)



ボクステル市(Gemeente Boxtel)  
北ブラバント州の自治体  
人口3万人。面積471km<sup>2</sup>

福祉の分権化の流れを受けて、  
地域で乳幼児から高齢者まで、  
幅広い見守りとケアを支える  
仕組みづくりの必要性があるとして、  
プラットホーム施設を立ち上げ。



12

## 1. プラットホームとは

### ボクステル市 St.Ursula(旧ウルスラ修道院をコミュニティ・プラットホームへ)



地域での暮らしに関する総合プラットホーム  
(2012年8月～)

- 医療、福祉(ケア)、文化等、幅広い役割
- 行政+民間非営利団体で運営
- 各団体には専従スタッフ  
(専門性を持った職員)+ボランティア
- 入所団体については、行政が明確な基準を設けて選定。
- 同じ専門性をもつ団体を複数入れることはしない。
- 個人や家族に横たわる複合的な課題についてもチームを組んで、柔軟に対応。

13

## 1. プラットホームとは



### 総合受付

- 10の非営利団体が現在事務所を設置
- 全国的に活動を展開する団体、この地域だけで活動する団体
- 総合窓口では、まず職員が話を聞き、ケースごとに対応を検討。
- 問題の深刻さ、内容等によって、様々な打合せスペースを設置

14

1. プラットホームとは

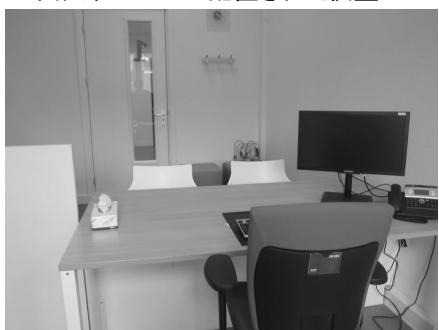
気軽に談話出来るスペース



小さい子ども連れなど



出入り口が二つ配置された個室



2

15

1. プラットホームとは

非営利団体職員、ボランティア出勤状況の把握  
と連絡手段としての携帯電話



各団体  
用メール  
ボックス



自治体(役所本庁舎)と現場の  
連絡のためのファックス



16

## 2. プラットホーム構築

- |                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| ①場所の構築・周知                            | 「場所」 |
| ②入口(相談窓口)                            | 「制度」 |
| ③必要な支援に結びつけるコーディネート<br>(←多様な専門家の繋がり) | 「人材」 |
| ・専門的なサービス : 医療・介護                    | 「情報」 |
| ・住居・買い物・道路・交通 : (行政)サービス             |      |
| ・食事・会話・仕事(役割) : (日常生活)サポート           |      |
| ○行政が権限と責任を持って管理するところ                 |      |
| ○民間が柔軟に運営を行うところ                      |      |

17

## 2. プラットホーム構築

- 人口減少による担い手不足、行政職員の減少などから、様々な行政サービスを提供することが難しい環境
- 対人社会サービス・ニーズの多様化・複雑化により、必要に応じた支援を限られた資源を効率的・効果的に活用しながらサービス提供や必要な支援を行うことが期待

### <地域でのプラットホーム形成に対する施策>

#### 「小さな拠点」形成

小学校区など、複数の集落が散在する地域(集落生活圏)において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組み

#### 「地域運営組織」形成

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組みを持続的に実践する組織

18

## 2. プラットホーム構築

### 国による小さな拠点・地域運営組織の形成に活用可能な財政支援制度

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		H29 当初	H29 補正	H30 当初	
地方創生推進交付金	地方版総合戦略に基づいて、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な取組に対し、地方創生推進交付金により支援することにより、地方創生の更なる深化を推進。	1,000.0	-	1,000.0	内閣府地方創生推進事務局
生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金	「生産性革命」に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進。	-	600.0	-	内閣府地方創生推進事務局
過疎地域等集落ネットワーク圈形支援事業	集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、住民の「くらし」を支える生活支援の取組や、「なりわい」を創出する活動を支援する。 (対象事業：地域運営組織が行う、活性化プランに基づく集落の維持・活性化に資する取組。)	4.0	-	4.0	総務省地域創造グループ過疎対策室
農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援	100.6	3.4	100.7	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、地域振興課、都市農村交流課、整備部地域整備課
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、遊休施設を活用し、サービスコストの低減等に資する既存公共施設内の機能の再編・集約等を図る事業に対して支援を行う。	1.5	-	1.2	国土交通省国土政策局地方振興課
改正物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業	物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等を支援	0.39	-	0.38	国土交通省総合政策局物流政策課

まち・ひと・しごと創生本部ウェブサイト(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/h30shien-menu.pdf>)

19

## 2. プラットホーム構築

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		H29 当初	H29 補正	H30 当初	
地域公共交通確保維持改善事業	過疎地域等におけるデマンドタクシー、コミュニティバス等の運行費、車両の更新費等を支援	213.6 の内数	25.1 の内数	209.5 の内数	国土交通省総合政策局公共交通政策部交通支援課
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業	(1) 地域力強化推進事業 ○住民の身近な地域で、地域福祉を推進するために必要な環境の整備や複合的な課題、世帯の課題を包括的に受け止める場を設けることにより、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築を支援する。 ○市町村レベルにおいて地域共生社会の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。  (2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 複合化・複雑化した課題に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制の構築を支援する。	20.0	-	26.0	厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活支援体制整備事業	介護保険制度の地域支援事業において、市町村が主体となり、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。	214.6 の内数	0.0	217 の内数	厚生労働省老健局振興課
学びによる地域課題解決、高齢者の社会参画等の促進	各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」、高齢者が学びを通じた地域活動へ参画しやすい仕組みづくりを促進し、多世代の共助・共創による地域活性化を図るフォーラムを開催することを通じて、学びによる地域課題解決、高齢者の社会参画等の促進を図る。	0.2	-	0.7 の内数	文部科学省生涯学習政策局社会教育課
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、①自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備、②「住民拠点SS」及び緊急車両用「中核SS」の供給力強化に係る設備導入支援、③緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業への支援を実施。	16.4	0.0	24.0	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課

20

## 2. プラットホーム構築

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		H29 当初	H29 補正	H30 当初	
離島・S S過疎地における石油製品の流通合理化支援事業（うち過疎地等における石油製品の流通体制整備事業費）	SS過疎地における地域住民の利便性維持のための自治体による計画策定への支援、実証事業、地下タンクからの危険物漏えい防止に係る補強工事などをを行うことで、石油製品供給網の維持を図る	53.8の内数	0.0	47.6の内数	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	地球温暖化対策推進法に基づき、全ての都道府県及び市町村に策定が義務づけられている「地方公共団体実行計画事務事業編」について、その大胆な強化・拡充や取組体制の整備に向けた調査・検討に係る費用を補助。 加えて、先進的な取組を行うことを条件に、同計画に基づく庁舎等への省エネ設備導入も補助。	32.0	-	32.7	環境省大臣官房環境計画課
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、営農を前提とした農地への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組、蓄エネ等の導入活用事業等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助。	80.0	-	54.0	環境省大臣官房環境計画課

### ○その他の財政制度

措置名	概要	担当府省
地方財政措置	高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上。 (1) 地域運営組織の運営支援のための経費 地域の生活や暮らしを守るために組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費について地方交付税措置を講ずる。 (2) 高齢者等の暮らしを守る経費 地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み（高齢者交流・声かけ・見守り、買物支援・弁当配達・配給食等）に係る所要の経費について、地方交付税措置を講ずる。	総務省
過疎対策事業債	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。	総務省

21

## 2. プラットホーム構築

### プラットホーム構築のための人材確保・育成

地域活性化伝道師（内閣府）	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト（地域活性化伝道師）を紹介し指導・助言などを行う。
地域おこし協力隊（総務省）	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間（概ね1年以上3年以下）、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。
集落支援員（総務省）	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。
外部専門家招へい事業（総務省）	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。
全国地域づくり人財塾（総務省）	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材=「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。
生活支援コーディネーター（厚生労働省）	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。
地域再生マネージャー事業（一財） 地域総合整備財団	市町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。

### ○地域づくりの人材確保に向けた支援策

#### ○特別交付税措置による対応

22

## 2. プラットホーム構築

## 地域運営組織・小さな拠点

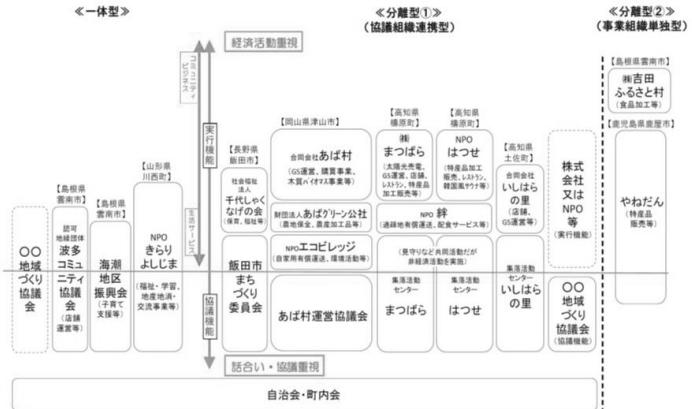
- 地区にある様々な課題に取り組むプラットホーム
  - 「小さな拠点」としての場所の構築
  - 運営組織による仕組みづくり  
  - 経済活動、生活支援など多様
  - 組織形態も多様

⇒ いまとある人材と資源でできることから取り組む  
地域の課題にトータルに対応する

※「場所」「人材」「制度」構築のための支援制度

## 行政におけるプラットホーム構築と財源をどう考えるか

図 1 地域運営組織の組織形態の分類



## 「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」最終報告

23

### 3. 地域包括ケアシステムにおけるプラットホーム

医療介護総合確保推進法 第2条

この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される状態をいう。

## 地域包括ケアのコンセプト

#### ・統合ケア(integrated care)

「診断、治療、ケア、リハビリテーション、健康増進にかかるサービスの構造化とマネジメント、提供および情報交換を1つにまとめる概念」

統合 ⇒ サービスへのアクセス、サービスの質、利用者の満足度、サービスの効率を改善する  
(世界保健機関(WHO)による定義)

#### ・地域を基盤とするケア(community-based care)

住み慣れた「地域社会」において行なわれるケア

医療・介護等機能分担の明確化、住民主体、効率的なサービス提供

### 3. 地域包括ケアシステムにおけるプラットホーム

## 全包围型の地域包括ケアシステムへ

- ・社会保障制度改革国民会議報告書(2013年8月)

### (6) 地域づくりとしての医療・介護・福祉・子育て

「各地域において地域の事情を客観的なデータに基づいて分析し、それを踏まえて、医療機能の分化・連携や 地域包括ケアシステムの構築など医療・介護の提供体制の再構築に取り組んでいくことが必要」。

「住み慣れた地域の中で患者等の生活を支える地域包括ケアシステムの構築が不可欠。」

「医療サービスや介護サービスだけなく、住まいや移動、食事、見守りなど生活全般にわたる支援を併せて考える必要があり、このためには、コンパクトシティ化を図るなど住まいや移動等のハード面の整備や、サービスの有機的な連携といったソフト面の整備を含めた、人口減少社会における新しいまちづくりの問題として、医療・介護のサービス提供体制を考えていくことが 不可欠」。

25

### 3. 地域包括ケアシステムにおけるプラットホーム

厚生労働省「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」(2015年9月17日)

⇒『福祉』から発想するのではなく『地域』から発想する

①支援対象者が複合的ニーズを有する場合に、関係機関や関係者がサービスを総合的に提供できるような連携の仕組みを構築する

②複合的な福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを作り出し、それを地域づくりの拠点として機能させる

「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月2日閣議決定)

地域共生社会の実現：子ども・高齢者・障害者を含めてすべての人々が暮らしと生きがいをともにつくり、高めあえる地域社会

⇒厚生労働省「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」の設置

①「我が事」の意識づくり：地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

②「丸ごと」の相談支援体制：住民に身近な圏域において、分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制整備

③多機関の協働：複合化した生活課題を解決するための関係機関による体制整備

26

### 3. 地域包括ケアシステムにおけるプラットホーム

#### 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

##### 「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

##### 改革の背景と方向性

###### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

###### 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

##### 改革の骨格

###### 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革改正】

###### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

#### 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超えた、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

###### 専門人材の機能強化・最大活用

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

##### 実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

- ◆更なる制度見直し
- ◆2020年代初頭：全面展開

##### 【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設等

厚生労働省資料

27

### 3. 地域包括ケアシステムにおけるプラットホーム

#### 高齢者を対象とする地域包括ケアシステム（2015年度～）

- ①介護予防・日常生活支援総合事業
- ②在宅医療・介護連携の推進
- ③認知症総合支援事業
- ④地域包括支援センターの運営と地域ケア会議の充実
- ⑤生活支援体制整備事業

+

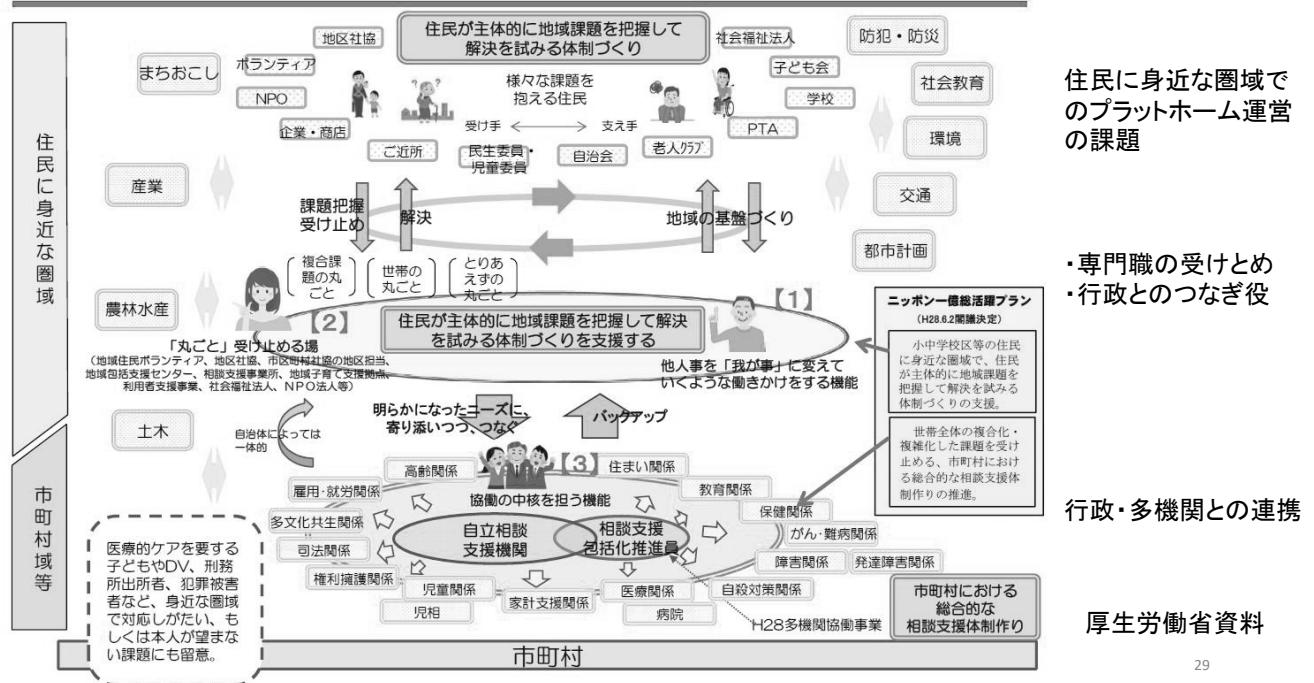
#### 多機関の協働による包括支援体制構築事業（2016年度～）

生活困窮者自立支援相談機関、地域包括支援センター、障がい者への相談支援事業所など、地域における相談支援機関の中から、関係機関を円滑に調整することが可能な機関を選定し、相談支援包括化推進員を配置、相談支援包括化推進会議を開催し、関係者のネットワークの構築と意見交換を行う場を設定

28

### 3. 地域包括ケアシステムにおけるプラットホーム

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



### 3. 地域包括ケアシステムにおけるプラットホーム

#### 地域包括ケアシステム

⇒高齢者分野のケアから「地域共生社会」を実現するための仕組みへ

⇒多様な主体とすべての世代を対象。

⇒専門職のみならず関係機関を連携・協働する仕組みへ

①場所(施設等)の整備・確保

②医療・介護・福祉・見守り等の担い手(専門性を持った多様な主体／地域住民)

③個々の状況を把握し、利用者を必要なサービスと結びつけるコーディネーター

④判断に必要な利用者等の個人情報

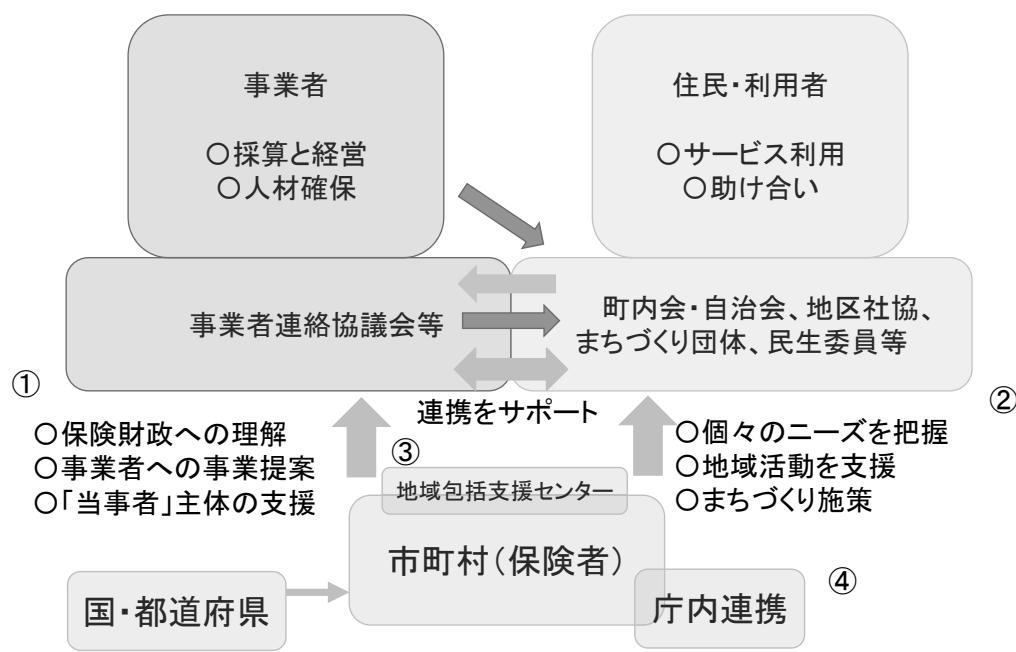
⑤ケアのネットワークシステム(地域ケア会議など)、情報共有

⇒担い手の確保とともに、情報を共有し、連携して対応にあたるための「場」と「関係」の構築が必要(=プラットホーム)

→町内会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員など、との関わりも

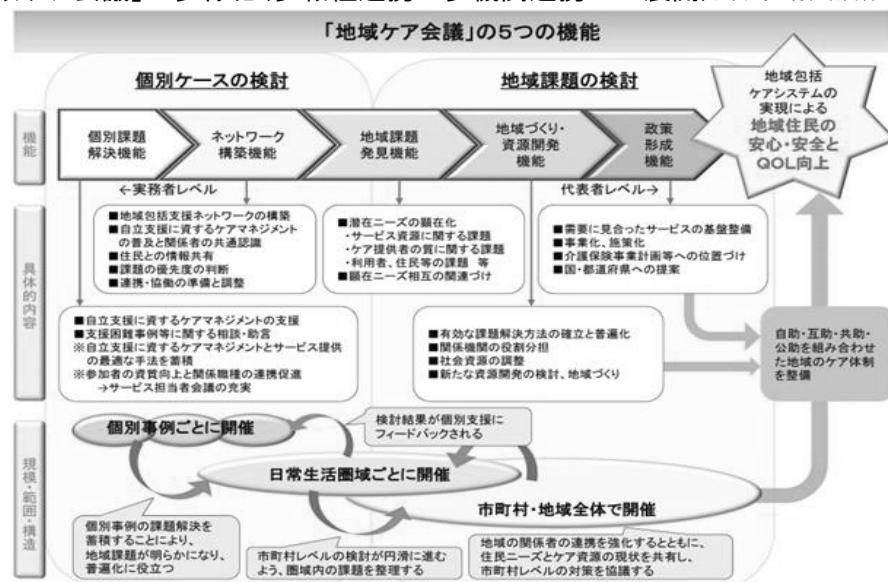
## 4. 行政体制の構築と財源

### 地域包括ケアシステムにおける連携



## 4. 行政体制の構築と財源

### 「地域ケア会議」の多様化(多職種連携⇒多機関連携への展開)出典:厚生労働省資料



この仕組みが機能するためには、高齢者福祉の現場で挙がった情報を、府内や地域で共有し、解決に向けて検討するための場と制度構築が必要。

#### 4. 行政体制の構築と財源

##### 高齢者を取り巻く地域課題の例(介護事業所職員の声)

道路	道路が狭い、歩道がガタガタで押し車では歩けない
街灯やサービス	役場に大きい声で言えば対応してもらえるという状況
交通手段	交通手段がない
地域活動	近くに活動の場がない
買い物	近隣に買い物先がない
住居	保証人の不在、大家が高齢者に貸したがらない、町営住宅がバリアフリーでない
ごみ屋敷	ごみ屋敷が多い、ごみをためる高齢者支援の難しさ
お金	生活困窮者への対応、お金がない、ひどい状況になる前に役場からの情報がほしい
個人情報の壁	困っている人への働きかけ、病院や行政から情報がもらえない
障害者	障害者のサービス情報が少ない、家族だけでの暮らしが難しく支援が必要
認知症対応	若年性認知症の利用できるサービスがない。カフェ・場がほしい
家族	家族が協力的でない、介護を行う家族への支援がない
近隣	近所との付き合いがない、民生委員との繋がり
医療	病院との連携が取れていないところがある
ボランティア	ちょっとした手助けがあるとよい
(介護)職員として	力不足、相手に気持ちが伝わらない、コミュニケーション不足

出典: 愛媛県松前町地域ケア推進会議ワークショップ資料より

33

#### 4. 行政体制の構築と財源

##### 高齢者を取り巻く地域課題(自治体各課職員の声)

まちづくり課	公営住宅(高齢者が暮らしにくい)、介護(予防)サービス等未利用、パスポート写真
町民課	ごみ処理・ごみ屋敷、マイナンバー等での詐欺
産業課	後継者問題、法人化、訪問販売トラブル
保険課	介護保険未申請・サービスを利用しない、費用負担できない、家族の支援を受けられない
総務課	_____
健康課	高齢者と家族との関係(ネグレクト・無関心) 生活困窮(病院に行けない、生活できない)、金銭管理の学習が必要、 サービス内容よりも、金額でメニューを選択する
福祉課	障害のある高齢者が、介護サービスの料金体系について理解しない 最近見ないので亡くなっているのではないか
税務課	低所得者の滞納、相続人を探すのに困る
上下水道課	料金支払い、下水整備工事にお金をかけられないため、接続率が上がらない 工事の際の説明を覚えていない
社会教育課	イベントに参加した際に、自分のものをどこに置いたか忘れる。 (盗難にあったといわれる) 地域の活動にはりきって協力するのはよいが、怪我をする 何かやりたいと提案をするが、最後は行政頼みになる エレベータがない施設がある
消防	救急車の気軽な利用(タクシ一代わり)、かかりつけ医への搬送の要請 身元引受人がおらず、救急車が帰れない。
全般	何回説明しても理解してもらえない 一つの課だけでは解決できない

出典: 愛媛県松前町地域ケア推進会議ワークショップ資料より

34

#### 4. 行政体制の構築と財源

### 地域課題の検討へ

○個々の支援を通じて見えてきた

#### 地域課題の把握

- ・総合窓口
- ・傾聴力



○庁内各課で情報を共有

○事業者と情報共有

○地域づくりに関わる町内会・自治会、

#### 地域づくり団体と情報共有

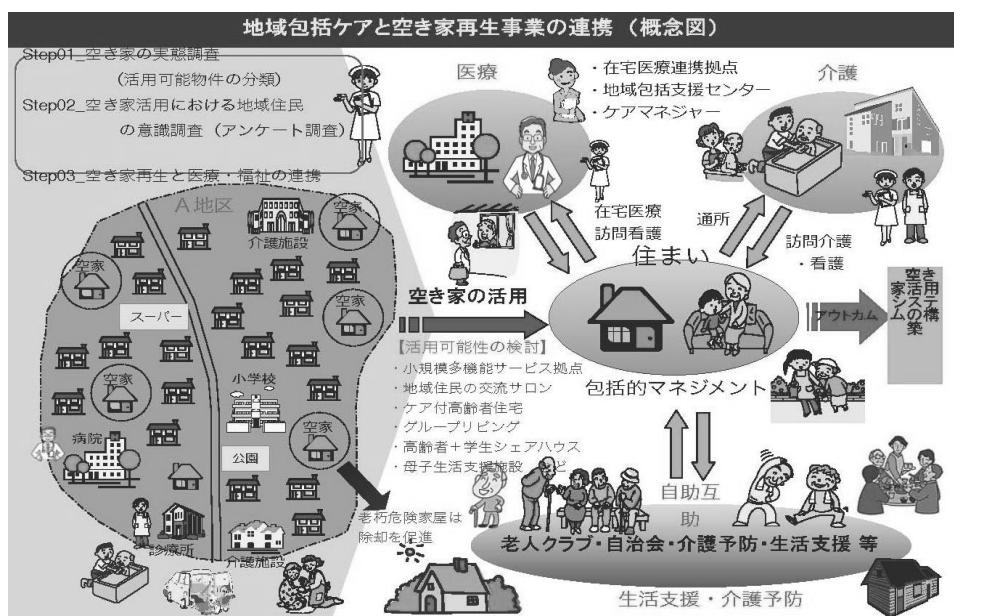
- ・日ごろからコミュニケーションが取れる「場」を用意

○課題解決に向けた対応策の推進

⇒事業化、予算化

35

#### 4. 行政体制の構築と財源



・療養病床からの退院には「住まい+地域見守り」が必要⇒地域の「参加」

・空き家活用と生活支援

36

#### 4. 行政体制の構築と財源

### 情報共有と管理

#### (1) 行政と事業者との情報共有

- ・自治体財政、住民ニーズに対する情報提供
- ・まちづくりに関する意見提案

#### (2) 行政と地域住民との情報共有

- ・地域情報を把握
- ・地域での取り組みを通じて、介護予防や孤立防止等につなげる

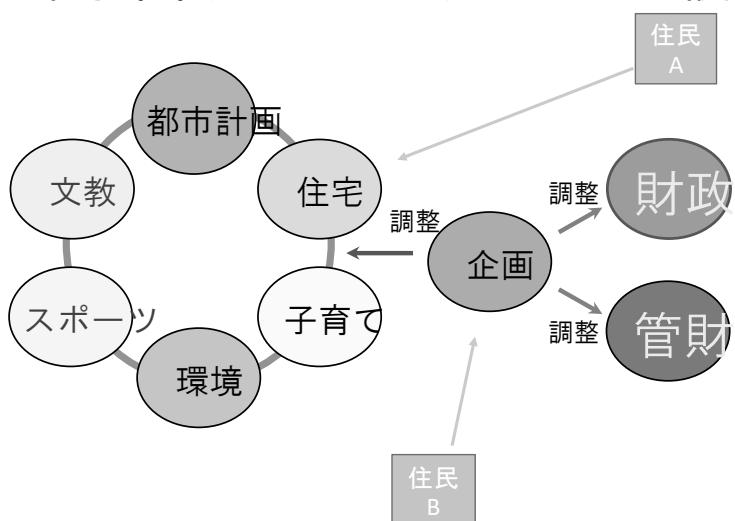
#### (3) 行政内部の情報共有

- ・支援を必要とする個人を取り巻く状況について、  
関連する部署で、情報共有できるしくみ(⇒個人情報保護)
- ・福祉の現場で上がったまちづくりの課題を庁内で共有し、  
他の施策に結びつける工夫

37

#### 4. 行政体制の構築と財源

### 岩手県紫波町のケース(庁内における縦割りと横ぐし)



○個別の施策・事業は各部署が担当

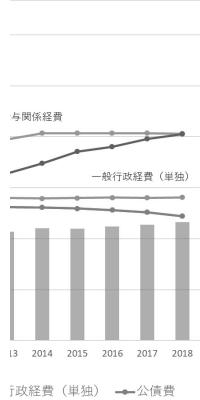
○地域の公共空間構築に関わる領域については、画部門がトータルな調整(対外的な調整についても対応)

出典:紫波町オガールプロジェクト説明資料 に加筆

38

#### 4. 行政体制の構築と財源

### 地方財政計画額の推移



#### プラットホーム構築

「場」づくり:リノベーション事業などへの工夫

「制度」:計画策定等経費の充実が課題

「人」:職員数の確保が課題

サービス給付費の増大に対し、体制整備のための財源は伸び悩み(企画振興費・包括算定経費等での計上)

#### 普通交付税単位費用算定の基礎となる 高齢者保健福祉費の職員配置

	課長	職員A	職員B	合計
2011	1	8	28	37
2012	1	8	27	36
2013	1	8	26	35
2014	1	6	27	34
2015	1	6	27	34
2016	1	6	29(28)	36(35)
2017	1	6	29	36

#### 標準団体行政経費積算内容(高齢者保健福祉費うち介護保険費) および標準団体人口等

	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)
介護保険費							
給与費	71,460	72,000	68,460	72,060	72,390	71,970	76,850
需用費	143,408	138,262	145,485	131,569	129,758	123,372	123,133
負担金、補助金及び交付金	1,010,000	1,019,104	1,075,850	1,139,254	1,178,865	1,213,978	1,239,834
合計	1,224,868	1,229,366	1,289,795	1,342,883	1,381,013	1,409,320	1,439,817
65歳以上人口(人)	24,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	29,000
養護老人ホーム措置者数(月)(人)	58	54	54	53	53	53	58
要支援・要介護者数(人)	3,690	3,460	3,882	4,109	4,215	4,453	4,566

39

### 4. 行政体制の構築と財源

- 人口構造の変化、社会経済情勢の変化により、国や自治体に求められる行政サービスの形は変化を遂げてきた。
- インフラや施設整備⇒安心・安全な暮らしを支える制度的枠組みや関係構築が課題  
例:国土交通省社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金  
[基幹事業+関連社会資本整備事業+効果促進事業(ソフト)]

#### 効果促進事業

「社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等。ただし、交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等を除く(全体事業費の20／100を目途)」

(例:アーケードモール設置・撤去、社会実験(自転車乗捨て等)、計画検討(観光振興等)

ハザードマップ作成、避難計画策定、避難訓練等)

プラットホーム構築にかかる安定財源の確保が課題

# 第2章

# 参 考 资 料



# 経済財政運営と改革の基本方針2018



平成30年7月30日

総務省自治財政局財政課  
財政企画官 進 龍太郎

## 経済財政運営と改革の基本方針2018

～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～ (平成30年6月15日閣議決定)

### 第1章 現下の日本経済

1. 日本経済の現状と課題、対応の方向性
  - (1)日本経済の現状と課題
  - (2)対応の方向性
2. 東日本大震災等からの復興
  - (1)東日本大震災からの復興・再生
  - (2)熊本地震と自然災害からの復興

### 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大
  - (1)人材への投資
  - (2)多様な人材の活躍
2. 生産性革命の実現と拡大
  - (1)基本的考え方
  - (2)第4次産業革命技術がもたらす変化・新たな展開:「Society 5.0」
  - (3)「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」
  - (4)経済構造革新への基盤づくり
  - (5)イノベーション・エコシステムの早期確立
  - (6)今後の成長戦略推進の枠組み
3. 働き方改革の推進
  - (1)長時間労働の是正
  - (2)同一労働同一賃金の実現
  - (3)高度プロフェッショナル制度の創設
  - (4)最低賃金の引上げ等
4. 新たな外国人材の受け入れ
  - (1)一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設
  - (2)従来の外国人材受け入れの更なる促進
  - (3)外国人の受け入れ環境の整備
5. 重要課題への取組
  - (1)規制改革の推進
  - (2)投資とイノベーションの促進
  - (3)経済連携の推進
  - (4)分野別の対応

### 6. 地方創生の推進

- (1)地方への新しいひとの流れをつくる
- (2)中堅・中小企業・小規模事業者への支援
- (3)まちづくりとまちの活性化
- (4)意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等
- (5)これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展
- (6)沖縄の振興

### 7. 安全で安心な暮らしの実現

- (1)外交・安全保障の強化
- (2)資源・エネルギー、環境対策
- (3)防災・減災と国土強靭化の推進
- (4)暮らしの安全・安心
- (5)少子化対策、子ども・子育て支援

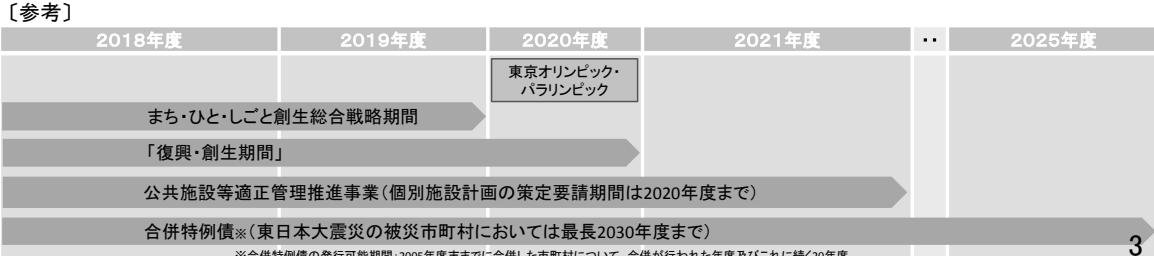
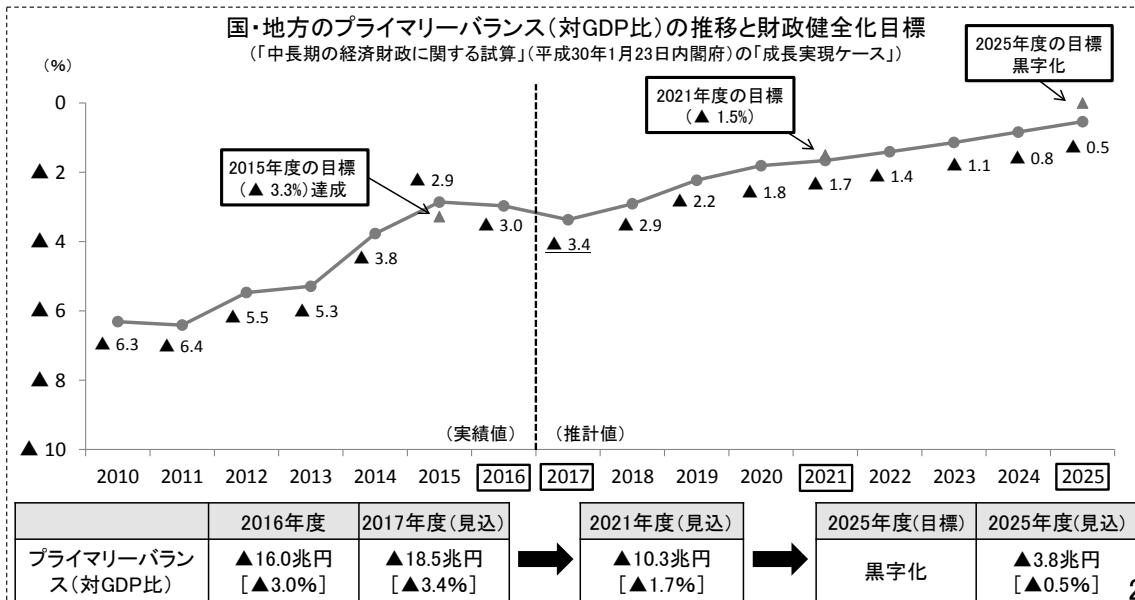
### 第3章「経済・財政一体改革」の推進

1. 経済・財政一体改革の進捗と評価
2. 2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化
  - (1)消費税率引上げ分の使い道の見直し
  - (2)軽減税率制度の実施
  - (3)駆け込み・反動減の平準化策
  - (4)耐久消費財対策
3. 新経済・財政再生計画の策定
  - (1)基本的考え方
  - (2)財政健全化目標と実現に向けた取組
4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題
  - (1)社会保障
  - (2)社会資本整備等
  - (3)地方行財政改革・分野横断的な取組等
  - (4)文教・科学技術等
  - (5)税制改革、資産・債務の圧縮等
5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

### 第4章 当面の経済財政運営と2019年度予算編成に向けた考え方

## 国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

- 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。
- 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。



内閣府作成資料

## 1 人づくり革命の実現と拡大

### ① 待機児童問題解消

- ・女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」の前倒し  
※25歳～44歳の女性就業率は、日本72.8%、アメリカ71.1%、イギリス75.5%、ドイツ77.8%、フランス74.6%、スウェーデン82.5%

### ② 幼児教育無償化

- ・幼稚園、保育所、認定こども園以外の認可外保育施設の無償化対象化  
対象者：保育の必要性があると認定された子供（認可保育所への入所要件）であって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者  
対象サービス：幼稚園預かり保育、一般にいう認可外保育施設、地方自治体の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育など（地方自治体に対して届出を行った施設、かつ、指導監督基準を満たす施設を対象とする。指導監督基準の適合性については5年間の経過措置を設定）  
認可外保育施設の無償化上限額：認可保育所における月額保育料の全国平均額  
実施時期：2019年10月から全面的実施の方向

- ・認可外保育施設の認可施設への移行促進策の強化

### ③ 大学など高等教育無償化

- ・住民税非課税世帯（年収270万円未満）に対し授業料免除  
(私立大学の場合、私立大学の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額まで無償化)
- ・必要な生活費を給付型奨学金として支給（教科書代、通学費等に加え、自宅外生の場合、食費、住居、光熱費等も貰えるよう支給）
- ・年収300万円未満の世帯については住民税非課税世帯の3分の2、年収300万円～380万円未満の世帯については3分の1を支給
- ・支援対象者：高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、本人の学習意欲を確認

### ④ 介護職員の待遇改善

### ⑤ 私立高等学校授業料の実質無償化

### ⑥ リカレント教育の拡充

- ・専門実践教育訓練給付（7割助成）の対象講座を第4次産業革命スキルなどを対象に拡大
- ・一般教育訓練給付（2割助成）の給付率をITスキルなどを対象に4割へ拡大
- ・情報処理、バイオ、ファインケミカル、エンジニアリング、ロボット分野などにおいて、技術者へのリカレント教育コースを学会等に設置
- ・大手企業の中途採用の拡大

### ⑦ 大学改革

- ・国立大学・私立大学ともに、各校の役割・機能を明確化
- ・各国立大学、私立大学の連携・統合を促進 等

### ⑧ 高齢者雇用の拡大

- ・65歳以上への継続雇用年齢の引上げに向けた環境整備（個人差の尊重と成果を重視する評価・報酬体系の構築）
- ・高齢者のトライアル雇用の促進

4

内閣府作成資料

## 2 生産性革命の実現と拡大

### （重点分野とフラッグシップ・プロジェクト）

- ・人手不足・移動弱者の解消、新サービスの創出により、「生活」「産業」が変わる
  - 無人自動運転による移動サービスの2020年実現や、高速道路でのトラック隊列走行の早ければ2022年商業化
  - 個人の健診・診療・投薬情報を医療機関等で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークの2020年度本格稼働
- ・最新の技術革新により、「経済活動の糧」（エネルギーと金融）が「強み」に変わる。
  - デジタル技術を活用したエネルギー制御、水素利用などの「エネルギー転換・脱炭素化」に向けた技術開発・E S G（環境、社会、ガバナンス）投資推進
  - 業態ごとの金融・商取引関連法制の機能別・横断的な法制への見直し
- ・行政のあらゆるサービスのデジタルでの完結（アナログ行政から決別）、インフラ管理での民間活力・技術革新の活用により、「行政」「インフラ」が変わる
  - 様々な手続で求められる添付書類の撤廃、押印などの本人確認手法の見直しの実現
  - 港湾、空港、道路、上下水道など様々な分野におけるインフラ管理手法の民間事業者によるオープンイノベーションでの開発
- ・自動走行を含めた便利な移動・物流サービスやオンライン診療、データ連携やI T等を活用する中小企業、稼げる農林水産業により、「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる
  - 農林水産業のスマート化（生産と出荷の最適化やコストの最小化）の推進
  - まちづくりと公共交通の連携や新技術・官民データの活用の加速
  - 中小企業の経営改善と連携したI T支援体制の強化

### 3 働き方改革の推進

- 働き方改革関連法制（罰則付き時間外労働規制実施、同一労働同一賃金実現、高度プロフェッショナル制度の創設等）の円滑な実施
- 中小企業・小規模事業者に対する丁寧な対応
- 高度プロフェッショナル制度における本人同意の撤回手続の明定

### 4 新たな外国人材の受け入れ

- 中小企業・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化への対応
- 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れるため、就労を目的とした新たな在留資格を創設
- 出入国管理及び難民認定法を改正し、政府の基本方針を定めるとともに、業種別の受け入れ方針を策定
- 求める技能水準は、受け入れ業種ごとに定め、日本語能力水準も、業務上必要な水準を考慮して、受け入れ業種ごとに定める
- 政府の在留管理体制を強化するとともに、受け入れ企業又は登録支援機関（業界団体等）による生活ガイダンス、相談対応、日本語習得支援等を実施
- 在留期間の上限は通常5年とし、家族の帯同は基本的に認めないが、滞在中に高い専門性を有すると認められた者について、在留期間の上限がなく、家族帯同を認める在留資格への移行措置を整備する方向

5

**5 「経済・財政一体改革」の推進**

内閣府作成資料

**(1) 2019年10月の消費税率引上げと需要変動の平準化****① 消費税率引上げ分の使途変更による教育負担の軽減**

- 子育て層支援としての幼児教育無償化等を2019年10月に実施し、消費税率引上げによる経済的な悪影響を緩和する方向

**② 軽減税率制度の円滑な実施****③ 駆け込み・反動減の平準化策**

- 事業者による価格設定の在り方の検討
- 決済端末の導入やポイント制の促進、商店街対策といった中小企業・小規模事業者対策
- 自動車や住宅などの耐久消費財について税率引上げ後の税制等による購入支援を検討

**④ 需要変動に対して機動的な対応**

- 消費税率引上げに伴う需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、臨時・特別の措置を2019・2020年度当初予算において講ずる

**(2) 新経済・財政再生計画****① 基本的考え方**

- 「経済再生なくして財政健全化なし」

**② 社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」の設定**

- 団塊世代が75歳に入り始める2022年の前までの2019～2021年度を「基盤強化期間」と位置付ける。

**③ 財政健全化目標と毎年度予算編成を結び付けるための仕組み**

- 基盤強化期間においては、以下の目安に沿った予算編成を行う
  - 社会保障関係費は、実質的増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針を、経済・物価動向等を踏まえ、2021年度まで継続する
  - 人口構造の変化等を踏まえ、毎年度の予算編成過程で数値を明示
  - 非社会保障関係費は、経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続する
  - 地方の一般財源の総額は、2018年度と実質的に同水準を確保する

**④ 計画実現に向けた今後の取組**

- 今年末までに改革工程表を改定し、新たな改革工程表を策定
  - 2020年度に、社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、骨太方針において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革を具体化
  - 新計画の中間時点（2021年度）において経済・財政一体改革の進捗について評価※を行い、2025年度P B 黒字化実現に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映
- ※2021年度の中間指標を設定
- P B 赤字対G D P比：2017年度からの実質的半減（1.5%程度）
  - 債務残高対G D P比：180%台前半
  - 財政収支赤字対G D P比：3%以下

**⑤ 財政健全化目標**

- 全ての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要このため、
  - 2025年度の国・地方を合わせたP B 黒字化を目指す
  - 同時に債務残高対G D P比の安定的な引下げを目指すことを堅持

6

**「人づくり革命」について**

- 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）の「人づくり革命」について、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において具体化

- 2兆円規模の財源は、1.7兆円が消費増税による增收分、0.3兆円が企業からの拠出金を予定

- 幼児教育及び高等教育の無償化措置に係る事務の詳細や国・地方の役割分担・経費負担のあり方は、今後整理

施策項目	経済政策パッケージの主な内容	実施時期等
幼児教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳～5歳までの全ての子供の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化</li> <li>上記以外の認可外保育施設等の費用についても、保育の必要性が認定された子供を対象に、認可保育所における月額保育料の全国平均額を上限に無償化</li> <li>0歳～2歳児は、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化</li> <li>障害児通園施設も無償化</li> <li>医療的ケア児について、看護師の配置・派遣によって受入支援を行うモデル事業を拡充しつつ、医療行為提供のあり方を議論</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年10月から全面的な実施を目指す</li> </ul>
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿確保（※必要となる運営費を確保）</li> <li>企業拠出金0.3兆円は、企業主導型保育事業と保育の運営費（0歳～2歳児相当）に充当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年度から早急に実施</li> </ul>
保育士の待遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年度の人勧に伴う賃金引上げに加え、更に1%（月3,000円相当）引上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年4月から実施</li> </ul>
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学、短大、高専及び専門学校には授業料の減免措置、学生個人には給付型奨学金を措置、住民税非課税世帯を対象として無償化（※準ずる世帯についても、年収300万円未満世帯は非課税世帯の3分の2、年収300万～年収380万円未満世帯は3分の1の額を支援）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年4月から実施</li> </ul>
介護人材の待遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤続年数10年以上の介護福祉士について、消費税引き上げに伴う介護報酬の改定に合わせ、月額平均8万円相当の待遇改善を実施（公費1,000億円）</li> <li>障害福祉人材も、同様に待遇改善を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年10月から実施</li> </ul>
私立高校の実質無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>年収590万円未満世帯を対象として実質無償化（※住民税非課税世帯は実質無償化、年収350万円未満世帯は最大35万円、年収590万円未満世帯は最大25万円を支給ができる財源をまずは確保）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年度までに安定的な財源を確保しつつ実施</li> </ul>
大学改革リカレント教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学教育の質の向上、経営力の強化、大学の連携・統合等</li> <li>リカレント教育の抜本的な拡充（雇用保険制度を活用した教育訓練給付の拡充）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未定</li> </ul>

7

# 「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】

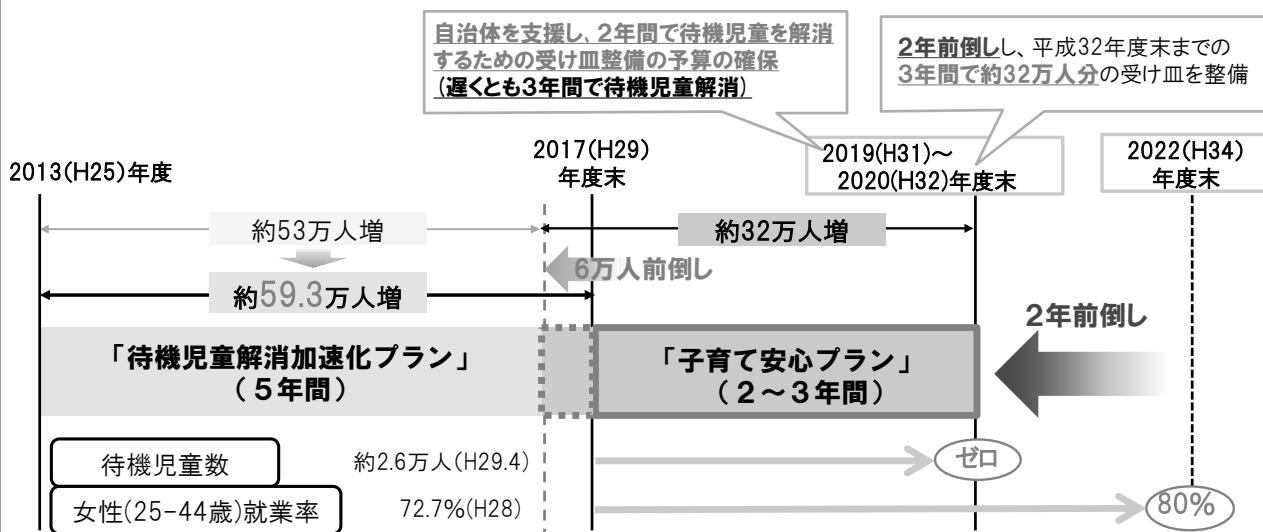
## 【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

## 【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備。

(参考) スウェーデンの女性就業率: 82.5% (2016)



8

## 一般財源総額ルール等について①

### ○経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定・抜粋)

#### 一般財源総額ルール <2019年度～2021年度>

財政健全化目標（※）と毎年度の予算編成を結び付けるため、基盤強化期間（2019～2021年度）内に編成される予算については、以下の目安に沿った予算編成を行う。

- ①、②（略）
- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

※財政健全化目標：

- ・経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。
- ・同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

#### 参考

(臨時財政対策債関係)

- ・地方歳出についても、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債等の債務の償還に取り組み、国・地方を合わせたPB黒字化につなげる。

(基金関係)

- ・地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に關し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す。

9

## 一般財源総額ルール等について②

### <平成23年度～平成25年度>

#### ○財政運営戦略(平成22年6月22日閣議決定・抜粋)

2. (5)の基本ルール(※)を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間(H23～H25)中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

※財政の健全化については、まず、国が本戦略に則り改革に取り組んでいくことはもとより、公経済を担う国及び地方公共団体が相協力しつつ行うことが必要である。地方公共団体に対し、上記の国の財政運営の基本ルールに準じつつ財政の健全な運営に努めるよう要請するとともに、国は、地方財政の自立的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

### <平成26年度・平成27年度>

#### ○中期財政計画(平成25年8月8日閣議了解・抜粋)

地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する(※)。

※東日本大震災に充てられる一般財源を除く。

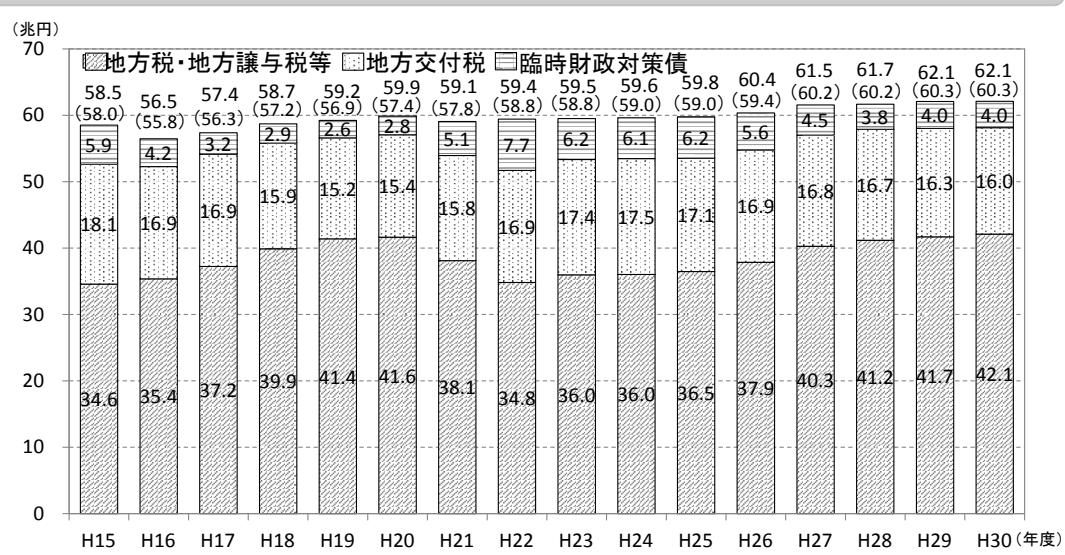
### <平成28年度～平成30年度>

#### ○経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定・抜粋)

国的一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国的一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

10

## 地方一般財源総額



※ 地方財政計画ベース

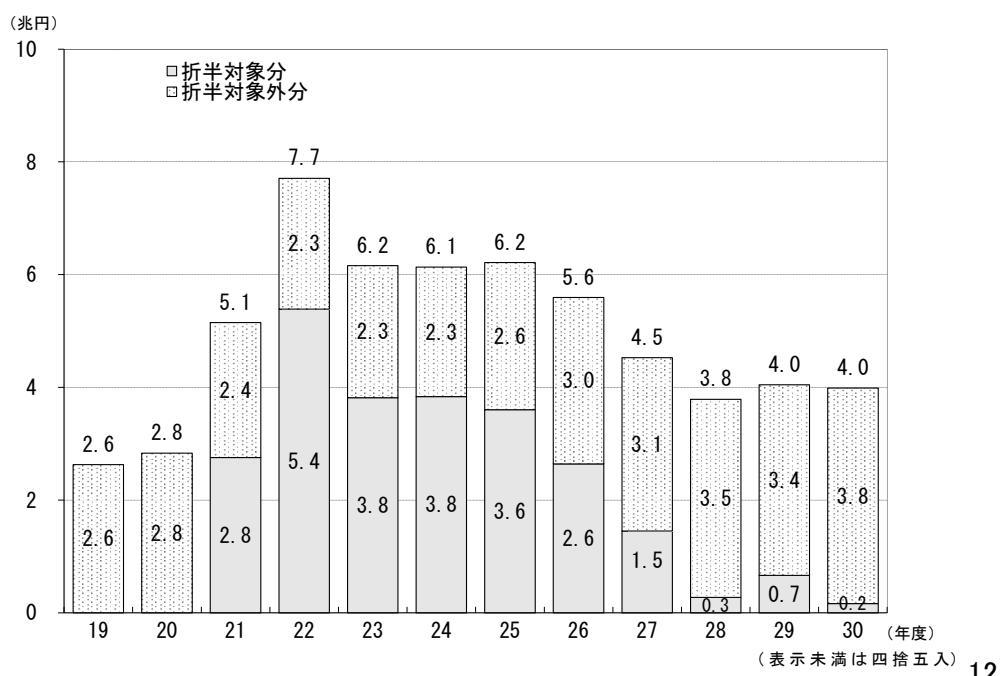
※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた

( )書きの数値は、水準超経費除きの交付団体ベース

※ 平成24年度以後の地方税・地方譲与税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当分を含んだ額

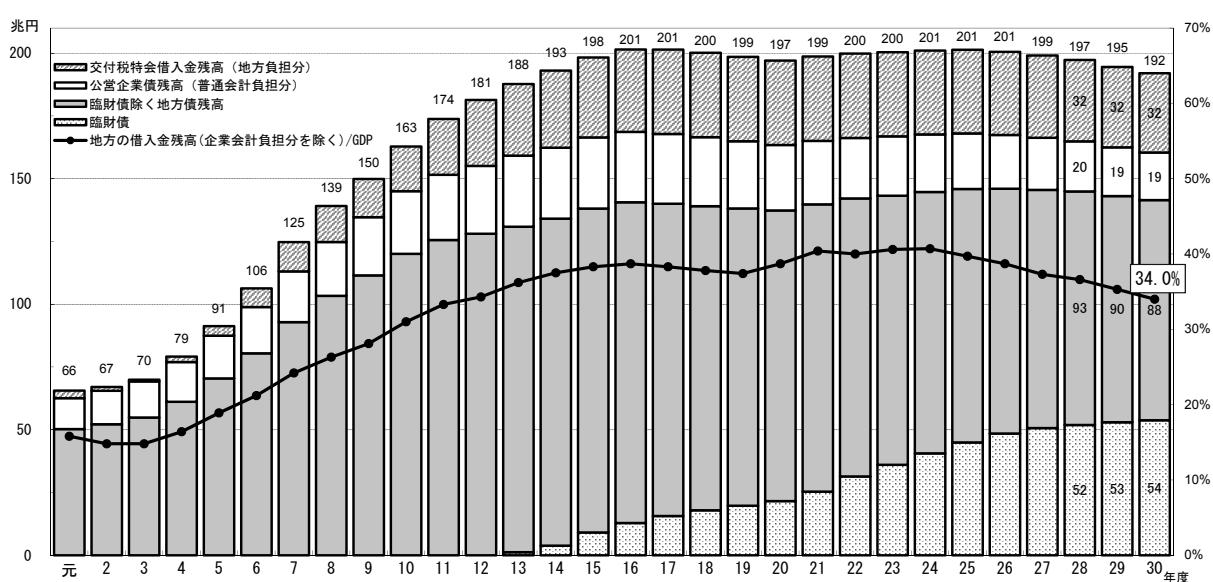
11

## 臨時財政対策債の発行額（計画ベース）



12

## 地方財政の借入金残高の状況



### (参考) 公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22

13

## 基金残高増加の要因分析

- 7.9兆円の増加（平成18年度末と平成28年度末の地方公共団体の基金残高（東日本大震災分を除く。）の比較）のうち、国の施策や合併といった「制度的な要因」による増加額が2.3兆円、景気の動向による法人関係税等の変動、人口減少による税収減、公共施設等の老朽化対策等、災害、社会保障関係経費の増大といった「その他の将来の歳入減少・歳出増加への備え」による増加額が5.7兆円となっている。
- 交付団体の増加額は5.3兆円であり、このうち「制度的な要因」による増加額が2.1兆円、「その他の将来の歳入減少・歳出増加への備え」による増加額が3.1兆円となっている。
- 不交付団体の増加額は2.7兆円であり、このうち「制度的な要因」による増加額が0.1兆円、「その他の将来の歳入減少・歳出増加への備え」による増加額が2.5兆円となっている。

※ 要因ごとの基金増加額は、調査結果に基づいて、一部前提を置いて機械的に試算。

### <要因ごとの基金増加額の試算>

(単位:兆円)

増加要因	増加額	交付団体	うち		不交付団体	うち
			道府県	市町村		
(1) 制度的な要因	2.3	2.1	0.4	1.7	0.1	0.1
① 国の施策に基づく特定目的基金※1の増加	0.6	0.5	0.4	0.1	0.1	0.1
② 合併に伴う特例措置の終了に備えているもの等の増加※2	1.7	1.7	—	1.7	0.0	—
(2) その他の将来の歳入減少・歳出増加への備え※3	5.7	3.1	0.8	2.3	2.5	2.4
歳入	① 景気の動向による法人関係税等の変動	0.8	0.5	0.3	0.3	0.3
	② 人口減少による税収減	0.3	0.3	0.0	0.3	0.0
	③ 公共施設等の老朽化対策等	2.0	1.0	0.1	0.8	1.1
	④ 災害	0.9	0.6	0.2	0.4	0.3
	⑤ 社会保障関係経費の増大	0.7	0.3	0.0	0.3	0.4
	⑥ その他	0.8	0.4	0.2	0.2	0.4
	合計	7.9	5.3	1.2	4.0	2.7
						2.5

※1 地域医療介護総合確保基金、後期高齢者医療財政安定化基金等、国の施策に基づき設置された基金。

※2 調査結果及び合併団体と非合併団体の基金残高の伸率の差を基に試算。

※3 財政調整基金については調査結果における積立理由の順位を基に、特定目的基金については調査結果における使途区分を基に試算。

14

## 経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）（平成30年6月15日閣議決定）

### 第3章 「経済・財政一体改革」の推進

#### 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題 (3)地方行財政改革・分野横断的な取組等

##### （持続的な地方行財政制度の構築）

行政コストの効率化に向けて、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進する。  
また、人口規模が小さく、行財政能力の限られる地方自治体と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度の活用等を推進する。

（略）

地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

（注：抜粋箇所の前後は省略）

15

## 連携中枢都市圏の取組の推進

### 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

### 連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引  
産学官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化  
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上  
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

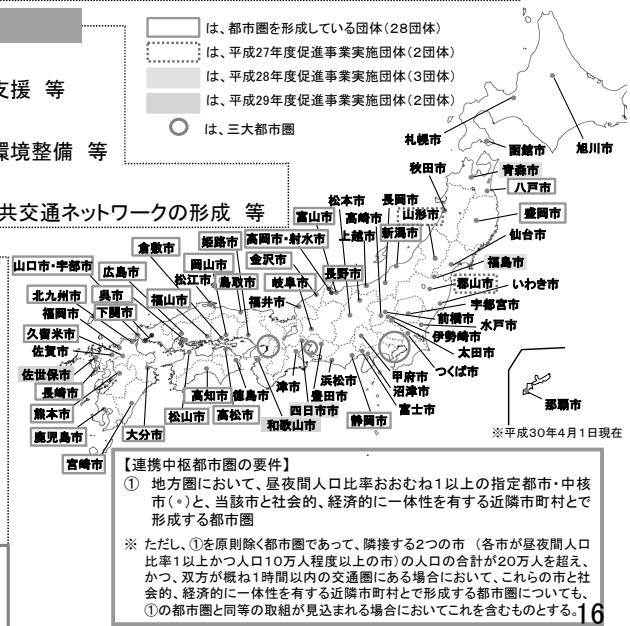
### 連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）  
➤ 平成26年度～平成29年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援（32事業）  
➤ 平成30年度予算においても約1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進  
➤ 平成27年度から地方交付税措置を講じて全国展開を図る

#### ➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き



■ は、都市圏を形成している団体（28団体）  
□ は、平成27年度促進事業実施団体（2団体）  
△ は、平成28年度促進事業実施団体（3団体）  
○ は、平成29年度促進事業実施団体（2団体）  
◎ は、三大都市圏



#### 【連携中枢都市圏の要件】

- ① 地域において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市（◎）と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

16

## 経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）（平成30年6月15日閣議決定）

### 第3章 「経済・財政一体改革」の推進

#### 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題 (3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

##### （地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革）

先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握する。窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。

（略）

地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。

（注：抜粋箇所の前後は省略）

## トップランナー方式について

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働きかせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年（概ね3～5年程度）かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

### 現在の取組状況

- 多くの団体で業務改革に取り組んでいる以下の18業務について、トップランナー方式を導入。

◇学校用務員事務	◇本庁舎夜間警備	◇公用車運転	◇学校給食（運搬）	◇プール管理	◇情報システムの運用
◇道路維持補修・清掃等	◇案内・受付	◇一般ごみ収集	◇体育館管理	◇公園管理	◇青少年教育施設管理※
◇本庁舎清掃	◇電話交換	◇学校給食（調理）	◇競技場管理	◇庶務業務の集約化	◇公立大学運営※
- 窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書の作成・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の平成31年度の導入を視野に入れて検討。

### 影響額（基準財政需要額の減少額）

- 地方団体の行財政改革により生み出された財源は、その改革意欲を損ねることのないよう、還元することが必要。
- 地方財政計画においては、トップランナー方式に着目した減額は行わないこととしており、影響額（基準財政需要額の減少額）については、地域課題等に対応するための地方単独事業に要する経費の増などに充当。

（単位：億円）

	H28	H29	H30※	H31※	H32※	H33※
影響額（対前年度）	441	473	473	111	106	33
累計額	441	914	1,387	1,498	1,604	1,637

※H30～H33は見込み

18

## 経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）（平成30年6月15日閣議決定）

### 第3章 「経済・財政一体改革」の推進

#### 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題 (3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

##### （公営企業・第三セクター等の経営抜本改革）

公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びPDCA等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。

（略）

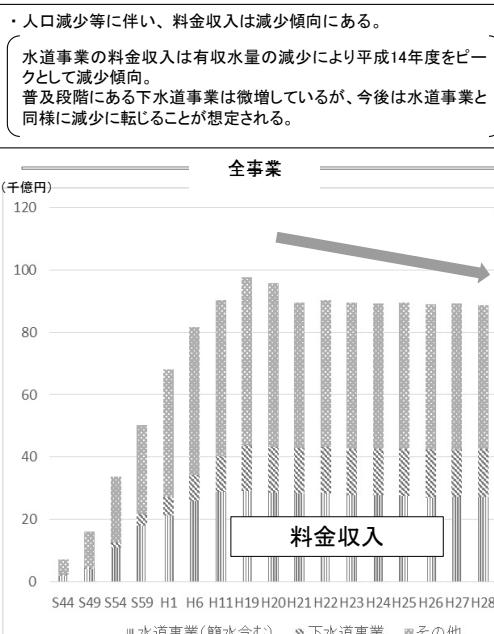
水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。

（注：抜粋箇所の前後は省略）

19

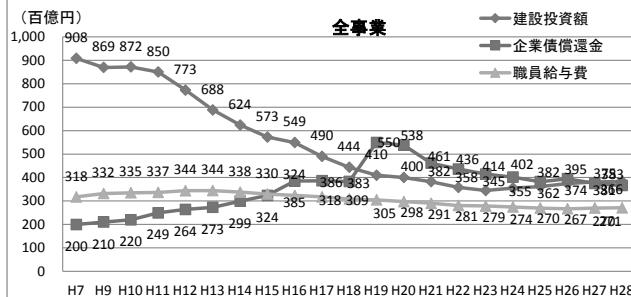
## 地方公営企業を取り巻く経営環境の変化

### ①地方公営企業の料金収入の推移

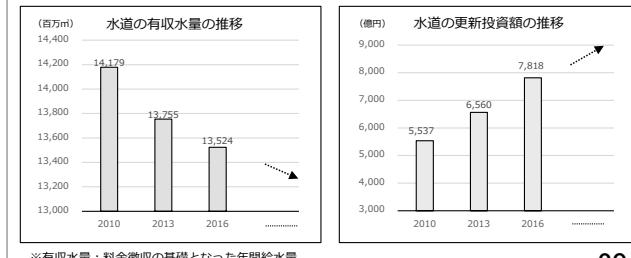


### ②建設投資額の推移

・建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から5年連続で増加傾向。



### 参考:水道事業の有収水量(※)の推移及び更新投資額の推移



20

## 公営企業における更なる経営改革の推進（平成26年度以降）

### 公営企業の現状及びこれからの課題

- 事業全体の約1割(10.5%)が赤字事業(平成28年度決算)
- 施設等に係る更新投資が十分でなく、老朽化施設の割合が多い事業が存在
- 人口減少等に伴う料金収入の減少
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念

### 各公営企業に求められる対応

- 担い手や事業規模など現在の経営形態そのものの見直し
- 更なる効率化・経営健全化
- 民間の技術・ノウハウの活用
- こうした現状、課題や危機意識の地域での共有 等

### 更なる経営改革の推進



- ・公営企業が行っている事業の意義、必要性等を検証し、以下の方向性について検討

事業廃止、  
民間化・民間譲渡

広域化等

民間活用

経営戦略の策定・公表・実行

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・

民間活用

人材確保、組織体制の整備

新技術、ICTの活用

- ・抜本的な改革や経営戦略に、より的確に取り組むため、経営・資産等を正確に把握、各種経営指標を活用

公営企業会計の適用拡大

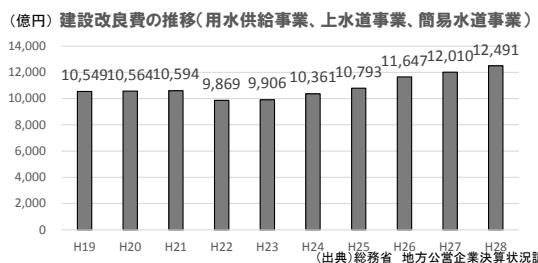
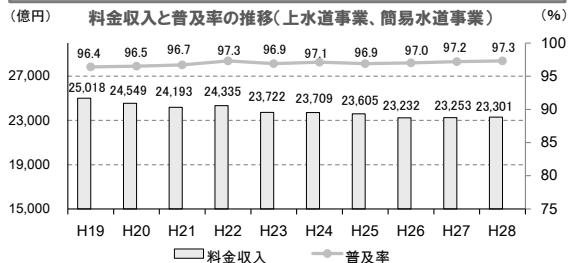
経営比較分析表の作成・公表

21

## 水道財政のあり方に関する研究会

### 水道事業の課題

- 普及率は97.3%<sup>(H28)</sup>。ほぼ整備が完了。**  
(最高は100%(東京都、愛知県、京都府、大阪府)、最低は84.5%(熊本県)(H28))
- 料金収入**は、新規利用者の増がほぼないことや人口減少などによって有収水量が減少し、**減少の一途**。今後、一層の減少が見込まれる。
- 全国的に施設等の更新時期が到来。更新投資が増加**しており、今後、一層の増加が見込まれる。



### 「水道財政のあり方に関する研究会」の開催

#### 【設置目的】

- 生活に不可欠なインフラである水道事業において、人口減少等による料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新投資による支出の増大により、**経営環境が厳しさを増す**なか、**必要な更新投資の実施**に伴い、**中長期を見通したときに、経営努力を行っても、持続的な経営が困難な団体**が出てくることが懸念される。

- このため、各企業における**経営努力を推進する方策**及び、それを前提とした**水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策**について検討する。

#### 【委員】

氏名	所属
石井 晴夫(座長)	東洋大学 経営学部 教授
有田 仁志	福岡県 北九州市 上下水道局長
石井 尚徳	静岡県 東伊豆町 水道課長
石田 直美	日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパル
是澤 裕二	厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課長
塩津 ゆりか	愛知大学 経済学部 准教授
関口 智	立教大学 経済学部 教授
西田 浩治	兵庫県 健康福祉部 生活衛生課長
星野 菜穂子	和光大学 経済経営学部 教授
望月 正光	関東学院大学 経済学部 教授

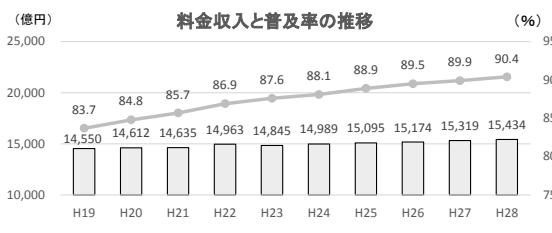
#### 【スケジュール】

- 平成30年1月29日(月)に第1回、3月23日(金)に第2回、6月12日(火)に第3回、6月22日(金)に第4回を開催。
- 同年9月中間報告、10月に最終報告とりまとめ(予定) **22**

## 下水道財政のあり方に関する研究会

### 下水道事業の課題

- 普及率は90.4%<sup>(H28)</sup>。整備途上の地域が残るなど、地域差が大きい。**  
(最高は99.8%(東京都)、最低は58.9%(徳島県)(H28))
- 料金収入**は、人口減少などによる減少要素はあるものの、新規利用者の増などによって有収水量が微増し、**直近10年間は微増**。今後は、減少が見込まれる。
- 都市部を中心に施設等の更新時期が到来。更新投資が増加**しており、今後、全国的な増加が見込まれる。



### 「下水道財政のあり方に関する研究会」の開催

#### <設置目的>

- 生活に不可欠なインフラである下水道事業において、未普及地域の解消に当たっては、各汚水処理施設(公共下水道や浄化槽等)の中から**最適な整備手法を選択**することを推進する必要がある。
- また、今後、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新投資による支出の増大が見込まれ、**経営環境が厳しさを増す**ことが予想される。

- このため、各企業における**経営努力を推進する方策**及び、それを前提とした**下水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策**について検討する。

#### <委員>

小西 砂千夫(座長)	関西学院大学 経済学研究科・人間福祉学部 教授
足立 泰美	甲南大学 経済学部 准教授
飯島 淳子	東北大学 法学部 教授
飯島 俊彦	神奈川県 横須賀市 上下水道局 経営部 経営料金課長
宇野 二郎	横浜市立大学 國際総合科学群 教授
金崎 健太郎	関西学院大学 法学部 教授
齊藤 由里恵	福山女学院大学 現代マネジメント学部 准教授
田口 秀男	秋田県 建設部 參事(兼) 下水道課長
前田 保夫	石川県 珠洲市 生活環境課長

#### <オブザーバー>

加藤 裕之	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課長
清野 哲生	農林水産省 農村振興局整備部 地域整備課長
松田 尚之	環境省 環境再生・資源循環局 処理槽推進室長

(五十音順、敬称略)

- 平成30年2月22日(木)に第1回、5月8日(火)に第2回を開催。
- 9月中間報告、10~11月に最終報告とりまとめ(予定)

**23**

## 経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）（平成30年6月15日閣議決定）

### 第3章 「経済・財政一体改革」の推進

#### 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題 (3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

##### （国・地方の行政効率化、IT化と業務改革）

自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いながら、関係府省が連携してICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める。

（略）

また、自治体クラウドの一層の推進に向け、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国は進捗を管理する。

（注：抜粋箇所の前後は省略）

24

出所：自治体戦略2040構想研究会  
第一次・第二次報告の概要

## 新たな自治体行政の基本的考え方①

第二次報告

### 労働力（特に若年労働力）の絶対量が不足

### 人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要

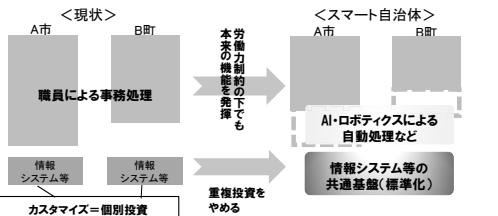
#### スマート自治体への転換

＜破壊的技術（AI・ロボティクス等）を使いこなすスマート自治体へ＞

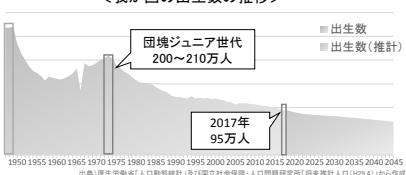
- 経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体へ転換する必要。

#### ＜自治体行政の標準化・共通化＞

□ 標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制へ。  
□ 自治体ごとの情報システムへの重複投資をやめる枠組みが必要。円滑に統合できるように、期限を区切って標準化・共通化を実施する必要。  
⇒ 自治体の情報システムや申請様式の標準化・共通化を実効的に進めるために、**新たな法律**が必要となるのではないか。



#### ＜我が国の出生数の推移＞



#### 公私によるくらしの維持

#### ＜プラットフォーム・ビルダーへの転換＞

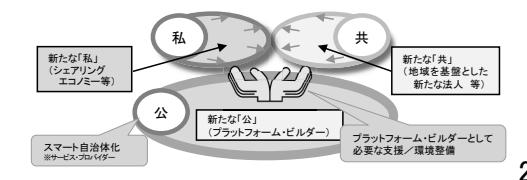
- 人口減少と高齢化により、公共私それぞれのくらしを支える機能が低下。  
⇒ 自治体は、新しい**「公私相互間の協力関係」**を構築する**「プラットフォーム・ビルダー」**へ転換する必要。
- 公が必要な人材・財源を確保できるように**公による支援や環境整備**が必要。

#### ＜新しい公共私の協力関係の構築＞

- 全国一律の規制を見直し、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- ソーシャルワーカーなど**技能を習得したスタッフが隨時対応する組織的な仲介機能**が求められる。

#### ＜くらしを支える担い手の確保＞

- 定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求める人が、**人々のくらしを支えるために働く新たな仕組み**が必要。地域を基盤とした新たな法人が必要。
- 地方部の地縁組織は、法人化等による組織的基盤の強化が必要。



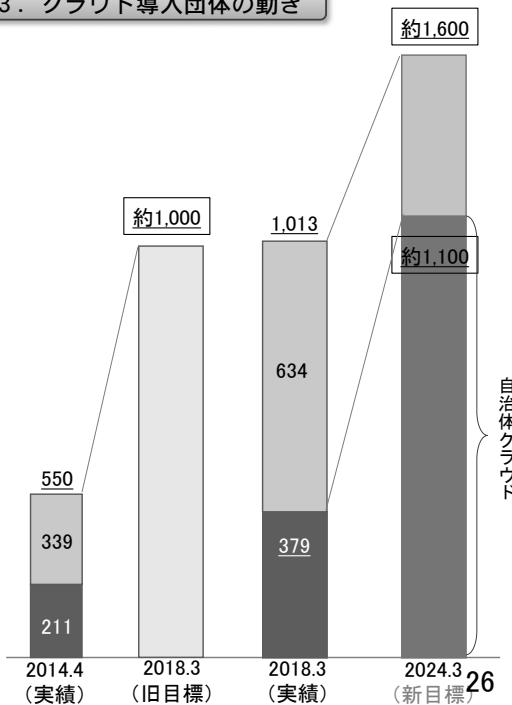
25

## クラウド導入市区町村に関する新たな目標の設定

### 1. 新たな目標設定の背景等

- ・地方公共団体のクラウド導入に向けた取組の結果、現行の目標が達成されることとなった。
- ・経済財政再生計画改革工程表（2017年（平成29年）12月21日改定）において「新たな目標値は2018年度早期に設定」と記載。

### 3. クラウド導入団体の動き



### 2. 新たな目標

旧目標	2017年度までに倍増（約1,000団体）を図る。 (2014年度：550団体)
新目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウド導入市区町村については、2023年度末までに全市区町村の約9割（約1,600団体）となるよう取り組む。（複数団体による自治体クラウド導入団体については、全市区町村の約6割（約1,100団体）となるよう取り組む。）</li> <li>・個別団体の検討状況を踏まえ、クラウド導入が加速するよう、更なる上積みに努める。</li> </ul>

## 経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）（平成30年6月15日閣議決定）

### 第3章 「経済・財政一体改革」の推進

#### 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題 (3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

##### （見える化、先進・優良事例の横展開）

地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。

（注：抜粋箇所の前後は省略）

## 「地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会」の概要

5月30日（水）に第1回会合を開催。全8回開催し、来年3月に報告書を取りまとめ予定。

### 検討会設置の趣旨

地方財政計画の一般行政経費（単独）に相当する地方単独事業（ソフト）に係る決算情報について、全国の状況をより詳細に把握・分析し、その「見える化」の在り方を検討するため、検討会を開催する。

### 検討内容

- 地方単独事業（ソフト）について、分かりやすい歳出区分を新たに設定
- 全ての地方公共団体を対象に、新たな歳出区分の適用可能性について調査
- 新たな歳出区分に基づいた具体的な「見える化」のあり方について検討

### 構成員（7名）

- 学識経験者 3名
  - （座長）小西 砂千夫 教授（関西学院大学 経済学研究科・人間福祉学部）  
小西 敦 教授（静岡県立大学 経営情報学部）  
細井 雅代 教授（追手門学院大学 経済学部）
- 地方公共団体職員（実務担当者） 4名
  - うち、県 : 高知県 総務部 財政課 永渕 智大 課長
  - 政令市 : 広島県広島市 財政局 財政課 中村 徹 課長
  - 中核市・一般市 : 徳島県徳島市 財政部 井内 康夫 副部長
  - 町村 : 埼玉県寄居町 財務課 大谷 悅朗 課長

28

## 一般行政経費（単独事業）の把握について

- 平成25年度決算分から、一般行政経費（単独事業）に係る各都道府県の決算額を、以下のような目的別で公表している。  
(※ 地方財政状況調査90表により調査を実施、把握。)
- 平成28年度決算分から、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除した純計額を公表。

（参考）一般行政経費（単独事業）集計表

（単位：億円）

区分	都道府県	市町村	純計額
総務費	9,815	19,806	25,749
民生費	18,441	50,825	59,624
うち社会福祉費	6,972	18,161	21,463
うち児童福祉費	5,203	16,504	18,057
うち老人福祉費	6,168	15,898	19,787
うち災害救助費	98	262	316
衛生費	4,508	28,365	27,206
うち環境衛生費、清掃費	1,046	16,462	12,749
労働費	479	892	1,344
農林水産業費	3,137	2,672	5,320
商工費	30,431	13,704	44,013
土木費	3,428	8,027	10,865
警察費	3,130		3,129
消防費	204	8,060	2,422
教育費	10,965	23,168	33,671
災害復旧費	0	2	1
その他の経費（議会費、諸支出金（地方消費税交付金等）等）	36,822	663	908
合計	121,359	156,183	214,251

（注）1. 平成28年度地方財政状況調査の調査表90表「一般行政経費の状況」から作成。

2. 純計額は、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除したもの。

都道府県、市町村の決算額は、各地方公共団体の歳出額の単純合計額。なお、市町村の決算額には、一部事務組合の歳出額も含まれる。

29

## 経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）（平成30年6月15日閣議決定）

### 第3章 「経済・財政一体改革」の推進

#### 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

##### (2) 社会資本整備等

###### （公的ストックの適正化）

長寿命化を徹底し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に老朽化に対応するとともに、各地方の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの考え方等に基づき公共施設の統廃合を推進する。

（略）

「個別施設計画」の策定率の低い分野については、関係府省が、ガイドラインの策定、交付金等における計画の策定要件化等により、実効的な計画策定を支援する。また、地方公共団体ごとの計画策定状況や長寿命化等の対策の有無等を「見える化」し、先進・優良事例の横展開を行う。「個別施設計画」を踏まえ、2021年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。

（注：抜粋箇所の前後は省略）

30

## 社会資本の老朽化の現状

### ＜建設後50年以上経過する社会資本の割合＞

	H24年3月	H34年3月	H44年3月
道路橋 [約40万橋 <sup>注1)</sup> （橋長2m以上の橋約70万のうち）]	約16%	約40%	約65%
トンネル [約1万本 <sup>注2)</sup> ]	約18%	約31%	約47%
河川管理施設（水門等） [約1万施設 <sup>注3)</sup> ]	約24%	約40%	約62%
下水道管きょ [総延長：約44万km <sup>注4)</sup> ]	約2%	約7%	約23%
港湾岸壁 [約5千施設 <sup>注5)</sup> （水深－4.5m以深）]	約7%	約29%	約56%

注1) 建設年度不明橋梁の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。

注2) 建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。

注3) 国管理の施設のみ、建設年度が不明な約1,000施設を含む。（50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。）

注4) 建設年度が不明な約1万5千kmを含む。（30年以内に埋設された管きょについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。）

注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

出典：内閣官房「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議（第1回）（平成25年10月16日）」参考資料より作成

31

## 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

### 背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

### 公共施設等総合管理計画の策定

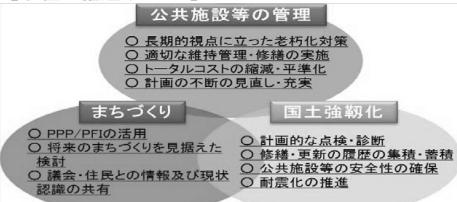
#### ＜公共施設等総合管理計画の内容＞

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

#### ＜公共施設等総合管理計画の策定状況＞

平成30年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.6%の団体において策定が完了。

#### 【取組の推進イメージ】



### 個別施設計画の策定

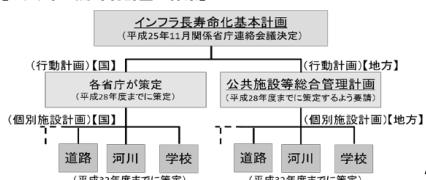
#### ＜個別施設計画の内容＞

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

#### ※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検・修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

#### 【インフラ長寿命化計画の体系】



32

## 主な個別施設計画の策定状況

平成29年12月25日 インフラ老朽化対策の推進に関する  
関係省庁連絡会議第5回幹事会資料(抜粋)

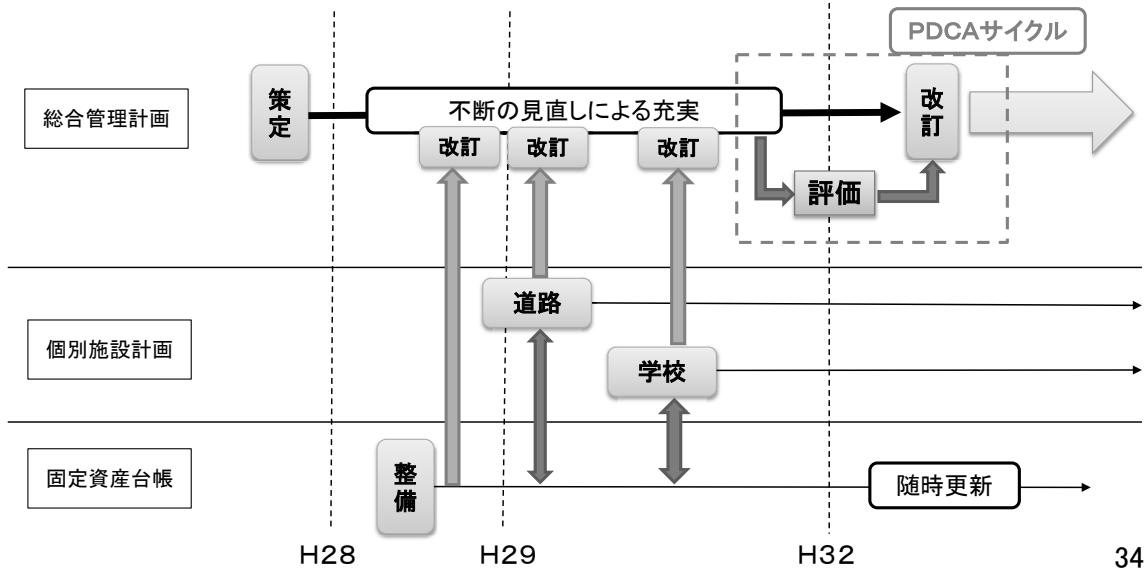
分野	対象施設	計画策定期率
警察施設	庁舎等	38%
消防関係施設	消防庁舎	22%
学校施設	公立学校施設	4%
社会教育施設	社会教育施設（社会体育施設及び文化会館等を除く。）	8%
水道分野	上水道施設	73%
医療分野	病院	0%
福祉分野	児童福祉施設等	17%
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等	62%
農道	橋梁（橋長15m以上）及びトンネル	13%
農業集落排水施設	管路施設、処理施設	36%
地すべり防止施設	抑止工、抑制工	8%
治山	保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等	37%
林道	橋梁（橋長4m以上）、トンネル及びその他重要な施設	22%
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設	70%
漁場の施設	増殖場、養殖場	53%
漁業集落環境施設	漁場集落排水施設	14%
工業用水	工業用水道事業	31%
道路	橋梁（橋長2m以上）	65%
河川・ダム	主要な河川構造物	88%
砂防	砂防設備（砂防堰堤、床固工等）、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	80%
海岸	堤防・護岸・胸壁等	18%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	43%
港湾	外郭施設	63%
公園	都市公園	90%
住宅	公営住宅	89%
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	8%
地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	8%

(注) \* 計画策定期については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。  
\* 策定期は、平成29年4月1日時点（ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は平成29年3月31日時点）。

33

## 総合管理計画の見直し・改訂

- 総合管理計画については、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不斷の見直しを実施し順次充実させていくこと。
- 総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。



## 公共施設等の適正管理に係る地方債措置の拡充

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実。あわせて、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化事業について、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施できるよう、財政力に応じて交付税措置率を引き上げ。 【地方債計画額 H29：3,150億円 → H30：4,320億円】

**公共施設等適正管理推進事業債** (期間：平成29年度から平成33年度まで(⑥は平成32年度まで)) ※下線部分をH30年度より追加

- ※ ①～⑦は公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。
- ① 集約化・複合化事業**  
〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%
  - ② 長寿命化事業**  
〈対象事業〉  
【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業  
【社会基盤施設(道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・農道)】  
所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業  
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)(注)
  - ③ 転用事業**  
〈対象事業〉他用途への転用事業  
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)
  - ④ 立地適正化事業**  
〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業  
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)
  - ⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】**  
〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業  
〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)(注)
  - ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業**  
〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等  
〈充当率等〉充当率：90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本  
(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該額を下回らないよう設定
  - ⑦ 除却事業**  
充当率：90%

# 平成31年度地方税制改正の課題



地方分権に関する基本問題についての調査研究会

平成30年9月26日

総務省自治税務局企画課税務企画官

山本倫彦

## 平成31年度税制改正に向けた地方税制の主な課題

○ 地方法人課税の偏在是正

○ 車体課税

※ 平成30年度税制改正で決定した森林環境税制度について、平成31年通常国会に法案を提出

# 地方法人課税の偏在是正

2

## 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

平成30年度税制改正大綱(抜粋)

平成29年12月14日  
自由民主党  
公明党

少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを地方公共団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することはますます重要性を増している。こうした観点から、消費税率引上げに併せ、法人住民税法人税割の地方交付税原資質化を段階的に進めるなど、地方税源の偏在是正に取り組んできたところである。

近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。

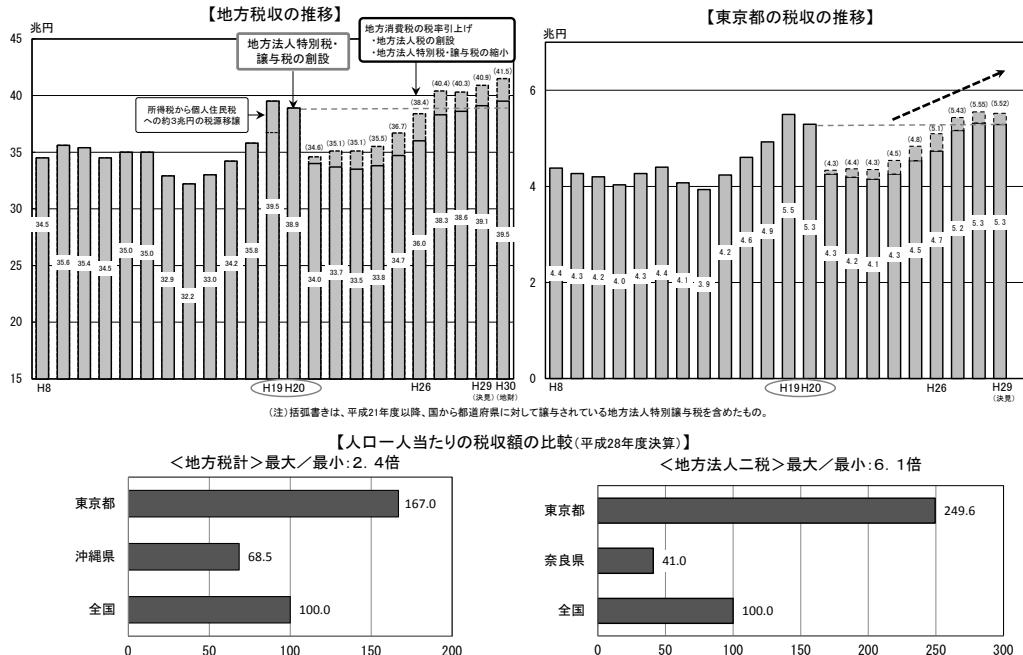
地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

3

## 地方税財政の現状等①

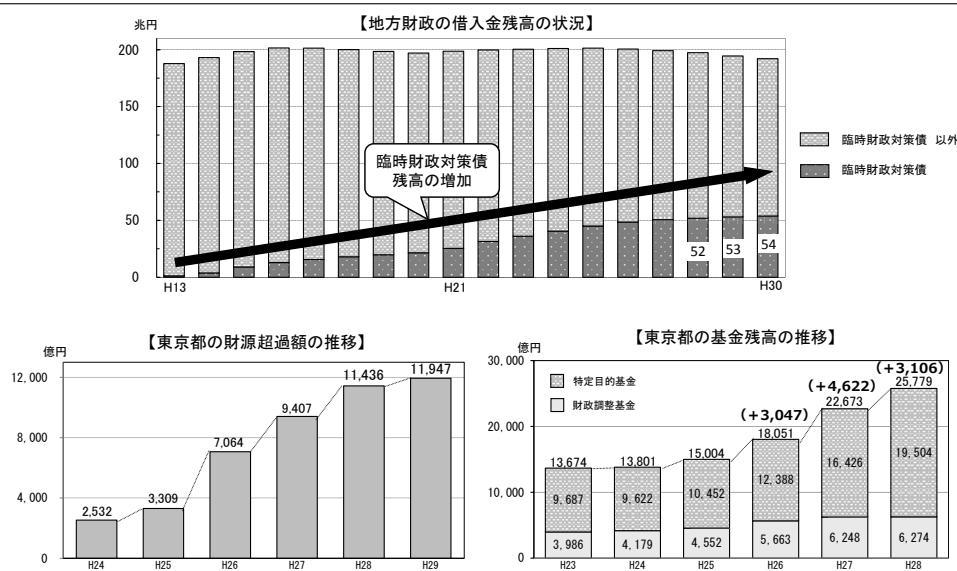
- 足元の税収は、税源の偏在を是正のために地方法人特別税・譲与税の創設を決めた  
H19、20年度の水準を上回っている状況。



4

## 地方税財政の現状等②

- 地方税収が全体として増加する中で、  
・地方交付税の交付団体では、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている  
・一方、不交付団体である東京都は、財源超過額が1兆円を超え、基金も毎年度3~4,000億円増加。
- 地域間の財政力格差が再び拡大する傾向。



5

## 地方法人課税の偏在是正に関する政府の決定

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)(抄)

地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)(抄)

都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方において、いきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

⇒ 総務省としても、「地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置」について、「総務省重点施策2019」に位置付け。

「落ち着いて、やさしく、持続可能な社会の実現（総務省重点施策2019）」(平成30年8月31日公表)(抄)

### ○ 地方法人課税の偏在是正、森林環境税

- ・自立的かつ持続可能な地方行政の基盤となる地方税を充実確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築
  - 地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る
  - 市町村が実施する森林整備等の財源となる森林環境税・譲与税（仮称）制度の創設（法制化）

6

## 地方法人課税における税源の偏在是正に関する地方3団体の意見

### <全国知事会>

「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（平成30年7月27日 全国知事会）より抜粋

#### ○ 平成30年度与党税制改正大綱に基づく地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置

大都市圏の都府県からは、本来、地方税の充実によって対応すべきとの意見もあるが、今後も地方分権改革を進め、さらなる地方税の充実を目指すためには、地方税の充実そのものが財政力格差拡大の要因となるよう、税源の偏在性が小さい地方税体系の構築は避けては通れない課題である。税源自体の偏在に歴史がかかる以上、新たな偏在是正措置を講じない限り、大半の地方団体において、地方税などの財源確保には限界があり、国庫補助金等の国の財政支援に過度に依存せざるを得ない財政構造となるが、地方分権・地方自治を進める観点からも、こうした財政構造は適切ではない。

したがって、都市と地方が支え合う社会の構築に向けて、特に偏在が大きくなっている地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じることにより、偏在性が小さい地方税体系を構築すべきである。その際には、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどの地方法人課税の意義や、都市も地方も各地域がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であることから、大都市部及び地方部の行政財需要や各地域の活力の維持、向上にも配慮しながら、今後の地方税及び地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討が必要である。

### <全国市長会>

「都市税源の充実強化等に関する重点提言」(平成30年6月6日 全国市長会)より抜粋

都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

### <全国町村会>

「平成31年度政府予算編成及び施策に関する要望」(平成30年7月5日 全国町村会)より抜粋

・地方法人課税における偏在是正のための新たな措置を検討するに当たっては、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され、法人事業税に復元されること等を踏まえるとともに、町村の行政サービスの低下を招かないよう留意すること。

7

## 地方法人課税に関する検討会の概要

### ○ 検討会の趣旨

与党税制改正大綱等を踏まえ、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討を行う。

#### (地方財政審議会委員)

◎ 堀場 勇夫 会長  
植木 利幸  
鎌田 司  
中村 玲子  
宗田 友子

#### (地方財政審議会特別委員)

上村 敏之 関西学院大学学長補佐・  
経済学部教授  
小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・  
人間福祉学部教授  
関口 智 立教大学経済学部教授  
中里 透 上智大学経済学部准教授  
渕 圭吾 神戸大学大学院法学院研究科教授  
吉村 政穂 一橋大学大学院法学院研究科教授

#### (地方公共団体関係者)

石井 隆一 富山県知事(全国知事会)  
三木 正夫 長野県須坂市長(全国市長会)  
汐見 明男 京都府井手町長(全国町村会)

(◎は座長)

### ○ 検討会スケジュール

#### 第1回 5月23日(水)

偏在是正に関するこれまでの取組や地域間の財政力格差の現状等について説明、議論。

#### 第2回 7月31日(火)

東京一極集中に関する有識者ヒアリング、地方3団体(全国知事会、全国市長会及び全国町村会)からのヒアリング等を実施。

#### 第3回 8月29日(水)

個別団体(東京都、愛知県、大阪府、秋田県、長野県、高知県)からのヒアリングを実施。

⇒ 以後、月に1回程度開催し、平成31年度税制改正議論が始まる前に、検討会として、偏在是正の方策等について取りまとめ。

8

## 偏在是正に関するこれまでの取組

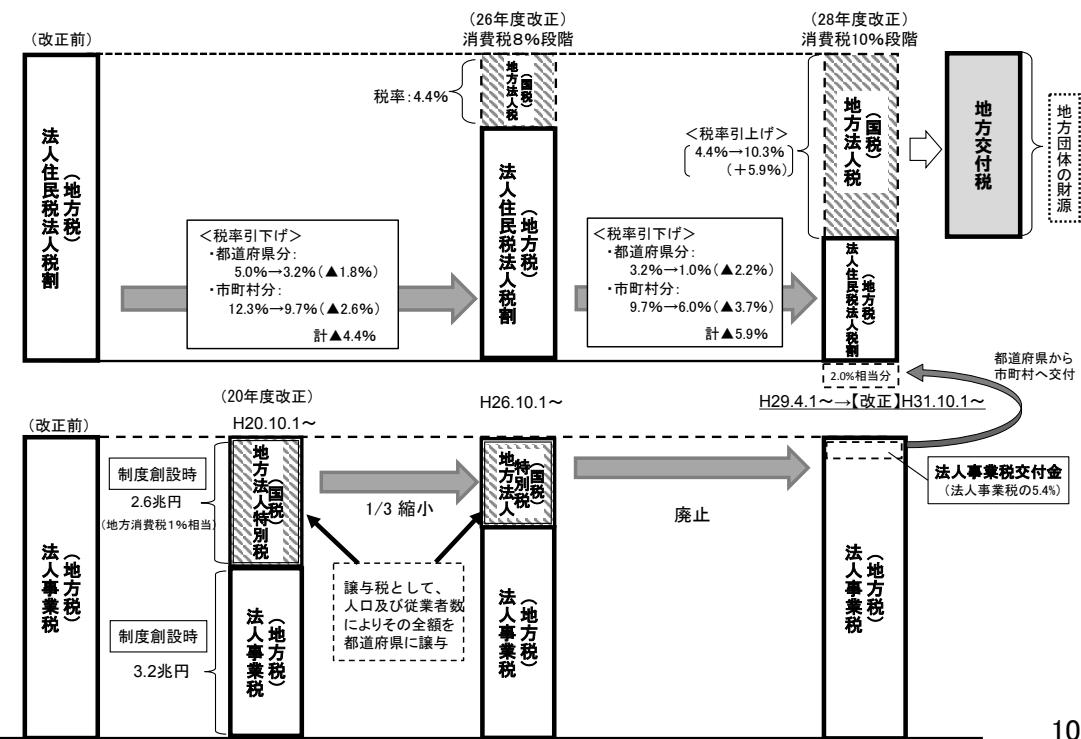
- 今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確化するという観点から、(中略)地方税の充実確保を図っていく必要がある。
- この場合、(中略)税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討していく必要がある。

(H9.7.8 地方分権推進委員会 第2次勧告より抜粋)

平成 9年度	消費税率引上げ（3%→5%） ・地方消費税の創設 ※消費譲与税を廃止
16～19年度	三位一体の改革 ・3兆円の税源移譲（所得税→個人住民税） ※平成16～18年度は所得譲与税 ・個人住民税所得割の10%比例税率化
20年度	地域間の財政力格差拡大への対応 ・地方法人特別税・譲与税制度の創設（法人事業税を一部国税化）
26年度	消費税率引上げ（5%→8%） ・法人住民税法人税割の一部交付税原資化 ・地方法人特別税・譲与税の規模を2／3に縮小（法人事業税への一部復元）
31年度	消費税率引上げ（8%→10%） ・法人住民税法人税割の更なる交付税原資化 ・地方法人特別税・譲与税の廃止（法人事業税への復元）

9

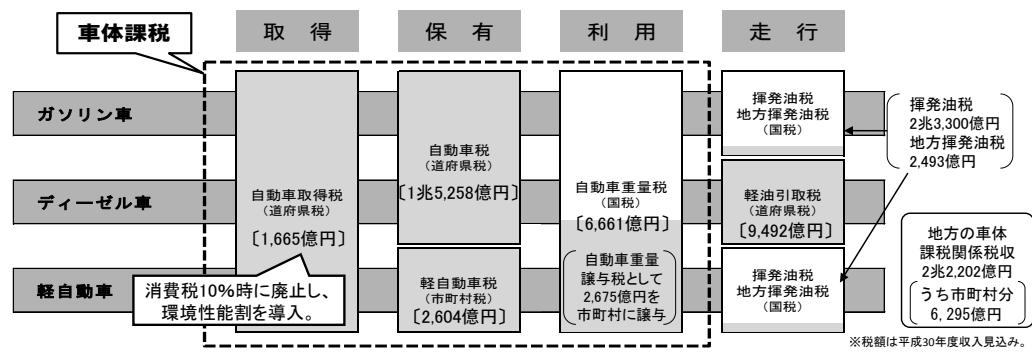
## 消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正



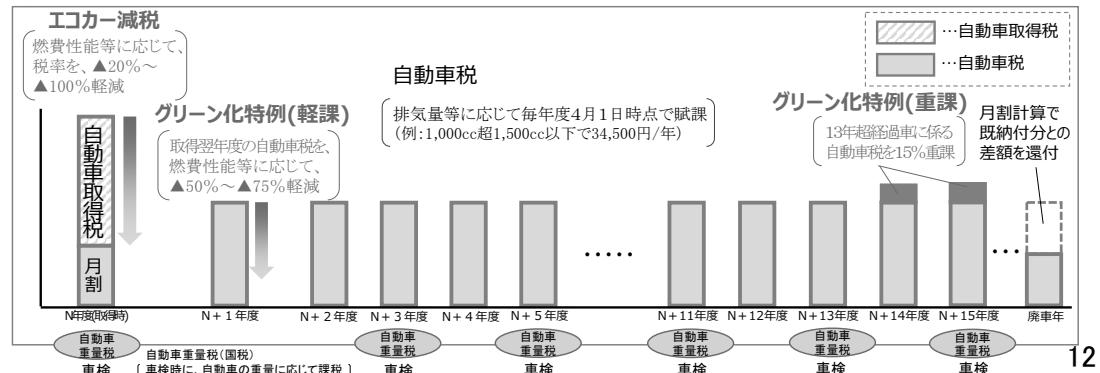
## 車体課税

## 車体課税(地方税)の現状

- 車体課税はその多くが地方財源(車体課税2.6兆円のうち2.2兆円が地方財源)。



(参考)自家用乗用車に係る課税のイメージ



12

## 平成31年度税制改正における検討項目

- 消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策
- 自動車の保有課税(地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に關し総合的な検討)
- 期限切れを迎えるエコカー減税、グリーン化税制等の扱い

### 平成29年度税制改正大綱

〔平成28年12月8日〕  
自由民主党・公明党

#### 5 車体課税の見直し

(前略) 消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に關し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

### 経済財政運営と改革の基本方針2018 ～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～

〔平成30年6月15日〕  
閣議決定

#### 第3章「経済・財政一体改革」の推進

##### 2. 2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化

###### (4)耐久消費財対策

2014年4月の消費税率引上げ時に耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月1日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。

13

## 保有課税に関する経産省・業界要望

### 経産省要望

自動車税の引き下げ  
⇒軽自動車税の負担水準を基準とした税率引き下げ

### 自動車業界要望

平成30年8月31日

自動車関係諸税の負担軽減・簡素化に関する要望（案）

**全国7,800万ユーザーの声！**

1. 自動車税は国際的水準である  
現行の軽自動車税を基準に引き下げ
2. 消費税引き上げ後の  
自動車ユーザーの税負担増を回避

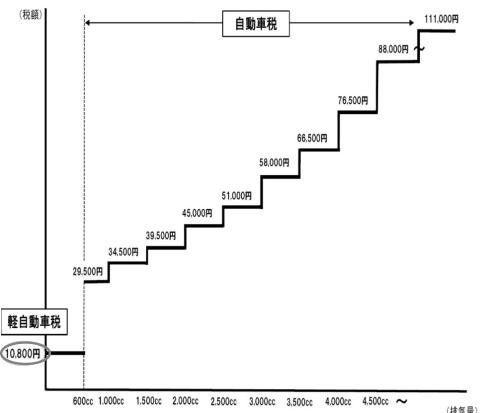
#### 【要望理由】

- 自動車には、取得・保有・走行の各段階で9種類8兆円もの税が課せられている。特に、取得・保有段階における自動車ユーザーの税負担は、欧米諸国の約2~32倍と極めて過重である。自動車関係諸税を抜本的に見直し、生活必需品となった自動車に相応しく、適切な負担レベルの、簡素な税制に改めるべきである。
- ユーザー負担の軽減による国内市場活性化は翌緊の課題である。加えて、通商問題が厳しさを増す中、わが国の基幹産業である自動車産業の空洞化を回避するため、平成29年度税制改正大綱の「保有に係る税負担の軽減に關し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」を踏まえ、自動車税を引き下げ、自動車重量税の「当分の間税率」を廃止し、保有課税の負担軽減・簡素化を実現すべきである。
- 2019年10月の消費税率10%への引き上げに向けて、ユーザーの税負担が今以上に増加することがあってはならない。税率引き上げ後の自動車の購入時の税についても、現行の税負担より十分な軽減を図るべきであり、また、技術開発の促進や次世代自動車の普及促進の観点からも、期限切れとなるエコカー減税・グリーン化特例は延長すべきである。なお、負担軽減の代替財源をユーザー（輸送事業者を含む）に求めるべきではない。

※ 8/31 自動車関係16団体（自動車議連政策懇談会）

以上

### [参考：現行の自動車税率]



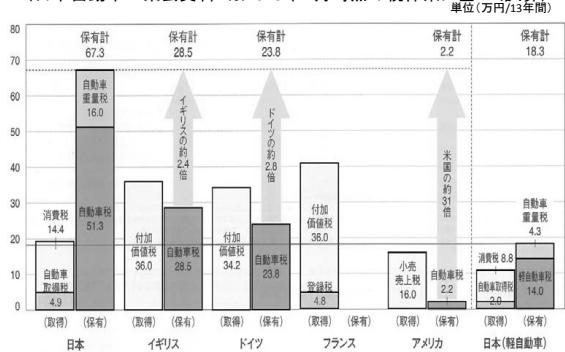
保有課税は、地方の基幹税であり、その見直しは、平成29年度与党税制改正大綱にあるとおり、  
**「安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えない」**  
ことが前提。

14

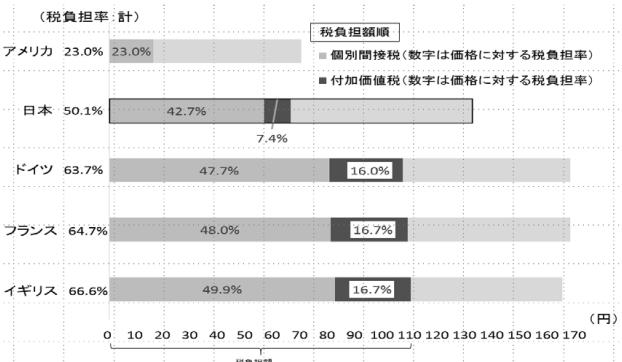
## 自動車ユーザーの税負担の水準

- 自動車業界は、日本の保有課税は、国際水準と比較すると、過重であると主張。
- 一方、走行段階における課税（燃料課税）の負担は、OECD加盟国の中でも低水準。  
※日本の税負担率はOECD加盟国34カ国の中で28番目。
- 自動車ユーザーの税負担の水準は、車体課税と燃料課税を併せた議論が必要。

保有段階における税負担の国際比較  
(日本自動車工業会資料 ※2018年4月時点の税体系に基づく試算)  
単位(万円/13年間)



ガソリン1L当たりの価格と税の国際比較  
(2017年第2四半期)



15

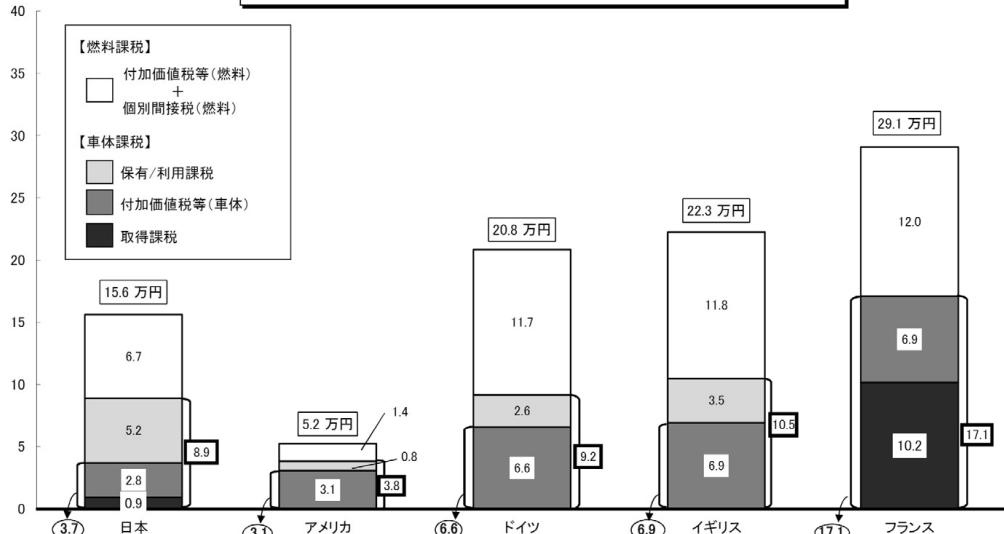
## 燃料課税と車体課税の国際比較

- 日本自動車工業会は、自動車ユーザーの税負担総額に燃料課税も含めている。
- 車体課税と燃料課税を合わせた税負担額で見れば、日本の水準は、国際的に見ても、低い。

財務省HPより

(単位:万円)

燃料課税と車体課税の国際比較(年間税負担額)  
(2,000CCクラスの自家用車を想定した場合の仮定試算)

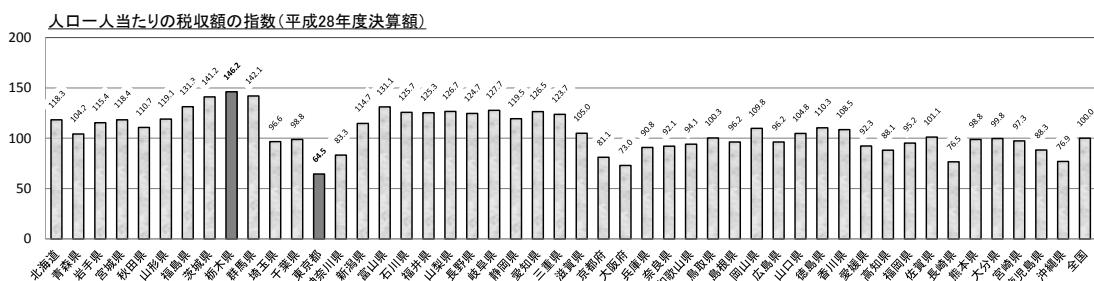


※1 指率は平成29年12月現在。車両重量約1.5t、年間ガソリン消費量1,000kg、車体価格(税抜本体価格)2,430,000円の自家用車を取得した場合の1年あたりの税負担額を算出。ただし、取得時に課税されるものについては、平均保有期間(7年)を勘案し、取得時の税額の7分の1を1年分の税負担として計算している。  
燃料価格(消費課税等の税込み)は日本141.5円/t、アメリカ0.654ドル/t、ドイツ1.357ユーロ/t、フランス1.404ユーロ/t、イギリス1.2ポンド/t(2017年12月時点ICE調べ)。

16

## 地方財源における車体課税

- 自動車は地方において比較的多く保有されており、地方における貴重な財源となっている。



(参考) 豊田章男日本自動車工業会会长 記者会見(平成30年5月18日)

車体課税の引き下げを望むなどJAF(日本自動車連盟)と一緒にやっていると、必ず出てくるのが『地方財源をどうするのだ』との声で、『車体課税vs地方財源』という図式だ。

私たちは工場や関連企業をいろいろなところでやっているので、地方財源も非常に重要な財源であることは承知している。

車vs地方財源という対立軸で(議論を)やられることは非常に残念に思っている。

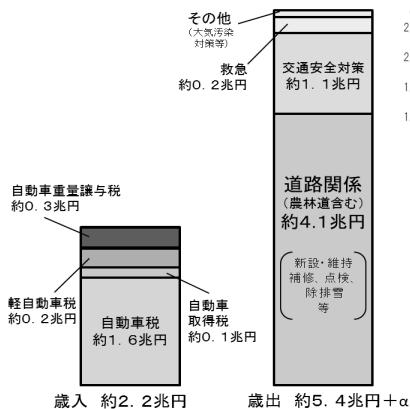
(出典:「日刊自動車新聞(平成30年7月18日)」)

17

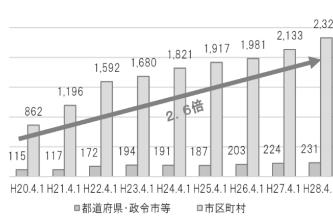
## 自動車に関する行政サービスと車体課税の状況

- 応益課税は、地方税の原則の一つ。
- 地方団体における道路等の自動車に関する行政サービスに要する費用は、車体課税の税収を上回っている。
- 今後、ますます道路・橋りょう等の老朽化が進むことが見込まれる。

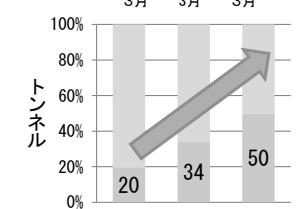
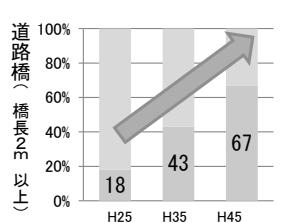
地方団体における車体課税の税収と  
自動車に関する行政サービスに要する費用



地方公共団体管理橋梁(2m以上)  
の通行規制等の推移



建設後50年以上経過する  
社会资本の割合



※国土交通省HP「インフラメンテナンス情報」より作成

## 地方の意見

### 地方六団体の意見(平成30年8月28日 自由民主党総務部会関係合同会議 主要要望項目(抄))

#### □地方税財源の確保

- 自動車取得税の廃止までの間のエコカー減税及び自動車税におけるグリーン化特例の延長  
並びに環境性能割の導入に当たっては、地方の財政運営に支障が生じないようにするとともに、  
税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、基準の切替えと重点化を行うこと。
- 自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、自動車税は都道府県  
の基幹税であり、車体課税に係る地方税収はエコカー減税の導入等により大幅に減少してきている  
ことなどを考慮し、地方財政に影響を与えるような見直しとならないよう留意すること。

#### ○全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言(抄)」(平成30年7月27日)

…自動車税は道路損傷負担金的性格も有するとされている都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることや、車体課税に係る地方税収は平成21年度の自動車取得税へのエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、地方財政に影響を与えるような見直しとならないよう留意すべきである。

#### ○全国市長会「平成31年度都市税制改正に関する意見(抄)」(平成30年8月31日)

…車体課税の税収は、都市自治体において道路・橋梁の老朽化等への対応財源として不可欠であることを踏まえ、  
車体課税に減収を及ぼさず、都市自治体の財政運営に支障が生じる見直しとならないよう特に留意すべきである。

#### ○全国町村会「平成31年度政府予算編成及び施策に関する要望(抄)」(平成30年7月5日)

今後、自動車の保有に係る税負担に関する総合的な検討を行うにしても、安定的な財源の確保等に配慮し、車体課税に減収を及ぼさず、町村財政に影響を及ぼさないことを前提とすること。

# ふるさと納税

20

## ふるさと納税制度の健全な発展に向けた取組

平成29年 4月

### 総務大臣通知を発出

- ・「寄附額に対し返礼割合の高い返礼品」について、速やかに返礼割合を3割以下とするよう要請
- ・「金銭類似性の高いもの」、「資産性の高いもの」、「価格が高額なもの」を送付しないよう要請

平成30年 4月

### 総務大臣通知を発出

- ・返礼割合が3割を超えるものを返礼品としている団体に対して、責任と良識のある対応を徹底するよう要請
- ・地域資源の活用が図られるよう、「地場産品以外の送付」について良識のある対応を要請

(通知発出以降継続的に) 首長向けの講演やブロック毎の会議等あらゆる機会を通じて総務省から見直しを要請  
通知に沿わない返礼品を送付している市町村に対して都道府県を通じて見直しを要請  
総務省からポータルサイト運営事業者に対して協力を要請

7月 現況調査結果の公表に併せ、通知に沿わない返礼品を送付している12団体を公表

8月 8月1日時点の見直し状況を調査

9月 9月1日時点の見直し状況の公表に併せて、ふるさと納税制度の見直しを検討することを表明

11月 11月1日時点の見直し状況を調査

21

**ふるさと納税に係る制度見直しの検討**  
 ~ 平成30年9月11日(火) 関議後記者会見における総務大臣発言 (抜粋) ~

9月1日現在のふるさと納税の返礼品の見直し状況を取りまとめました。

全国的な見直しが進んでいる一方で、一部の地方団体では依然として必要な見直しが行われていないことが判明いたしました。

これまで、制度の趣旨に沿わない返礼品を送付する地方団体については、昨年4月と本年4月の2度にわたって、総務大臣名での通知を発出するとともに、あらゆる機会を通じて必要な見直しを要請し、市町村長お一人お一人の責任と良識ある対応をお願いしてまいりました。

しかしながら、依然として一部の地方団体において通知に沿った対応が行われていない実態があります。大変残念なことではありますが、これまでと同様に見直し要請を行うだけでは自発的な見直しが期待できない状況です。

その一方で、通知に従って返礼品の見直しを行った団体からは、「正直者が馬鹿を見ないようにしてほしい」との切実な声をいたしております。

また、先日の山形県への出張においては、ふるさと納税を有効に活用し、具体的な成果を上げている団体の取組を視察させていただきました。この制度を健全に発展させていくために、良い取組を伸ばしつつ、問題のある事例については、しっかりと正していく必要があるとの想いを強くしたところです。

そこで、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討することいたしました。

総務省において、見直し案を取りまとめ、与党の税制調査会においてご議論いただきたいと思います。

このような制度見直しにより、制度本来の趣旨を取り戻せると考えています。

また、一定のルールの中で地方団体同士が切磋琢磨することにより、全国各地の地域活性化に繋がるとともに、優れた地域資源が発掘されることも期待されます。

現在、ふるさと納税制度は存続の危機にあります。

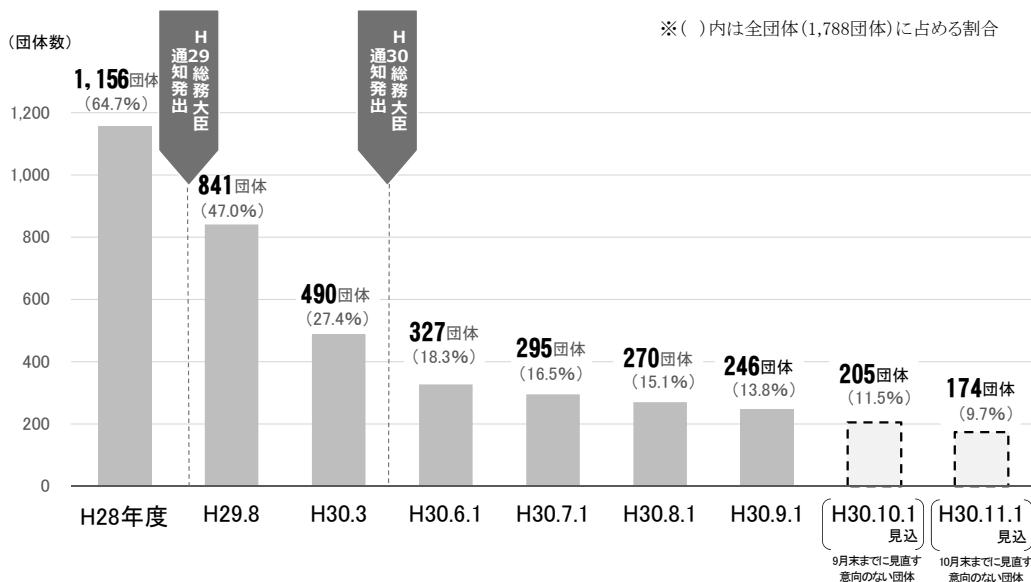
このまま一部の地方団体による突出した対応が続けば、ふるさと納税に対するイメージが傷ついて、制度そのものが否定されるという不幸な結果を招くことになります。

制度の趣旨に沿わない返礼品を送付している地方団体の首長におかれましては、今回、制度の見直しの検討をせざるを得なくなつたという現状を真摯に受け止めいただき、1日も早く必要な見直しを行っていただきたいと思います。

22

**返礼割合3割超の返礼品を送付している団体数の推移**

- 返礼割合3割超の団体は着実に減少しているが、9月1日時点で246団体(全体の14%)が残っている。



23

**返礼割合3割超の返礼品を送付している246団体（9月1日時点）**

	9月中に見直し	10月中に見直し	その他（見直し時期未定・見直し意向なし等）		9月中に見直し	10月中に見直し	その他（見直し時期未定・見直し意向なし等）
北海道	江差町、上川町	月形町、北竜町、和寒町、佐呂間町、白糠町、標津町	芦別市、赤平市、松前町、福島町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、積丹町、仁木町、由仁町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、沼田町、鷹栖町、当麻町、中富良野町、美深町、幌加内町、津別町、訓子府町、滝上町、興部町、雄武町、白老町、芽室町、大樹町、幕別町、池田町、浦幌町、釧路町、羅臼町				碧南市
岩手県	零石町、普代村	矢巾町				愛荘町	近江八幡市、日野町
宮城県		丸森町、亘理町	多賀城市、南三陸町		久御山町		宇治市、和束町
秋田県	にかほ市	秋田市	横手市、仙北市、三種町、五城目町、大潟村				岸和田市、泉佐野市※、箕面市、阪南市、豊能町、熊取町
福島県	猪苗代町、玉川村	伊達市	大玉村、北塙原村、湯川村、会津美里町、広野町		加西市	尼崎市	
茨城県	利根町	水戸市、常総市、城里町	北茨城市、鹿島市、潮来市、守谷市、大子町、美浦村、河内町			九度山町	高野町、湯浅町、美浜町、白浜町
栃木県		壬生町	矢板市、那須烏山市、茂木町、野木町				大山町
群馬県	草津町		渋川市、上野村、長野原町、片品村				笠岡市、総社市、吉備中央町
埼玉県		新座市、鳩山町	戸田市、久喜市、小川町、皆野町、長瀬町、宮代町			安芸高田市、海田町	
千葉県	大多喜町	一宮町	市川市、館山市、茂原市、勝浦市、流山市、君津市、四街道市、白井市、酒々井町、栄町、津久町、御宿町			阿武町	和木町
東京都	日野市		八王子市、狛江市、多摩市、檜原村			宇多津町	直島町
神奈川県			小田原市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、愛川町			宗像市、宮若市、筑前町	直方市、中間市、嘉麻市、添田町、糸田町、川崎町、赤村、みやこ町、上毛町
新潟県			三条市、南魚沼市、弥彦村、田上町、阿賀町、湯沢町			佐賀市	唐津市、伊万里市、小城市、嬉野市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、玄海町、大町町、江北町、白石町、太良町
石川県		能美市	志賀町			上峰町	佐賀市
長野県	野沢温泉村	小海町、高森町	飯山市、中川村				島原市
岐阜県	羽島市、揖斐川町、大野町	美濃加茂市、八百津町	瑞穂市、神戸町、御嵩町				長崎市、諫早市、対馬市、雲仙市、長与町、時津町
静岡県	富士宮市		掛川市、御殿場市、小山町				熊本県
							南関町、湯前町
							大分県
							佐伯市、豊後大野市
							宮崎県
							小林市、新富町、川南町、諸塙村、美郷町
							高鍋町
							都城市※、日南市、西都市、えびの市、高原町、都農町
							鹿児島県
							伊佐市、中種子町
							沖縄県
							宮古島市、与那原町
							合計
							41団体
							31団体
							174団体

※大阪府泉佐野市は9月7日時点で未回答

※宮崎県都城市は別途、返礼品事業者に対してサービス向上費を支出しており、実質的には返礼割合3割超

24

**地場産品以外の返礼品を送付している例（9月1日現在）**

- 「地場産品以外」と考えられる返礼品を送付していた235団体のうち、9月1日時点で、190団体の見直しが完了していない状況。

※ 基本的に総務省の調査に対する都道府県の回答が基になっており、「地場産品以外」の返礼品を網羅的に把握したものではない。その他にも、「地場産品以外」と考えられる返礼品がある。

外国企業の製品	ポイント、商品券等
<p>佐賀県みやき町</p>  <p>Dyson Pure Hot + Cool Link ファンヒーター30万円</p>	<p>大阪府泉佐野市</p>  <p>ピーチポイント 1~10万円 ※航空券に引換可能</p>
<p>全国流通のビール</p> <p>大阪府泉佐野市</p>  <p>泉佐野市のふるさと納税 ビール1ケース 1万円</p>	<p>佐賀県みやき町</p>  <p>HISギフトカード 2~200万円 ※金額は返礼品受取に必要なふるさと納税額。</p>
<p>他地域産の肉・海産物等</p> <p>大阪府泉佐野市</p>  <p>カナダ産豚肉2.5kg 1万円</p>	<p>福岡県上毛町</p>  <p>国産いくら 500g 1万円</p>

25

## ふるさと納税の使い途を明確化する取組や寄附者とのつながりを重視した取組の例

※()内は当該団体の平成29年度受入額

### 北海道夕張市 (3.6億円)



- ▶ 「夕張高校魅力化プロジェクト」として、財政破綻を経験した夕張市ならではの地域課題を教材とした教育プログラムの実施や公営塾の開設に必要な費用を募集。
- ▶ 寄附者に対して、高校生の取組を伝えるとともに、公営塾の企画に寄附者を招待。

### 石川県輪島市 (3.7億円)



- ▶ 熊本地震で被害を受けた作品の陶片と輪島塗漆器を組み合わせ、新しい器へと生まれ変わらせる「被災陶器再生プロジェクト」の費用を募集。
- ▶ 寄附者に対して、陶器の修復作業に用いる「金継ぎ」技術の体験イベントを実施。

### 長崎県五島市 (1.4億円)



- ▶ 小中学校にプロジェクター タブレット等を設置。ICTを活用した遠隔授業を通じて、他校、他県、外国と交流。
- ▶ 寄附者に対して、子ども達が授業を受ける様子をお礼の動画として制作し公開。

### 北海道遠別町 (1.4億円)



- ▶ 遠別農業高校の存続、活性化に向けて農業分野にドローンを活用するための調査研究を新たに実施。ドローン実習やタブレット端末購入に必要となる費用を募集。
- ▶ 寄附者に対して、事業報告とともに高校生のお礼のメッセージを送付。

### 岡山県真庭市 (1.1億円)



- ▶ 地域おこし協力隊が中心となって、地域資源の発掘や世界への発信の場となるインターナショナルシェアハウスの開設費用を募集。
- ▶ 寄附者をシェアハウスのオープニングセレモニーに招待。

### 熊本県熊本市 (12.1億円)



- ▶ 熊本地震からの復旧・復興に向けて、被災者の暮らしの再建や復興事業の推進などに活用するための費用を募集。
- ▶ 寄附者に対して、「城主証・城主手形」を送付とともに、デジタル芳名板に氏名を登録。

## 地域資源を活用するなど地域活性化に取り組む市区町村の例

※()内は当該団体の平成29年度受入額

### 北海道上士幌町 (16.7億円)



- ▶ これまで全国的には知られていないかった地域の特産品のジェラートをふるさと納税を通じてPR。
- ▶ 販路が拡大され、工場が新設されるなど地域経済に好循環が生まれている。

### 宮城県石巻市 (2.4億円)



- ▶ 地域の豊富な水産資源を活用した缶詰を寄附者に送付。
- ▶ 東日本大震災による被害を受けた後、再建された工場で製造された品を取り扱うことで、復興に向けた取組を知りながらともに、市内の水産業の振興に寄与している。

### 岐阜県高山市 (2.8億円)



- ▶ 市の特産である木材を使い、特別支援学校の生徒が手作業で作り上げる「木のぬくもりセット」を寄附者に贈る取組を企画。
- ▶ バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する市の取組の一役買っている。

### 青森県むつ市 (2.0億円)



- ▶ 郵便局社員が、市内で暮らす高齢者を訪問して、寄附者に状況をお知らせする「みまもり訪問サービス」を提供。
- ▶ ふるさと納税をきっかけとして、離れて暮らす家族とふるさとの高齢者をつなげていく。

### 秋田県湯沢市 (3.3億円)



- ▶ 市内の高齢者世帯の家や空き家における「雪下ろし代行サービス」を寄附者に提供。
- ▶ ふるさと納税を通じて、地元を離れた方々の地域を想う気持ちを受け止めつつ、屋根の雪下ろしという地域課題の解決を図っている。

### 大阪府枚方市 (2.8億円)



- ▶ 市長自らがエスコートする市内の文化財見学ツアーを実施。
- ▶ 市を訪れていただき、文化財への理解や愛着をもってもらうことで、移住促進や関係人口の増加につなげる。

# 森林環境税(仮称)

28

## 森林環境税(仮称)等の創設について(案) ～平成30年度与党税制改正大綱より～

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

### 1. 森林環境税(仮称)の創設【平成36年度から課税】 2. 森林環境譲与税(仮称)の創設【平成31年度から譲与】

納稅義務者等:国内に住所を有する個人に対して  
課する国税  
税 率:1,000円(年額)  
賦 課 徴 収:市町村が個人住民税と併せて  
賦課徵收  
国への払込み:都道府県を経由して全額を国に  
譲与税特別会計に払込み  
そ の 他:個人住民税に準じて非課税の範囲、  
減免、納付・納入、罰則等に関する  
所要の措置

譲 与 総 額:森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額  
譲 与 団 体:市町村 及び 都道府県  
使 途:  
(市町村)間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や  
普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用  
(都道府県)森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用  
譲 与 基 準:  
(市町村)総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、  
林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分  
※私有林人工林面積については、林野率により補正  
(都道府県)総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分  
使 途 の 公 表:インターネットの利用等の方法により公表

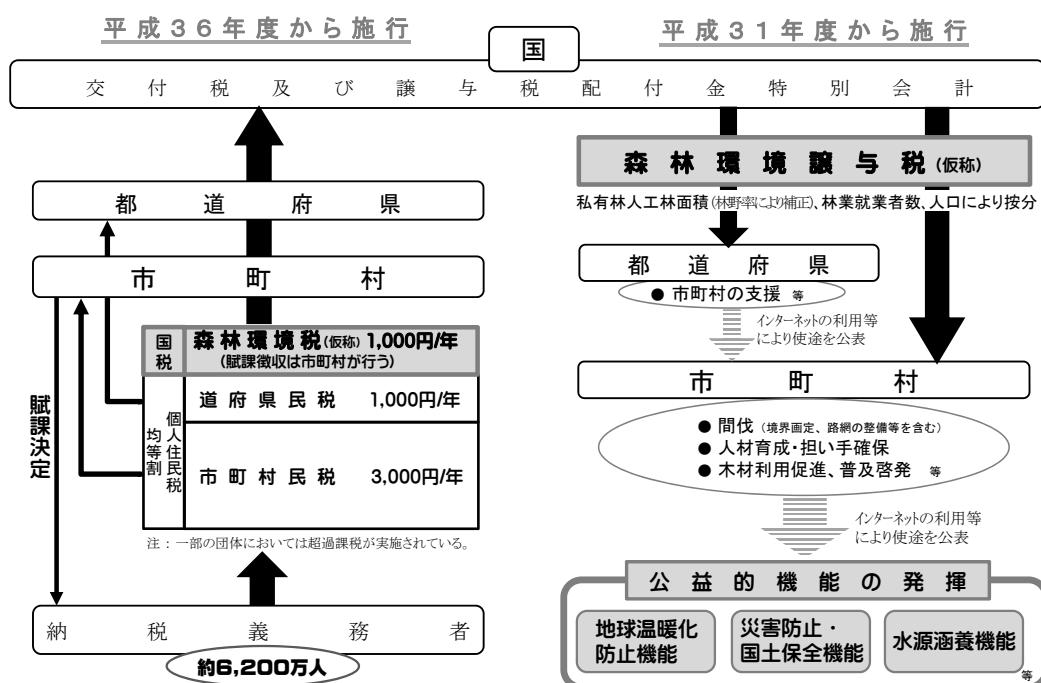
### 3. 制度創設時の経過措置

- 平成35年度までの間における譲与財源は、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

29

## 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ(案)

**森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み**



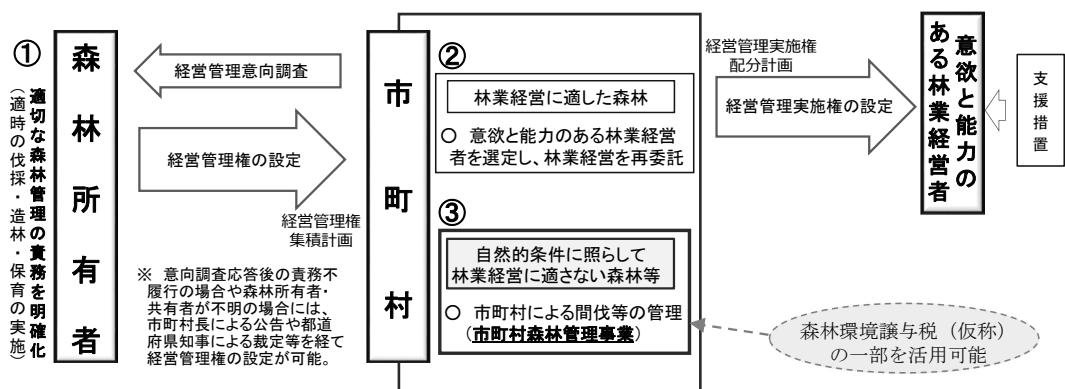
30

## 森林経営管理法の概要

林野庁作成資料（一部加工）

○ 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなげことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら管理を行う仕組みを構築する。

- ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに
- ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
- ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。



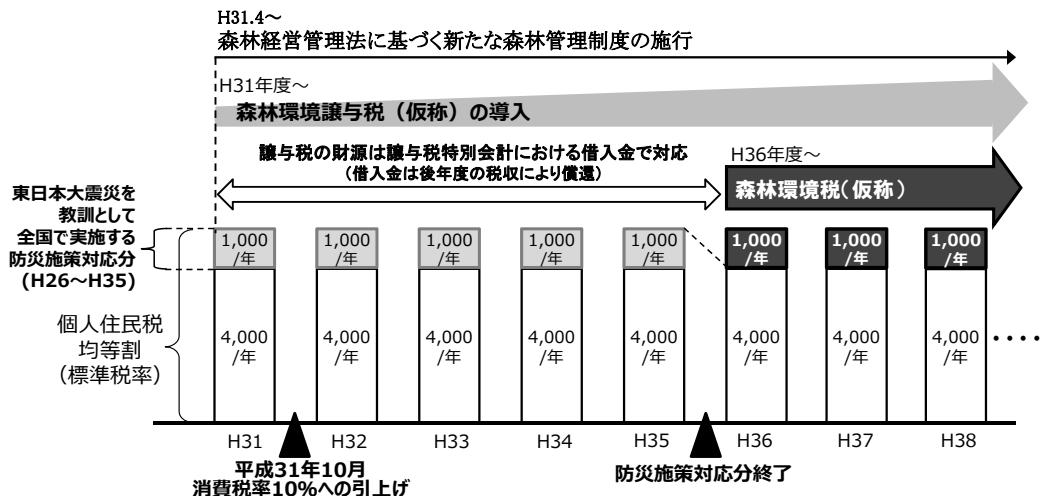
※ 都道府県は、市町村の実施体制の整備の状況等を勘案して、市町村の事を代行することができる。

31

## 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設フレーム(案)

- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
- 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。
- 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の収税を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の収税の一部をもって確実に償還。

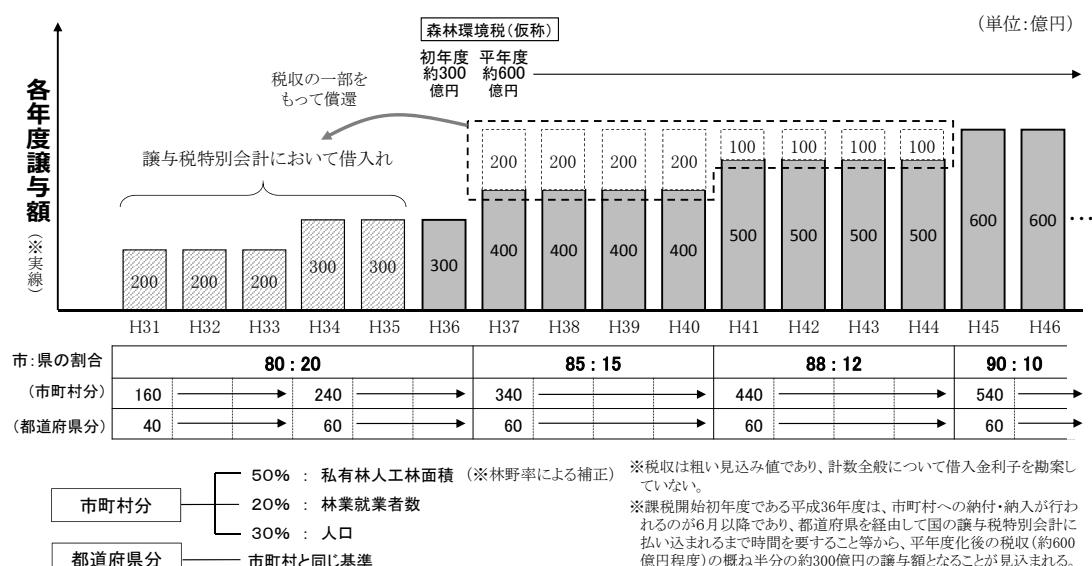
**※森林經營管理法(平成31年4月施行)を踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。**



32

## 各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準(案)

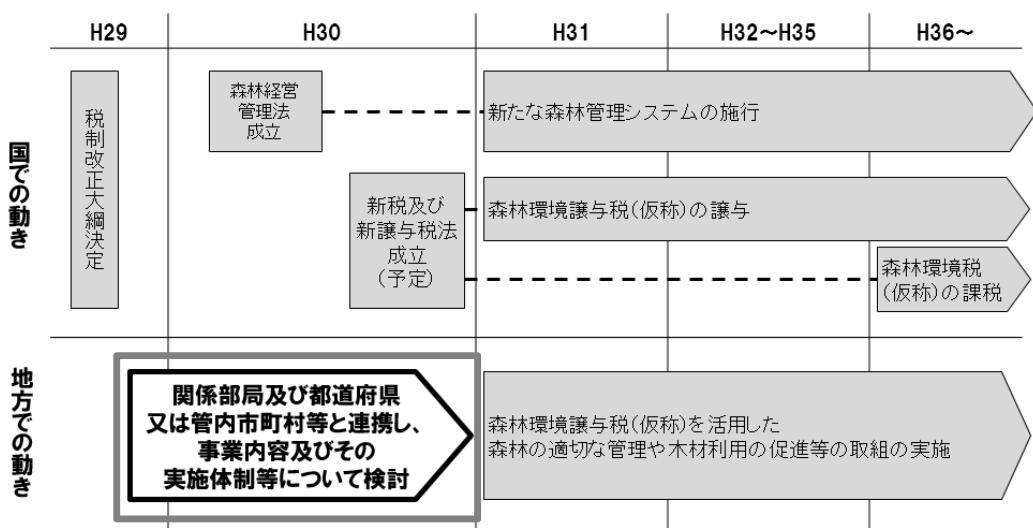
- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するよう借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



33

## 新たな森林管理システムの施行と森林環境譲与税(仮称)の譲与開始に向けて

- 平成31年度より、森林整備等のための新たな財源である森林環境譲与税(仮称)が、各地方団体に対して譲与される予定(平成31年通常国会に関連法案を提出予定)。
- この財源を活用し、森林の適切な管理や木材利用の促進等の取組が円滑に実施できるよう、市町村及び都道府県にあっては、あらかじめ、関係部局及び都道府県又は管内市町村並びに森林組合や林業事業体等と連携し、事業内容及びその実施体制等について検討を進めていただきたい。



34

### 参考事例集

林野庁作成資料より抜粋

<p><b>間伐等の森林整備</b></p> <p>○手入れ不足の人工林の解消 【奈良県天川村】 ・手入れ不足の私有林の間伐に村が定額を助成。 ・所有林への関心が薄かった小規模森林所有者の施業意欲が向上。</p>  <p>(事業実施後の森林)</p> <p>○百年の森林創造事業 【岡山県西粟倉村】 ・村と森林所有者、森林組合が長期施業管理に関する契約を締結して森林整備を実施。 ・町の主導で間伐を進めるとともに、間伐材を村内の薪ボイラー燃料温泉施設等を供給。</p>  <p>(「百年の森林構想」のモデル林)</p>	<p><b>人材育成・担い手の確保</b></p> <p>○担い手育成と間伐推進をセットで推進 【高知県佐川町】 ・個人で管理できなくなった森林を町が管理。 ・施業は、地域おこし協力隊任期満了者や永続的な森林経営を志す林業者に委託。</p>  <p>(研修会の様子)</p> <p>○林業を志す人への研修【石川県金沢市】 ・林業に従事する意欲のある方を対象に、年間40日程度、2年間の研修を実施。 ・研修修了生の所有森林の手入れが進むとともに、請負による施業も推進</p>  <p>(雪起こしの実習)</p>	<p><b>木材利用・普及啓発</b></p> <p>○友好都市で生産される木材を活用した公共建築物の整備 【東京都板橋区と栃木県日光市】 ・区・市が「みどりと文化の交流協定」を締結。市内に「板橋の森」を設定し、小学生が交流。 ・「木材使用と環境教育の覚書」も締結し、区立小中学校の改築において、日光市産のスギやヒノキを活用。</p>  <p>(学校の様子)</p> <p>○都市と山村との交流 【東京都世田谷区と群馬県川場村】 ・川上と川下の住民の連携による森林の保全・育成を進めため、「友好の森事業」に関する相互協力協定」を締結。 ・区立小学校の全校5年生が2泊3日で、森林作業等を実施。</p>  <p>(友好の森事業のフィールドにおける活動)</p>
---	--	---

35

# 自治体戦略2040構想研究会第一次・第二次報告について

## ～人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～



平成30年11月30日(金)

総務省自治行政局市町村課(併)2040戦略室

課長補佐 吉村 頸

## 自治体戦略2040構想研究会について

### 2040年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方の検討が必要

- 我が国の人団は、2008年(1.28億人)をピークに減少。**大都市部を中心に高齢化が急ピッチで進行。**  
**2040年頃には総人口は毎年100万人近く減少。**  
→ **自治体の税収や行政需要に極めて大きな影響を与える。**
- 医療、福祉、インフラ、空間管理など、**住民サービスの多くは地方自治体が支えている。**  
地方自治体が**持続可能な形**で住民サービスを提供し続けることが、「住民の暮らし」や「地域経済」を守るために不可欠。さらには、我が国が国際社会において「名譽ある地位」を占め続けるためにも必要。

高齢者人口がピークを迎える**2040年頃**(2042年に3,935万人)をターゲットに、  
① 住民生活に不可欠な行政サービスがどのような課題を抱えていくことになるのか、  
② その上で、住み働き、新たな価値を生み出す場である、都市をはじめとする自治体の多様性をどのように高めていくのか、  
③ ①、②のために、**どのような行政経営改革、圏域マネジメントを行う必要があるのか**、  
検討を進める必要がある。

➡**持続可能で多様な自治体による行政の展開が、我が国のレジリエンス(強靭性)向上につながる。**

#### 世界の変化(2015→2040)

- **人口はアジア、アフリカを中心**に18億人増加  
世界の人口:14億人→92億人(うちアジア7億人、アフリカ9億人)  
アジアの人口:印13億、バキスタン4.9億、インドネシア4.5億、中4.2億
- **人口は都市部へ集中**。都市の時代に  
世界の都市人口:40億→57億、印+2.8億、中+2.6億、インドネシア+0.7億
- **東アジア諸国を中心**に高齢化が進展  
合計特殊出生率(2015):印1.45、タ1.4、韓1.24、台湾1.18
- **世界経済の中心は欧米からアジアへ**  
GDPシェア(2010→2030):米24→20、欧17→12、中16→24、印6→10、日7→4

#### 日本の変化(2015→2040)

- **人口は0.16億人減少し、1.11億人に**
- **団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口がピーク**  
65歳以上人口: 3,387万人 → 3,927万人 (+534万人(+16%))  
75歳以上人口: 1,632万人 → 2,239万人 (+607万人(+37%))
- **三大都市圏で特に高齢化が急速に進行。**  
**東京都も2025年をピークに人口減少に転じる。**  
65歳以上人口: 東京都 307万人 → 400万人 (+93万人(+30%))  
大阪府 232万人 → 265万人 (+33万人(+14%))  
愛知県 178万人 → 224万人 (+46万人(+26%))
- **生産年齢人口減少により労働力確保が課題**  
生産年齢人口: 7,728万人 → 5,978万人 (▲1,750万人)

## 開催概要

### 座長・座長代理・委員

(座長)	清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長 慶應義塾学事顧問
(座長代理)	牧原 出	東京大学先端科学技術研究センター教授
(委員)	飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授
	池本 美香	株式会社日本総合研究所調査部主任研究員
	井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
	大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
	林 直樹	金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授
	松永 桂子	大阪市立大学商学部准教授
	村上 由美子	OECD東京センター所長
	横田 韶子	株式会社コラボラボ代表取締役

### 開催実績

第1回(10月 2日)	意見交換
第2回(10月31日)	「教育・子育て」
第3回(11月16日)	「医療・介護」
第4回(12月 7日)	「インフラ・公共施設／公共交通」
第5回(12月15日)	「空間管理・治安・防災」
第6回( 1月30日)	「労働」
第7回( 2月 7日)	「産業・ICT」
第8回( 2月23日)	「自治体行政」
第9回( 3月19日)	第一次報告とりまとめに向けて①
第10回( 3月29日)	第一次報告とりまとめに向けて②
4月26日	第一次報告を大臣に手交
第11回( 4月27日)	「地域圏の圈域マネジメント」
第12回( 5月10日)	「大都市圏(特に東京圏)の圈域マネジメント」
第13回( 5月30日)	「多様な使い手によって住民ニーズを満たす仕組み／自治体行政の標準化」
第14回( 6月 6日)	第二次報告とりまとめに向けて①
第15回( 6月15日)	第二次報告とりまとめに向けて②
第16回( 6月27日)	第二次報告とりまとめに向けて③
7月 3日	第二次報告を大臣に手交

2

### I 我が国の人団の動向・人口段階別市区町村の変動(2015→2040)(P.4~6)

### II 2040年頃までの個別分野の課題(P.7~12)

**第一次報告**

- 1 子育て・教育
- 2 医療・介護
- 3 インフラ・公共交通
- 4 空間管理・防災
- 5 労働力
- 6 産業・テクノロジー

### III 2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応(P.13・14)

**第一次報告**

- 1 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏
- 2 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全
- 3 スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

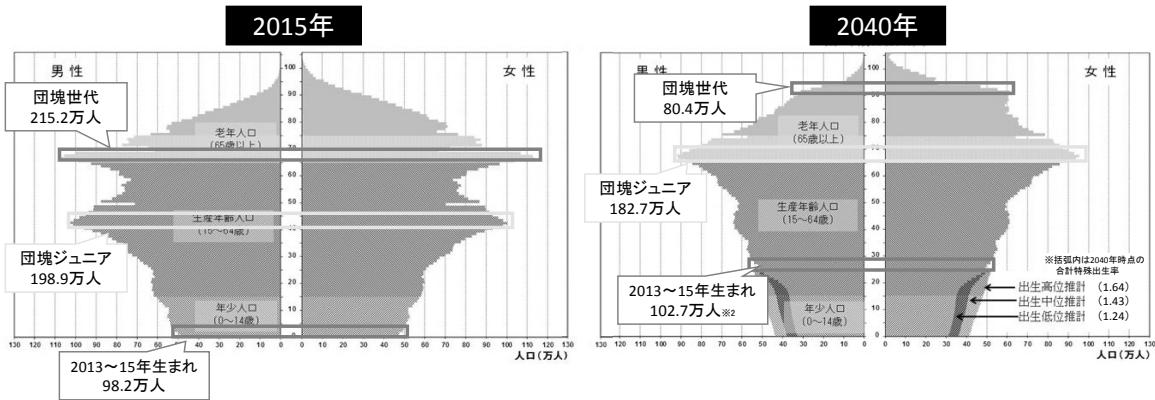
### IV 新たな自治体行政の基本的考え方(P.15・16)

**第二次報告**

- 1 スマート自治体への転換
- 2 公共私によるくらしの維持
- 3 圏域マネジメントと二層制の柔軟化
- 4 東京圏のプラットフォーム

3

## 2040年に向けた人口の動向について



	出生数	2015年※1	2040年※1
団塊の世代 1947~49年生まれ	267.9万人 ~269.7万人	215.2万人 66~68歳	80.4万人 91~93歳
団塊ジュニア 1971~74年生まれ	200.1万人 ~209.2万人	198.9万人 41~44歳	182.7万人 66~69歳
【参考】 2013~15年生まれ	100.4万人 ~103.0万人	98.2万人 0~2歳	102.7万人※2 25~27歳

※1 2015年、2040年の各世代人口は各年齢の平均を記載。

※2 日本の将来推計人口は、国籍に関わらず日本に在住する総人口を推計の対象としており、国際人口移動率(数)を仮定して推計を実施している。

出典:出生数は厚生労働省「人口動態統計調査」から作成、  
2015年、2040年人口は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)から作成

4

## 人口段階別市区町村の変動(2015→2040)[H30推計]

※人口は2015年時点  
※下線(赤文字)は2040年の人口が下位の人口区分へ変動する団体。枠囲み(緑文字)は2040年の人口が上位の人口区分へ変動する団体。  
※太枠は各人口段階において団体数が最も多い人口増減率のカテゴリー

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30. 3)」から作成  
※ 地域別将来推計人口では福島県内市町村は推計がないため、市区町村数の合計は

## 人口段階別市区町村の変動(2015→2040)[H30推計]

※人口は2015年時点  
※下線(赤文字)は2040年の人口が下位の人口区分へ変動する団体。枠囲み(緑文字)は2040年の人口が上位の人口区分へ変動する団体。

※太枠は各人口段階において団体数が最も多いため増減率のカテゴリ

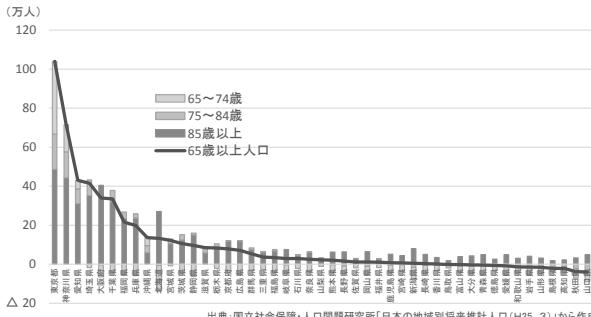
※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30.3)」から作成  
※ 地域別将来推計人口では福島県内市町村は推計がないため、市区町村数の合計は

※ 地域別特需推計人口では福島県内市町村は推計がないため、市区町村数の合計は1,682としている。 6

### 2040年頃までの個別分野の課題(医療・介護)

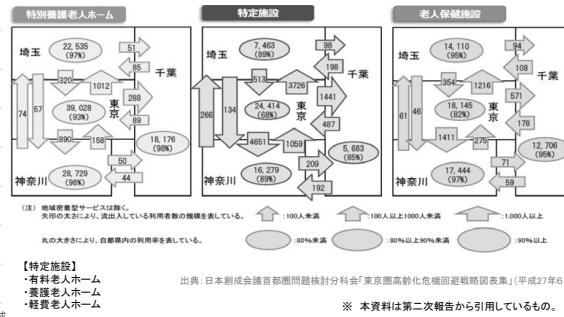
第一次報告

**【高齢者】** 東京圏を中心に、高齢者（特に医療・介護ニーズが高まる85歳以上）が2040年にかけて増加。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別特需推計人口（H25.3）」から作成

**【介護】** 東京圏では、県境を越えて介護施設等を利用。  
東京都が最も他県への依存度が高い。

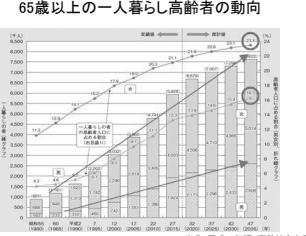


出典：日本創成会議首都圏問題検討分科会「東京圏高齢化危機回避戦略図表集」（平成27年6月）

※ 本資料は第二次報告から引用しているもの。

**【介護】** 介護人材の需給ギャップが拡大。

**【高齢者】**一人暮らし高齢者が増加。  
高齢者が増加する東京では、家族や地域の支えが弱い。



都道府県名	認可地団体 団体数 (団体)	加入率別の割合(%)			
		0~50%	50~70%	70~90%	90%以上
山形県	152	0.7	7.2	15.8	76.3
埼玉県	148	3.4	31.8	25.0	39.9
東京都	142	19.7	54.2	17.6	8.5
岐阜県	222	0.5	12.2	44.6	42.8
島根県	161	0.0	5.6	15.5	78.9

※ 総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果」(H26.3)  
認可地縁団体はH20.4～H25.4に認可されたものが対象。

	2000年	2013年	2025年
介護職員	55万人	171万人	<p>【需要見込み】 253.0万人            【現状推移シナリオによる供給見込み】            215.2万人            【需給ギャップ】 37.7万人</p>

※ 需要見込み(約253万人)については、市町村により第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計

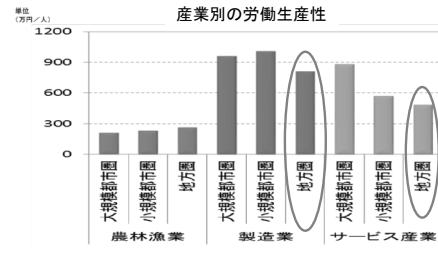
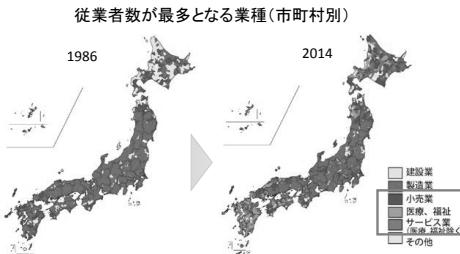
※ 供給見込み(約215万人)については、現状推移シナリオ(近年の入職・離職等の動向による推計)による推計(平成27年度以降に追加的に取り組んだ施策の効果は含んでいない)

### 2040年頃までの個別分野の課題(産業・テクノロジー)

第一次報告

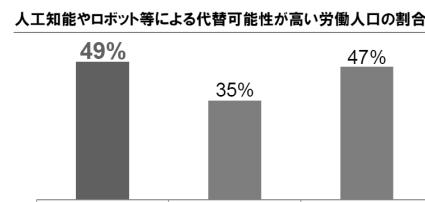
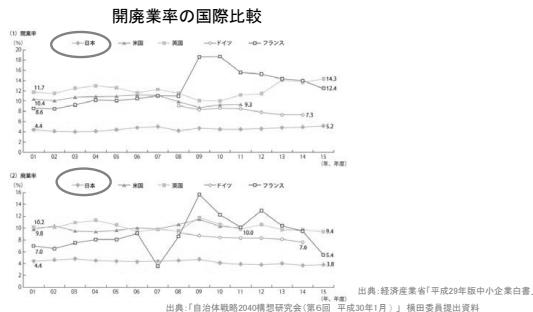
**【産業】** 地方圏では労働集約型サービス産業が増加。

**【産業】**地方圏のサービス産業は生産性が低い。



**【産業】**開業率・廃業率が低水準に止まり、産業の新陳代謝が低調。

**【テクノロジー】**ロボットやAI(人工知能)、生命科学と共生・協調する社会を構築する必要がある



※米国データはオズボーン准教授、フレイ博士の共著“*The Future of Employment*”(2013年)、  
英米データはオズボーン准教授、フレイ博士、およびヨーロット・マンソン社による報告結果(2014年)  
出所) NRIとオックスフォード大学マイケル A. オズボーン准教授等との共同研究(2015年)  
参考文献) 労働政策審議会労働政策基本部会「第3回平成29年12月」(株式会社野村総合研究所  
監修刊行)、2020年研究室、上田恵麻(東京大学准教授)著。

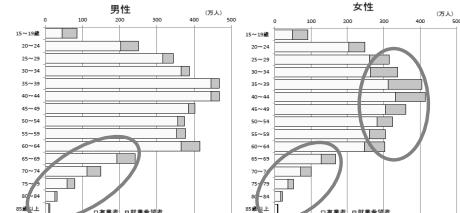
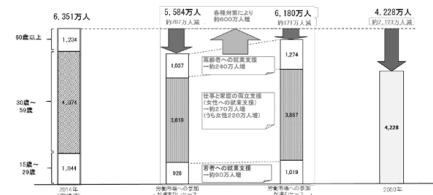
8

## 2040年頃までの個別分野の課題(労働力)

第一次報告

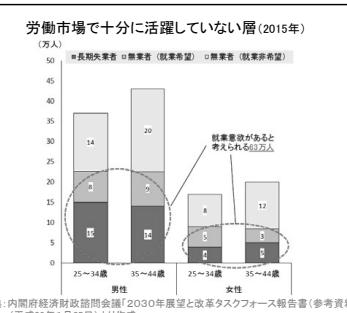
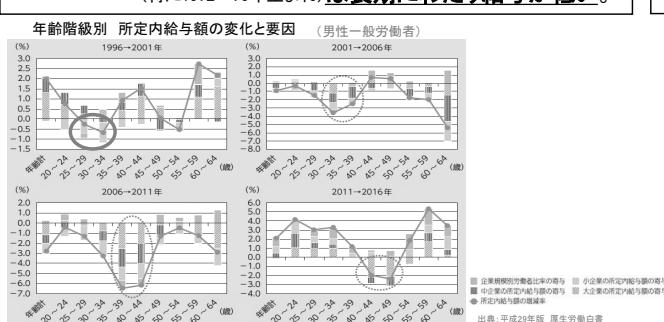
**【労働力】高齢者と女性、若者の労働参加が進まないと  
労働力不足が顕著に。(2030年に600万人の差)**

**【就労ギャップ】** 高齢者と女性は、就職希望者数に  
対し、有業者が少ない。



【就職氷河期】バブル崩壊後の就職氷河期に就職した世代（特に1970-79年生まれ）は長期にわたる給与が低い

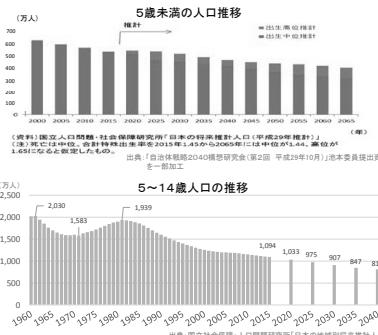
【就職氷河期】就業意欲がある長期失業者、無職者が多い



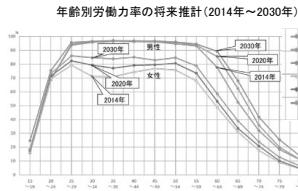
#### 2040年頃までの個別分野の課題(子育て・教育)

第一次報告

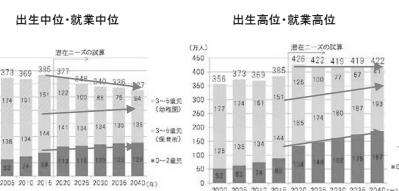
【子育て】5歳未満人口、5~14歳人口ともに減少傾向。



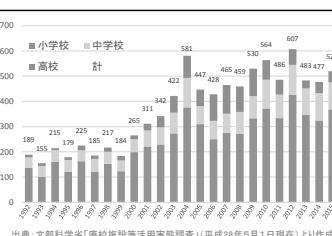
**【子育て】** 社会構造の変化に即した子育て環境の整備が必要。



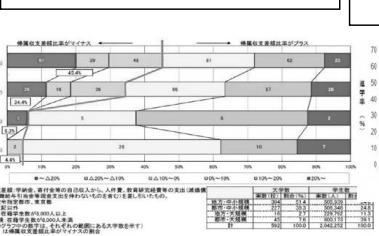
**【子育て】** 幼稚園ニーズは減少。  
保育所ニーズは増加。



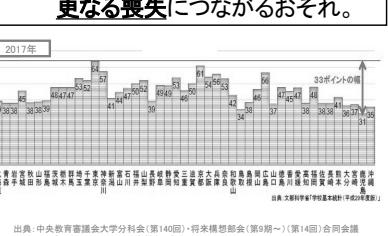
**【学校】** 児童生徒数の減少により、  
小規模校や廃校が増加。



**【大学】** 地方の私立の小規模  
大学は経営が厳しい。



**【大学】** 大学進学率が低い地方圏において、高等教育を受ける機会の更なる喪失につながるおそれ。



10

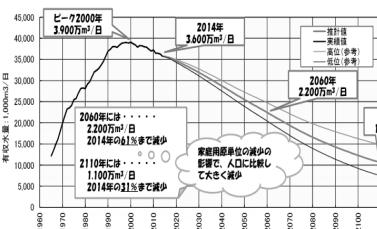
#### 2040年頃までの個別分野の課題(インフラ・公共交通)

第一次報告

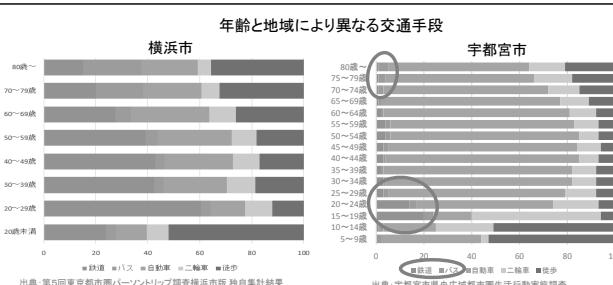
**【インフラ】** 老朽化したインフラ・公共施設が大幅に増加。



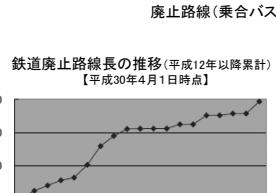
【インフラ】人口減少下では、公営企業(水道)の料金が上昇するおそれ。



**【公共交通】** 地方圏では、高齢者の利用は少なく、主要な利用者である高校生が減少すると、さらに民間事業者の経営環境が悪化するおそれ。



【公共交通】 乗合バス・鉄道の廃止路線が増加



(鉄道)の状況		(各年度)
	廃止バス路線キロ	
19年度	1,832	
20年度	1,911	
21年度	1,856	
22年度	1,720	
23年度	842	
24年度	902	
25年度	1,143	
26年度	1,590	

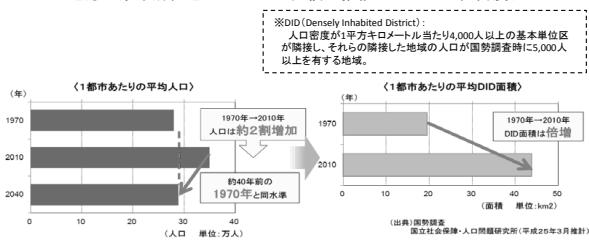
11

## 2040年頃までの個別分野の課題(空間管理・防災)

第一次報告

【空間管理】都市では、人口減少により、「**都市のスponジ化**」やDID(人口集中地区)の低密度化が進行。

地方の県庁所在地の人口とDID面積の推移 ⇒ DIDの低密度化



20年間における空き地等の分布の変化 ⇒ スポンジ化



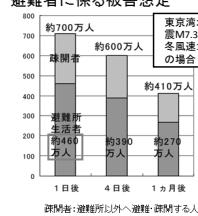
【集落】中山間地域では、**集落機能の維持が困難になるような低密度化が発生するおそれ。**

岡山県の人口の増減(2010→2050)

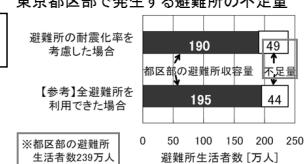


【防災】首都直下地震発災時には避難所生活者が最大約460万人が発生。23区では**収容力が不足**。

避難者に係る被害想定



東京都区部で発生する避難所の不足量



12

## 2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応①

第一次報告

- ◆ 2040年頃にかけて迫り来る我が国の危機を乗り越えるべく、**全ての府省が政策資源を最大限投入**するに当たって、**地方自治体も、持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるようなプラットフォーム**であり続けなければならない。
- ◆ **新たな自治体と各府省の施策(アプリケーション)**の機能が最大限発揮できるようにするための**自治体行政(OS)**の書き換えを大胆に構想する必要がある。

### 1. 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏

#### 2040年頃にかけての危機

- 東京圏は入院・介護ニーズの増加率が全国で最も高い。医療介護人材が地方から流出のおそれ
- 東京圏には子育ての負担感につながる構造的要因が存在し、少子化に歯止めがかからないおそれ
- 地方圏では東京からのサービス移入に伴う資金流出が常態化
- 中山間地域等では、集落機能の維持や耕地・山林の管理がより困難に

#### 考えられる対応

- |                                     |
|-------------------------------------|
| □ 元気な高齢者が支援を必要とする高齢者の支え手にまわる仕組み     |
| □ 地域内の自治体が連携した医療・介護サービス供給体制         |
| □ AIによる診断など技術革新の成果を積極的に導入し、支え手不足を緩和 |
- 
- |  |
|--|
| □ 共働き社会に対応した保育サービス、より安定的な就労環境とワークライフバランス、長時間通勤を減らす職住環境など、複合的な少子化対策 |
|--|
- 
- |   |
|---|
| □ ワークライフバランスを実現しやすい <b>地方圏に移住しやすい環境</b> の整備                               |
| □ サービス業について、多様な人材が集積する <b>指定都市や中核市等を中心</b> として、新陳代謝によるイノベーションを誘発し、稼ぐ力を高める |
| □ 意欲ある担い手への集約を進め、農林水産物の輸出を拡大  |
- 
- |  |
|--|
| □ 中山間地域等において、集落移転を含め、地域に必要な <b>生活サービス機能を維持する選択肢</b> の提示と将来像の合意形成 |
| □ 粗放的な針広混交林としての保全など、 <b>保険的な管理</b> も選択肢化                         |

13

## 2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応②

第一次報告

### 2. 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全

#### 2040年頃にかけての危機

- 世帯主が雇用者として生活給を得る従来の世帯主雇用モデルがもはや標準的とはいえない
- 就職氷河期世代で経済的に自立できない人々がそのまま高齢化すれば社会のリスクになりかねない
- 若者の労働力は希少化し、公民や組織の枠を超えた人材確保が必要
  
- 教育の質の低下が、技術立国として、国際競争での遅れにつながるおそれ

#### 考えられる対応

- 男性も、女性も、ともにライフステージに対応し、イノベーションをもたらす起業を含め、無理なく活躍できる柔軟な就労システムの構築
- 活躍し続けたいと思う女性や高齢者、就職氷河期世代の不安定な就労環境にある人々が就労の場が得られるような受け皿づくり
- 共助の領域を広げ、多様なバックグラウンドを持つ様々な年齢層の人々が必要なスキルを身につけながら、力を發揮することができるようにするための新たなスキームと就労モデルの構築
  
- 量的ニーズの減少を質の向上の契機と捉え、良質な施設を残しつつ適正な配置を行い、質の高い教職員を確保し、子供たちに充実した教育環境を提供
- 学び直しや高度なSTEM教育（科学・技術・工学・数学）の場として、地方において洗練された高等教育機関を確保

### 3. スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

#### 2040年頃にかけての危機

- 多くの都市で「都市のスポンジ化」が顕在化。放置すれば加速度的に都市の衰退を招くおそれ
- 東京圏では都心居住が進むが、過度の集中は首都直下地震発生時のリスクに
- 高度経済成長期以降に整備されたインフラが老朽化し、更新投資が増加

#### 考えられる対応

- 地域経済をけん引する都市機能や生活機能を確保するため、DID（人口集中地区）における一定の集積を維持
- より安全で、医療や介護、買い物などの生活機能が近隣で維持された空間に集住することで、自然災害リスクを減少し、高齢者にも住みやすい空間を形成。警察力・消防力の効率的な運用で、治安・救急面での安心も確保
  
- 量を減らしながら既存ストックを有効活用するため、IoTを活用したインフラ点検の省力化とあわせて、活用方法の多様化などにより価値を向上
  
- 東京圏において、郊外を含めた地域全体の持続可能性を高めるため、職住近接ができるような地域の構築

14

## 新たな自治体行政の基本的考え方①

第二次報告

### 労働力（特に若年労働力）の絶対量が不足

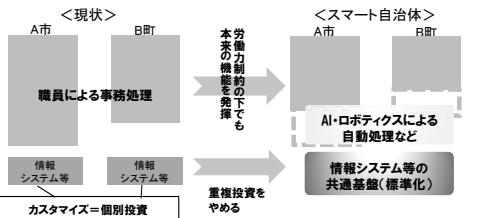
### 人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要

#### スマート自治体への転換

- ＜破壊的技術（AI・ロボティクス等）を使いこなすスマート自治体へ＞
- 経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要。
  - 全ての自治体で、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体へ転換する必要。

#### ＜自治体行政の標準化・共通化＞

- 標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制へ。
- 自治体ごとの情報システムへの重複投資をやめる枠組みが必要。円滑に統合できるように、期限を区切って標準化・共通化を実施する必要。
- ⇒ 自治体の情報システムや申請様式の標準化・共通化を実効的に進めるために、新たな法律が必要となるのではないか。



#### ＜我が国の出生数の推移＞



#### 公共私によるくらしの維持

#### ＜プラットフォーム・ビルダーへの転換＞

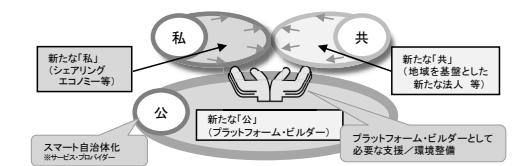
- 人口減少と高齢化により、公共私それぞれのくらしを支える機能が低下。
- ⇒ 自治体は、新しい「公共私相互間の協力関係」を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換する必要。
- 公・私が必要な人材・財源を確保できるように公による支援や環境整備が必要。

#### ＜新しい公共私協力関係の構築＞

- 全国一律の規制を見直し、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- ソーシャルワーカーなど技能を習得したスタッフが隨時対応する組織的な仲介機能が求められる。

#### ＜くらしを支える担い手の確保＞

- 定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求める人が、人々のくらしを支えるために働く新たな仕組みが必要。地域を基盤とした新たな法人が必要。
- 地方部の地縁組織は、法人化等による組織的基盤の強化が必要。



15

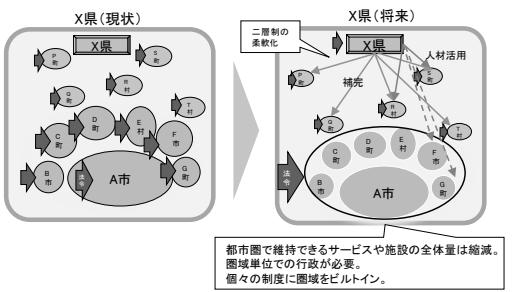
**図域マネジメントと二層制の柔軟化**

**<地方圏の図域マネジメント>**

- 個々の市町村が行政のフルセグメントから脱却し、図域単位での行政をスタンダード化し、戦略的に図域内の都市機能等を守る必要。
- 現状の連携では対応できない深刻な行政課題への取組を進め、広域的な課題への対応力（図域のガバナンス）を高める仕組みが必要。
- 個々の制度に図域をビルトインし、連携を促すルールづくりや財政支援、連携をしない場合のリスクの可視化等が必要。
- ⇒ 地域単位で行政を進めるごとに真正面から認める法律上の枠組みを設け、中心都市のマネジメント力を高めることが必要ではないか。

**<二層制の柔軟化>**

- 都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じ、都道府県と市町村の機能を結集した行政の共通基盤の構築が必要。
- 核となる都市がない地域では都道府県が市町村の補完・支援に本格的に乗り出すことが必要。
- 都道府県・市町村の垣根を越え、専門職員を柔軟に活用する仕組みが必要。



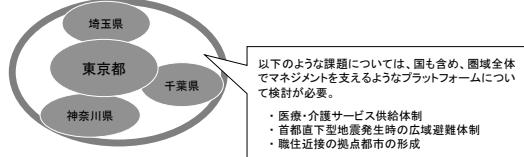
**東京圏のプラットフォーム**

**<三大都市圏それぞれの最適なマネジメント手法>**

- 東京圏では、市町村合併や広域連携の取組が進展していない。早急に近隣市町村との連携やスマート自治への転換をはじめとする対応を講じなければ、人口減少と高齢化の加速に伴い危機が顕在化。
- 社会経済的に一體性のある圏域の状況は、三大都市圏で異なる。最適なマネジメントの手法について、地域ごとに枠組みを考える必要。

**<東京圏のプラットフォーム>**

- 利害衝突がなく連携しやすい分野にとどまらず、連携をより深化させ、図域全体で負担の分から合いや利害調整を伴う合意形成を図る必要。
- ⇒ 今後も我が国の有力な経済成長のエンジンとしての役割を果たしていくため、東京圏全体で対応が必要となる深刻な行政課題に關し、国も含め、図域全体でマネジメントを支えるようなプラットフォームについての検討が必要。
- 長期にわたる医療・介護サービス供給体制を構築する必要。
- 首都直下地震に備え、広域的な避難体制の構築が必要。
- 仕事と子育て等を両立しやすい環境づくりの観点からも、都心に通勤しながらでも済むような、東京23区外で居住近接の拠点都市の構築が必要。



## 第32次地方制度調査会について

### 1. 概要

地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、昭和27年12月、総理府(現:内閣府)に設置。

平成30年7月5日に、第32次地方制度調査会の第1回総会が開催され、総理より諮問。

### 2. 委員

(任期: H30.7.5～H32.7.4)

委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

#### 委員 第2回総会時点(H30.12.18時点)

##### 【学識経験者18名】

飯島 淳子	東北大学教授
○ 市川 晃	住友林業(株)代表取締役社長
伊藤 正次	首都大学東京教授
太田 匡彦	東京大学教授
大橋 真由美	成城大学教授
大屋 雄裕	慶應義塾大学教授
○ 大山 礼子	駒澤大学教授
岡崎 浩巳	地方公務員共済組合連合会理事長
宍戸 常寿	東京大学教授
勢一智子	西南学院大学教授
田中 里沙	事業構想大学院大学学長、(株)宣伝会議取締役
谷口 尚子	慶應義塾大学准教授
牧原 出	東京大学教授
武藤 博己	法政大学教授
村木 美貴	千葉大学教授
★ 山本 隆司	東京大学教授
横田 肇子	(株)コラボラボ代表取締役
渡井 理佳子	慶應義塾大学教授

##### 【国会議員6名】

あかも 二郎	衆議院議員
井上 信治	衆議院議員
坂本 哲志	衆議院議員
武内 則男	衆議院議員
江島 潔	参議院議員
二之湯 智	参議院議員

##### 【地方六団体6名】

古田 勲	岐阜県知事(全国知事会)
柳居 俊学	山口県議会議長(全国都道府県議会議長会会長)
立谷 秀清	福島県相馬市長(全国市長会会長)
山田 一仁	札幌市議会議長(全国市議会議長会会長)
荒木 泰臣	熊本県嘉島町長(全国町村会会長)
櫻井 正人	宮城県利府町議会議長(全国町村議会議長会会長)

(委員 30名)

(◎:会長、○:副会長、★:専門小委員会委員長)

### 3. 諒問

人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、

・図域における地方公共団体の協力関係、

・公・共・私のベストミックス

その他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める。

